

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和4年10月31日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年10月31日（月）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育支援課 宗政参事
教育総務課 金井課長
学校給食センター 久古所長

3 件名

桜台小学校・桜台中学校給食あり方に関する教育委員会の方針について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・スケジュールについてはどのようになっているか。
→桜台小学校の大規模改修が、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度に工事となっているので、令和7年度の工事に合わせて令和7年度統合と考えている。
- ・桜台中は令和11年度に工事予定だが、中学校は別にするのか。
→中学校の給食室についても設備の老朽化は進んでおり、小学校と同じタイミングと考えている。
- ・統合した後の給食室の活用については何か考えているか。
→小学校は配膳室という形で考えている。中学校についても配膳室と考えているが、今後調整していきたい。
- ・現在雇用されている人についてはどうなるのか。
→調理員については、委託業者で雇用されている。栄養士については、中学校が県費、小学校が市費の職員となっているのでそれぞれ各雇用主での対応となる。
- ・教育委員会議での結果は公表されているのか。
→議事録は公表されている。
- ・残菜の事もあり、提言書にあるように今後食育の推進をお願いしたい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 教育支援課

件名	桜台小学校・桜台中学校給食のあり方に関する教育委員会の方針について					
内容	<p>桜台小学校・桜台中学校給食のあり方について、令和4年8月26日、「白井市桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会」から提出された「提言書」を踏まえ、9月8日、白井市教育委員会定例会において、下記の通り方針を決定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 方針 白井市桜台小学校・桜台中学校給食のあり方については、桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会から提出された「提言書」の内容をその方針とする。</p> <p>2 「提言書」の内容 (1) 骨子 桜台小学校・中学校の調理施設・設備の老朽化や市の財政状況、市民から示されたアンケートの結果に鑑みると、公費負担の平等性や将来負担の低減の観点から、また、将来にわたって学校給食衛生管理基準を確保する観点から、桜台小学校・桜台中学校の給食提供については、学校給食センターに将来的に統合することが適切であると考えます。</p> <p>(2) 付言 ① 残菜率の改善に向け、適切に対応をすべきである。 ② 食育の充実について、桜台小学校・桜台中学校食育の取り組みや知見を十分に活かし、市全体に波及させていくことが強く望まれる。</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p><教育委員会議での主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 桜台小中学校給食が統合となった場合、給食センターの調理能力に影響はあるか。 →6, 500食まで対応可能であり、統合後も調理能力を超えないものと想定している。 統合により削減された予算を、小中学校での食育がより推進されるよう、子どもたちのための取り組みに使ってほしい。 					
今後のスケジュール						
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	有	HP(R5.11月)
	市民参加	無				
	報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等 白井市附属機関条例					
	関係課 財政課 企画政策課 教育総務課					
	事業費 337 千円 (うち特定財源 0 千円)					
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会 提言書

令和4年8月26日（金）

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

1 はじめに

桜台小学校・桜台中学校の給食調理場は、平成6年に供用が開始され、施設・設備の老朽化及び学校給食衛生管理基準を満たしていないという課題を抱えている。

そのため、平成30年2月に策定された白井市行政経営改革実施計画で、令和2年度後期より、「桜台小・中学校の安全で効率的な学校給食のあり方の調査・検討の開始」と位置付けられ、その後、平成30年8月に策定された「財政推計の見直しと財政健全化の取組」で、桜台小学校・桜台中学校の調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食センターへの移行が取組内容として挙げられた。この移行により、桜台小学校・中学校の調理場の年間運営費6,600万円程度を削減し、配送車を確保することで、4,900万円程度の経費削減が見込めるとしている。

これらのことを踏まえ、平成30年度より、桜台小学校・桜台中学校の給食提供を学校給食センターへ移行することについて、白井市として保護者の理解を求めたが、市の説明では保護者の疑問や不安を払拭できず、十分な理解が得られなかった。令和元年12月には「桜台小・中学校の自校式給食を学校給食センターに移行することについては、その時期を令和3年度から予定していたが、令和3年度以降も当分の間は、現状のままとし、同校の学校給食のあり方について改めて検討する。」とされた。

以上のことから、令和2年12月に白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）が設置され、わたくしたち（別添委員名簿参照）が委員として委嘱を受け、これまで検討を進めてきた。

この度、委員会として一定の方向を取りまとめたので、提言書として提出する。

2 検討の経過

（1）第1回 委員会（令和2年12月17日）

- 委員会の目的と役割の確認。
- 白井市給食の現状と桜台小学校・桜台中学校の給食についての説明。
- 桜台小学校・桜台中学校給食のあり方の検討に関するこれまでの経緯の説明。
- 今後のスケジュールの承認・確認。

- ・ この回では、27年ほど経った桜台小学校・桜台中学校の校舎の大規模改修とともに、調理場が老朽化していること、衛生管理基準を満たす設備にするには増床が必要なことが説明された。
また、令和元年7月に実施された桜台小学校・桜台中学校のPTAアンケートで、給食センター統合に反対が74.6%（回収率56.0%）であることが示された。
- ・ 給食の方法については、①自校方式 ②親子方式（新規建設） ③給食センター方式 ④デリバリー方式 が今後考えられることが示された。

<参考資料>

【「3. 桜台小中学校の給食（P 1 3）」 資料1】

【「5. 給食の方式について（P 3 3）」 資料2】

※第1回委員会スライド資料より

(2) 第2回 委員会 (令和3年3月26日)

○学校給食センター・桜台小学校・桜台中学校調理場見学。

○桜台小学校・桜台中学校の調理場では、17名の調理員と2名の栄養士が働いていることの確認。

○桜台小中学校の給食のあり方についてアンケートの実施方法について検討。

- ・ この回では、市内3カ所の給食調理場を見学した後、アンケートの実施方法について検討した。
- ・ 検討の結果、以下のように決定した。
 - ①対象 白井市民全般の中から抽出（有効数）
 - ②実施時期 令和3年7月
 - ③結果報告 令和3年10月の第4回委員会
 - ④アンケート内容 抱えている現状と課題をコンパクトに整理し、簡単な方向性について回答。自由記述欄を設け、意見がある方はそこに書いていただく。

(3) 第3回 委員会 (令和3年6月22日)

○桜台小学校・桜台中学校の給食試食。

○説明事項（市の子育て施策について、市の財政状況について、食育について）

○アンケートの内容について意見交換。

- ・ この回では、桜台小学校・桜台中学校の給食の試食を行った。その後、白井市第5次総合計画に基づいた子育て施策が計画・実施されていること、市の財政状況として決して余力があるわけではないこと、各学校で食育年間計画に沿って食育を行っていることについての説明があった。
続いて、事前に送付したアンケート（案）に対し、各委員から提出された意見について検討した。意見は50項目と多岐にわたるため、委員長から各委員へ意見があるかと確認後、意見がなければ、委員長の考えを述べ、それに対し委員が意見を述べるという形で進めていきたいとし、話し合いを進めた。
- ・ アンケートについて以下のように決定した。具体的な修正については、事務局と委員長に一任された。

- ①アンケートは、答申を行うための参考意見として行うものであり、アンケートの結果に我々の結論が縛られるものではない。
- ②配付は、アンケートの有効数を回収するため1,500人(対象は18歳から78歳以下の無作為に抽出した市民)とする。
- ③1枚目は、アンケート趣旨説明と実施のお願いについて
2枚目は、桜台小学校・桜台中学校と白井市給食センターの比較(説明)
3枚目は、自校方式継続の場合、親子方式(新規建設)に変更する場合、給食センター方式に移行する場合について比較、市の財政状況(説明)
4枚目は、マークシート方式のアンケート(自由記述欄あり)

<参考資料>

- 【「子どもに係る実施計画事業」(市企画政策課より) 資料3】
- 【「財政推計の見直しと財政健全化の取組」(市財政課より) 資料4】
- 【「白井市の財政状況について」(学識経験者の委員より) 資料5】

(4) 第4回 委員会 (令和3年10月20日)

- 説明事項(アンケート結果について、一委員による調査研究論文「義務教育における学校給食の食育のあり方に関する考察～千葉県事例から～」について)
- 桜台小中学校の学校給食に関する桜台地区の方6名からの意見発表。

- ・ この回では、アンケート(対象は市内在住の18歳から78歳以下の市民から無作為に抽出した1,500人。回収数532通、回収率35.5%)の結果について確認した。
- ・ 調査研究論文の内容について一委員より、自校方式、親子方式、給食センター方式による食育の充実度についてアンケート結果の説明があった(資料6参照)。
- ・ 桜台地区の方6名から以下のような意見が出された。
 - ①桜台小学校・桜台中学校の自校方式は、学校給食センターにとってお互いを高め合う存在として役立ち、白井市全体の利益向上につながることから、自校方式の長所をより一層活用する方が得策であるといえよう。給食センター方式に移行した場合の経費削減額約4,900万円(歳出額の約0.2%)を超えるものと考えられる。
 - ②桜台地区創設開始から続く自校式給食は地域特性にマッチし、桜台の地域文化として定着した地元の財産。桜台のまちづくりからは外せないファクターである。
 - ③作り手が目の前にいて、調理中の香りを感じたり、調理員の皆さんと触れ

合ったりすることで、調理員の方の思いや苦勞を肌で感じることができる。
また、栄養士が児童・生徒一人一人をよく把握している。

- ④財政健全化という名のもとに、不要な無駄なものにとらえず、教育的に必要な経費として、今後も桜台小中学校の自校給食を存続してほしい。
- ⑤加工食品を取ると、将来成人病などにかかにつながるのかというエビデンスも取られている。
- ⑥親子方式を新設ではなく、増設で実現する可能性も考えられるので検討してほしい。新設の場合の工事費は、資料では5億5,000万円程度だが、増設だと9,500万円程度の工事費と試算した。

(まとめ) 桜台の最大の特徴として自校式を継続してもらいたい。そして、それは桜台の給食だけではなくて、センター給食のさらなる発展にもつながると考えている。

<参考資料>

【アンケート及びその結果】

【「義務教育における学校給食の食育のあり方に関する考察～千葉県事例から～」資料6】

【「桜台小・中の学校給食に関する桜台の意見」(桜台地区の方6名より)資料7】

(5) 第5回 委員会 (令和4年1月26日)

○説明事項 (学校給食と食育)

○桜台小学校・桜台中学校給食のあり方について検討

- ・ 追加説明として、学校給食と食育について説明された。その後、今までの説明やアンケート結果・三菱UFJ不動産販売による2019年度版の財政健全度ランキング(白井市 全国180位)・東洋経済新報社が2019年に公表した財政力のランキング(白井市 全国133位)を踏まえ、桜台給食のあり方について各委員が意見を述べた。
- ・ 主な意見は以下のとおり。
 - ①ランキングは全体として財政状況が悪化している自治体の中での相対評価に過ぎず、白井市の財政は決して余力があるわけではない。今の若い人たちに将来的に重い負担をかけることは避けなければいけない。
 - ②流山市は人口増加率5年連続日本一を誇っており、自校方式が19校、親子方式が1校である。市長が子育て世代が集まるようなまちづくりに心がけている。

- ③ 柏市長は、食に関して身近に感じることができる現在の自校方式を維持する、と言っている。
- ④ 1つの給食センターで市内全小中学校児童・生徒分の給食を賄える能力がある。
- ⑤ 白井市は給食センターから車で温かいうちに給食を運べる範囲に全ての学校がある。
- ⑥ アンケートより、センター方式に移行を希望する方のほうが、パーセント的には多いということが示された。公費の負担額がこれほど違っているのはよろしくないというような意見が大部分を占めている。
- ⑦ 千葉市の場合、財政が厳しいという面もあるかと思うが、食に重きを置きたいという考えでずっと自校式である。千葉市全体が食育に熱心であり、例えば、公立保育園も各園に栄養士が配置され、自園で給食を出している。
- ⑧ 小学校の調理場を親子方式として増設する場合、その期間、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる。
- ⑨ 小学校の調理場を親子方式として増設する場合、作り手が見えるとか、匂いが漂うというのが、中学校では少なくなってしまう。
- ⑩ 残菜率で算出すると、給食センターの方は小中学校合計で約5,200万円、保護者たちが払った給食費を毎年捨てていることになる。
- ⑪ 今の白井市として、今後どうしていかなければならないかというところが一番大切。まずは、給食センターに統合し、子供たちが安心して給食を食べ続けられる状況をつくってほしい。その上で、食育の充実を図ってほしい。
- ⑫ 桜台給食のよさを給食センターが真似て、どんどん良くなっていけば良い。今の財政状況をあまり考えなければ自校方式存続は希望であり、夢である。

<参考資料>

- 【「学校給食と食育」(学識経験者の委員より) 資料8】
- 【「白井市、桜台地区の人口推移」 資料9】
- 【「平成28年度～令和2年度 給食材料購入費」 資料10】
- 【「平成28年度～令和2年度 残菜率と児童数の推移」資料11】
- 【「平成28年度～令和2年度 学校給食センター、桜台小学校・中学校 残菜処分量及び処分費用」 資料12】

(6) 第6回 委員会 (令和4年7月12日)

○提言書の内容について内容確認と意見交換、採決。

- ・財政面でのコスト削減の必要性について確認した。
- ・「小学校の調理場を親子方式として増設する場合、その期間、給食が提供できず、保護者に負担を強いることになる。」を記載することとした。
- ・老朽化についての見方考え方について再度確認し、27年経ち老朽化していることを記載することとした。
- ・桜台小学校・桜台中学校の調理場では、計17名の調理員が働いていることを記載することとした。
- ・議事は過半数をもって決することを確認した。

3 委員会が最終的な答申をまとめる際の参考とするためアンケートを実施し、その結果は別紙のとおりであった。

4 桜台小学校・桜台中学校給食のあり方についての提言

以上の検討を踏まえ、当委員会として以下のとおり提言する。

桜台小学校・中学校の調理施設・設備の老朽化や市の財政状況、市民から示されたアンケートの結果に鑑みると、公費負担の平等性や将来負担の低減の観点から、また、将来にわたって学校給食衛生管理基準を確保する観点から、桜台小学校・桜台中学校の給食提供については、学校給食センターに将来的に統合することが適切であると考ええる。

○ このことは、白井市の学校給食センターには市内全小中学校児童、生徒分の給食を賄える能力があること、また、車で温かいうちに給食を運べる範囲に全ての学校があることなど、その機能やおいしい給食の提供が可能であることについても十分検討した結果である。

なお、この提言は、委員2名が反対したことにより、全委員による意見の一致が見られなかったため採決により決したものであることを申し添える。

最後に、検討の過程で委員間で議論した点を踏まえ、次の点について付言する。

(1) 残菜率の低減について

学校給食センターでは施設内からのすべてのごみの重量で残菜率を出しており、桜台小学校・桜台中学校では、給食室から出るごみの目視から残菜率を出していて、同一の基準で算出していないので単純な比較はできないが、現在示され

ている給食の残菜率は学校給食センター(H31年度18.3%、R2年度16.6%)の方が桜台小学校・桜台中学校(H31年度4.8%、R2年度4.9%)に比べて多くなっている。これらの改善に向け、適切に対応をすべきである。

(2) 食育の充実について

一般的にセンター方式よりも自校方式の方が食育を充実しやすいと言われている。実際、桜台小学校・桜台中学校においては、これまで栄養教諭・栄養士が中心となって、日々の食育が行われてきた。今後はこれまで培ってきたこれらの取り組みや知見を十分に活かし、市全体に波及させていくことが強く望まれる。

<参考資料>

【委員会委員名簿】

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会委員名簿

	所 属・職	氏 名
1	学校法人食糧学院東京栄養専門学校・校長	渡邊 智子
2	熊本学園大学大学院会計専門職研究科	大塚 成男
3	公益財団法人千葉交響楽団理事長	田谷 徹郎
4	桜台小学校 (PTA)	近藤 健司
5	南山小学校 (PTA)	阪野 雄
6	桜台中学校 (PTA)	永田 浩之
7	南山中学校	廣田 桂子
8	七次台中学校	小野 義勝
9	公募 (桜台中学校区)	當瀬 徳隆
10	公募 (桜台中学校区外)	久保 利枝

桜台小学校・桜台中学校給食のあり方アンケート

1 調査概要

(1) 対象 市民1,500人

(市内在住者無作為に抽出した18才以上78才以下の市民)

(2) 配付方法 郵送

(3) 回収数 532通(回収率35.5%)

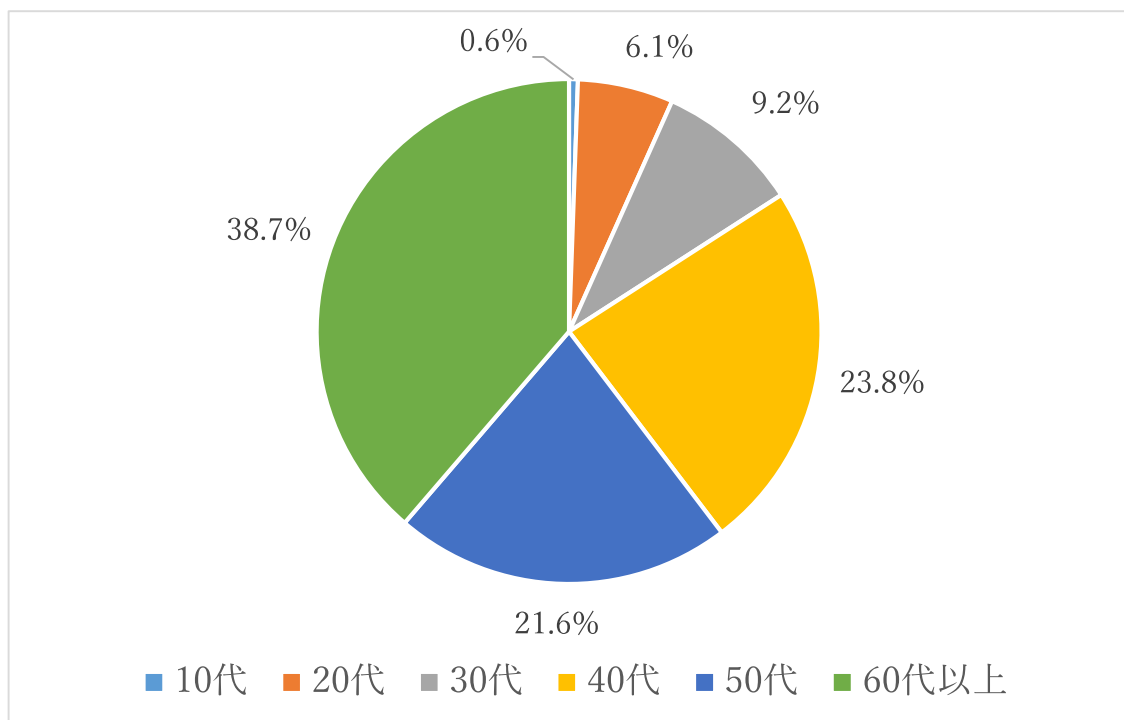
※統計上、白井市では385通の回答が得られれば、「許容誤差」5%、信頼水準95%の範囲で有効なアンケートである。

※1通無回答、また部分的に回答が無いもの有。

(4) 実施期間 令和3年7月29日(木)～令和3年8月23日(月)

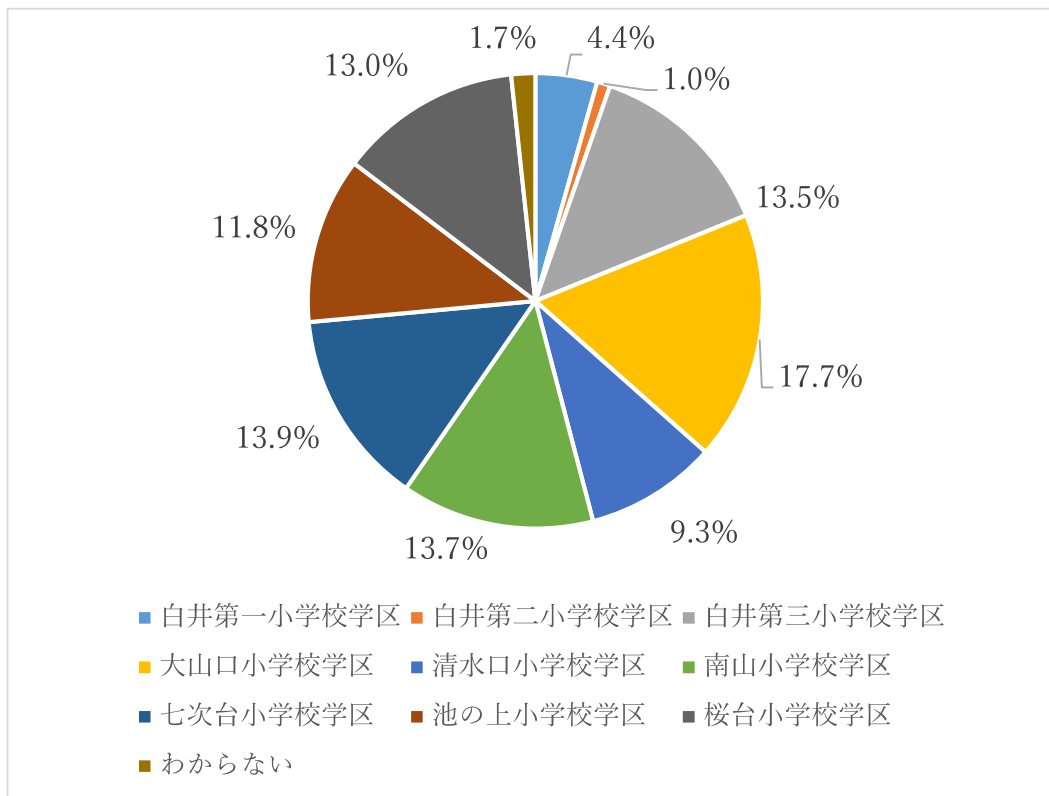
2 調査結果概要

(1) 回答者の年齢



・無作為抽出のため、どの年代からの回答率が高いか単純に比較はできないが、幅広い年代から回答を得ることができた。

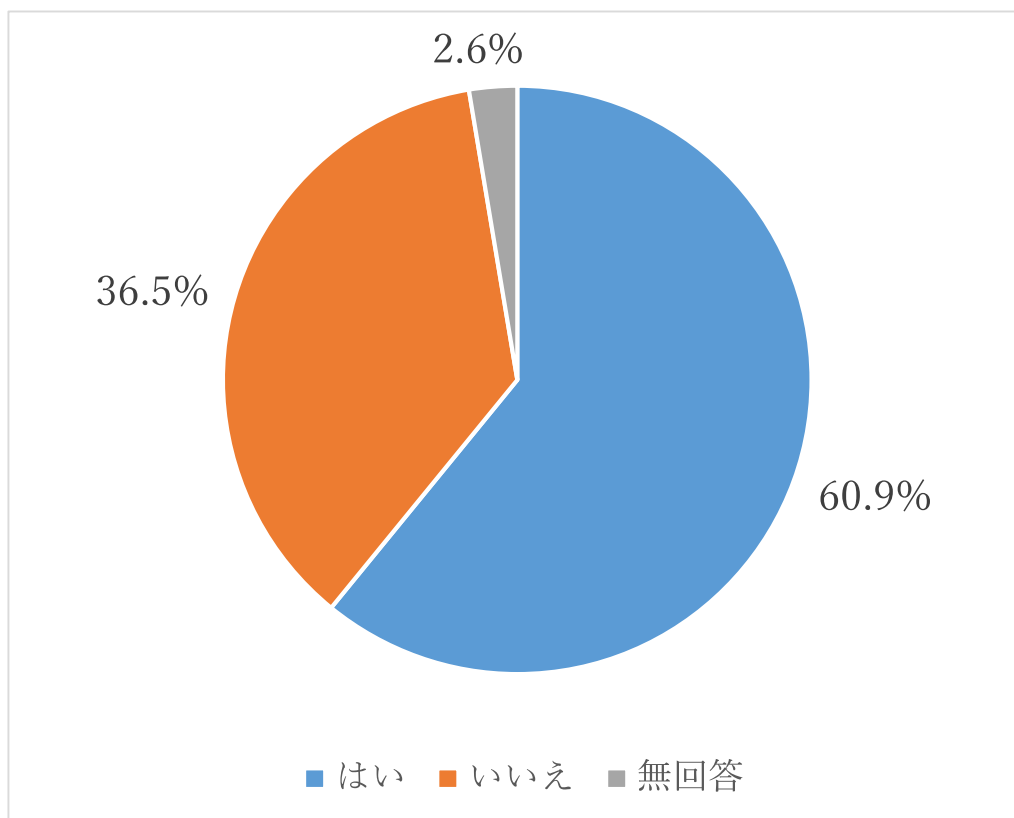
(2) 回答者のお住まいの学区（回収した全アンケートの学区別回収率）



学区名	配付の割合 (%)	配付数 (通)	回収数 (通)	学区毎の回収率 (%)
白一小	4.8	72	24	33.3
白二小	2.4	36	5	13.9
白三小	17.4	261	72	27.6
大山口小	15.1	226	93	41.2
清水口小	10.2	153	49	32.0
南山小	12.1	182	72	39.6
七次台小	17.3	259	73	28.2
池の上小	10.9	164	62	37.8
桜台小	9.8	147	69	46.9
不明・未記入			13	
合計	100.0	1500	532	35.5

- ・アンケートは市内全小学校在籍児童数に対する各小学校在籍児童数の割合を基に配付した。
- ・各小学校区からの回答を得ることができた。
- ・桜台小学校区、大山口小学校区は40%を超える回収率だった。

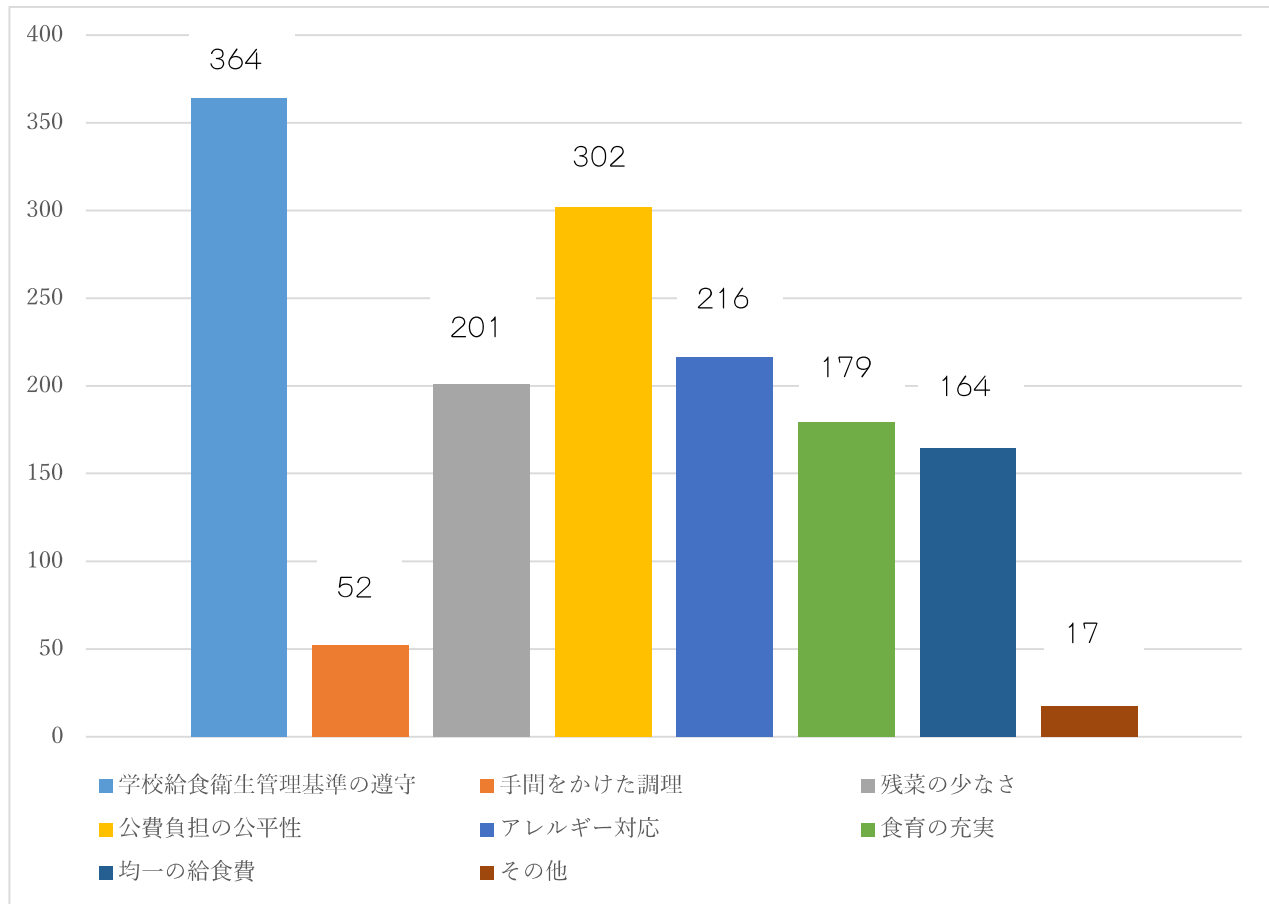
(3) 食材に係わる経費は給食費として保護者が負担し、それ以外の調理業務や施設維持管理に係わる費用は、すべて公費で負担されていることを知っていますか。



・公費負担についての認識を聞いた。結果のとおり、60.9%は知っている、36.5%は知らないとの回答であった。

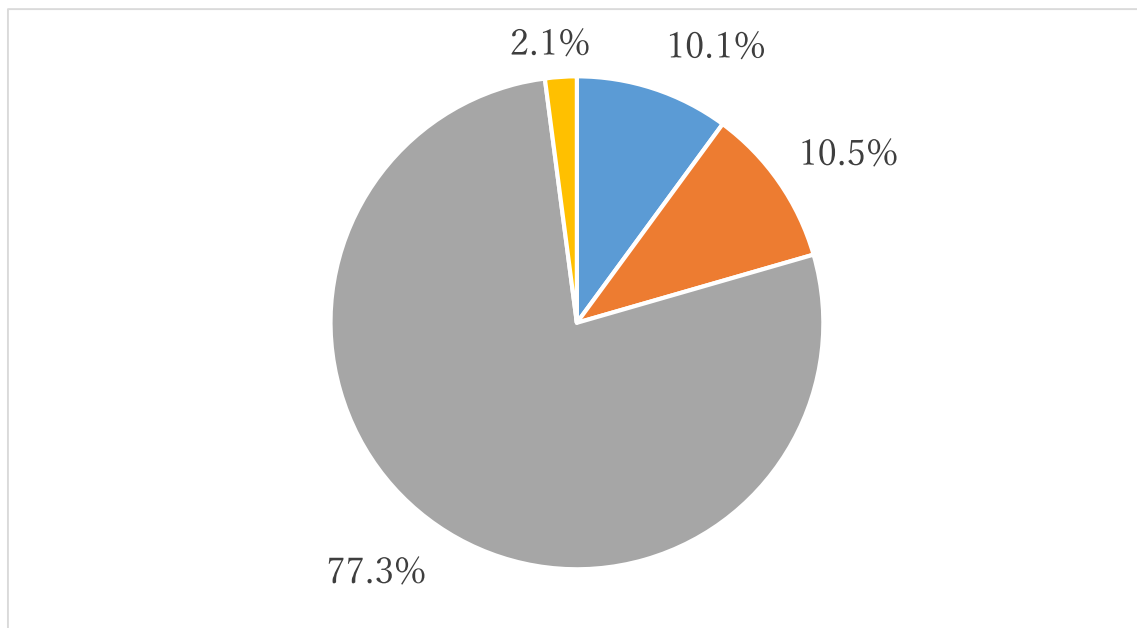
(4) これからの白井市全体の学校給食において、優先すべきと考えるものを3つ選んでください。(3つの回答がないものもあり)

選択票数



•「学校給食衛生管理基準の遵守」が364票と一番多く、続いて「公費負担の公平性」が302票、「アレルギー対応」216票、「残菜の少なさ」201票と続いている。

(5) 現在桜台小学校・桜台中学校の施設は、老朽化や改正された学校給食衛生管理基準を満たしていないという課題があります。今後どのようにしたらよいと思いますか。



- 1 「自校式調理場」として桜台小中学校それぞれの調理場を増床・改修する。
- 2 桜台小中学校敷地内に「親子方式（2校分を一カ所で調理）」として新たに調理場を建設する。
- 3 桜台小中学校の給食提供を給食センターに移行する。
- 4 その他

・「桜台小中の給食提供を給食センターに移行する」が77.3%、「桜台小中学校敷地内に「親子方式（2校分を一カ所で調理）」として新たに調理場を建設する」が10.5%、「『自校式調理場』として桜台小中学校それぞれの調理場を増床・改修する。」が10.1%、その他が2.1%という回答だった。

白井市立桜台小学校・桜台中学校 給食のあり方検討委員会

白井市教育委員会

日時 令和2年12月17日 9時半から

場所 白井市役所東庁舎101会議室

1

次 第

- ※ 委嘱状及び任命状交付
- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 検討委員会の目的と役割
- 5 委員長・副委員長選出

- 6 説明事項
 - 1. 白井市紹介
 - 2. 白井市の給食の現状
 - 3. 桜台小中学校の給食
 - 4. 本検討委員会設立までの経緯
 - 5. 給食の方式
- 7 議事
 - 1. 今後のスケジュール
- 8 その他
- 9 閉会

2

検討委員会の目的と役割

【目的】 桜台小・中学校の児童・生徒に安全で安心な学校給食を効率的に提供するため

【役割】 桜台小・中学校の給食のあり方を調査審議し、教育委員会に提言をすること。

※あり方 自校式、親子式、センター方式などの給食の方式を考えること。

3

説明事項

1. 白井市紹介

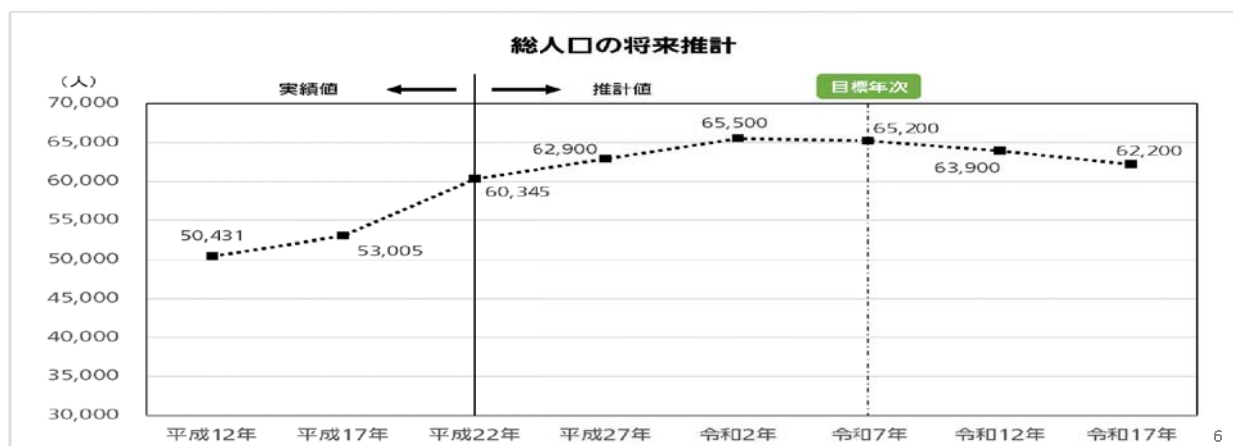
4



白井市の人口

人口推計

基本構想の目標年度である令和7年の白井市の総人口は65,200人と推計しています。白井市の人口は、令和2年までは人口流入等により増加しますが、その後は減少に転じるものと見込まれます。





田園風景



今井の桜



千葉ニュータウンの街並み



第一、第二工業団地航空写真 7

白井市の公共施設

【主なもの】

- ・市役所庁舎、保健福祉センター、福祉センター
- ・学校等 小学校9校、中学校5校、保育園3園
- ・公民館等 7館（青少年女性センター含む）
- ・文化センター（文化会館・図書館・プラネタ・郷土資料館）
- ・運動公園、市民プール
- ・道路：路線数1,271本、延長301km 舗装率84%
- ・橋梁：73橋
- ・上水道：延長約91km
- ・下水道：管きょ延長（汚水：約165km、雨水：約63km）
公共下水道普及率：84.2%
- ・公園：都市公園：70か所、42.4ha、都市緑地29か所5.7ha等
公共施設等総合管理計画の策定
公共施設等更新費用：40年間 778億円（上下水道を除く）

市役所を中心に広がる安心・安全！！



9

なし坊ファミリー(マスコットキャラクター)



ボクは白井のマスコットキャラクター、**なし坊**です。
平成7年に誕生し、公募で市民の皆さんに名前を付けてもらいました。ボクの家族は全部で6人で、
「かおり」「ゆたか」「さち」「ちょうじゅうろう」「たか」
のように梨の品種から名前がついています。
白井の梨をはじめとする特産品の宣伝や、市のイメージアップなどをお手伝いしています。ボクたちを見かけたら、応援してね。

なし坊ファミリーは梨の**イメージキャラクター**として誕生しました。
白井の梨をはじめとする特産品の宣伝や市のイメージアップに使われています。



10

2. 白井市の給食の状況

11

- 昭和54年 白井市学校給食共同調理場（旧給食センター）開設
- 平成2年 池の上小学校開校（市内12校がセンター給食）
- 平成6年 桜台小学校・桜台中学校 開校
 - 旧給食センターの供給可能数を上回ったため
 - 旧給食センターからの距離が遠く、運搬に時間を要するため



自校式給食開始

- 平成31年 学校給食センター（新センター）開設

12

3. 桜台小中学校の給食

13

桜台調理場について

(1) 施設概要

①設立年度	平成6年4月1日
②面積	小学校 305m ² 中学校 261m ²
③構造	鉄筋コンクリート造平屋建
④調理能力 (当時)	小学校 1,000食/日程度 中学校 500食/日程度

14

(2) 食数及び給食費

①提供食数（令和2年10月・最大食数）

小学校 405食 (児童数358人)

中学校 216食 (生徒数184人)

※児童・生徒数は令和2年5月1日現在

②給食費（食材費）

小学校 4,900円

中学校 5,900円

15

(3) 経費・アレルギー対応

①年間運営費 約6千6百万円

(光熱費、人件費、委託料など)

(平成31年度決算)

②一人当たり 約1万4千円

③アレルギー除去食 卵の単純除去

※対象者 小学校 4人

中学校 1人

16

(4) 衛生管理について

- ① **学校給食衛生管理基準** (H9年策定、H21年改正)
- ② 施設の的には同基準を満たせないのはやむを得ないが、運営面で工夫し安全な給食を提供

《学校給食衛生管理基準とは》

- O157の発生などを受け策定
- 平成21年4月1日の改訂では、調理する環境を清潔にする考え方に加え、原料の入荷から出荷までの各工程において、危害要因を取り除く考え方（HACCPの考え方）を導入

17

参考：衛生管理に関する基準の例

- 調理前・洗浄エリア（汚染作業区域）と調理後エリア（非汚染作業区域）を部屋単位で区分
- 学校給食従事者専用のトイレの個室の前に「調理衣の着脱所」の設置に努める
- 食品をチェックする検収室が必要
- 調理場内部の温度25度以下、湿度80%以下に保つよう努める
- 床はドライシステムの導入に努めること、またはドライ運用を図ること

18

桜台小中学校の調理場



ラインにより作業区域を
明確にしての運用

食材を確認する検収室
の代わりに廊下で作業



19

桜台小中学校の調理場



汚染作業区域と非汚染作業
区域をラインにより明確化

ドライ式の床ではないが、徹
底した清掃及びドライ運用



20

(5) 施設・設備の老朽化

① 26年が経過し、近い将来、施設・設備の改修が必要

② 衛生管理基準を満たす施設にするには増床が必須

※改修費については現在積算中

21

4.本検討委員会設立の経緯

22

・平成30年8月

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」

財政健全化の取組項目（予定）

イ 公共施設等のあり方の見直し

【取組項目】

「桜台小・中学校の自校式給食の見直し」

【取組内容】

桜台小・中学校の自校式の給食調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食共同調理場へ移行します。

23

【桜台中学校区への説明】

- ・平成30年12月
第1回桜台小中学校保護者説明会
- ・令和 元年 9月
第2回桜台小中学校保護者説明会
- ・令和 元年10月
第1回桜台小・中学校の給食に係る代表者会議
- ・令和 元年11月
第2回桜台小・中学校の給食に係る代表者会議

24

＜移行についての賛成意見＞

- 衛生面がしっかりしていて安全とわかった。
- 財政状況や他校との公平性から仕方ない。

＜条件付き賛成＞

- 考える会を発足して見直していくほうがよい。
- 食育の継続を希望
- 維持費を優先的に子どもたちの活動に使ってほしい。

27



- **令和元年12月令和3年度以降当分の間、現状のままとし、桜台小中学校の給食のあり方について改めて検討する。**

(教育委員会議及び行政経営戦略会議にて決定)

28

白井市行政経営改革実施計画

(平成30年2月策定)

- 基本方針 3

将来を見据えた公共施設の最適な配置

<これからの取組>

「桜台小・中学校については、施設・設備の老朽化や今後の学校規模等の状況を見ながら、安全で効率的な学校給食のあり方について、地域の意見等を踏まえた検討が必要となってくる。」



令和2年度を検討の開始としている

29



- 「白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会」

設立

- 令和4年8月までには提言をいただきたい。

30

《参考》学校施設の長寿命化計画（令和2年8月策定）

- 1 現 状 市の公共施設の6割以上が学校施設
- 2 目 的
- ・ 予防保全型の管理への転換
 - ・ 予算の平準化
 - ・ 中長期的な維持管理等のトータルコストの縮減
- 3 効 果 40年間で▲107億円を見込む
- 4 桜台小中 小学校 13 / 85施設
劣化順位 中学校 24 / 85施設
- 5 桜台小中 小学校 R 7年度大規模改修予定（築31年）
改修予定 中学校 R 10年度大規模改修予定（築34年）

31

《参考》学校施設の長寿命化計画（令和2年8月策定）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
桜台小		基本設計	実施設計	校改修	体改修			
桜台中					基本設計	実施設計	校改修	体改修
その他の学校	七中 校 七小 体	白中 柔 大中 柔 南山 柔	池小 校		池小 体 七中 柔 白中 校	白中 校		大中 校

* 校：校舎 体：体育館 柔：柔剣道場

32

5.給食の方式について

33

自校方式

- 配送時間が不要なため、調理時間に余裕
- 学校行事等に臨機応変に対応可能
- 運営コストが割高
- 労務管理や維持管理が煩雑

34

親子式給食

- ・ 自校式の手作り感を意識することができる。
- ・ 学校行事等に対応しやすい。
- ・ 給食センターと比較して運営コストが割高
- ・ 労務管理や維持管理が煩雑

35

給食センター方式

- ・ 効率的な施設整備及び運営が可能となる。
- ・ 管理体制の充実
- ・ 配送時間を考慮した調理が必要
- ・ 調理従事者と児童との接点が少ない。

36

デリバリー式

- ・ 給食調理場建設のコストがかからない。
- ・ 配膳の時間を省くことができる。
- ・ 温かい給食の提供が難しい。
- ・ 汁物の提供ができない。
- ・ 児童生徒に応じた量の調節ができない。

37

議 事

今後のスケジュール

38

年 月	検討委員会	会議・議会等	
令和2年度	12	第1回検討委員会	本委員会の役割・給食の現状等
	1		
	2		
令和3年度	3	第2回検討委員会	桜台、給食センター施設見学 意見調査の方法について
	4		
	5		
	6	第3回検討委員会	桜台小または桜台中の給食試食 市の状況について
	7		
	8		
	9		
	10	第4回検討委員会	給食センターの試食 桜台地区の意見
	11		
	12		
	1	第5回検討委員会	桜台小中給食のあり方について検討①
	2		
3			
令和4年度	4		
	5		
	6	第6回検討委員会	桜台小中給食のあり方について検討②
	7		
	8	第7回検討委員会	提言まとめ

子どもに係る実施計画事業【重点戦略事業】

重点戦略	戦略の柱	目標実現に向けた取組	事業名	担当課	目的	内容	R3	
戦略1 若い世代定住 プロジェクト	3 子育てしたくなるまちづくり	1 ゆとりある暮らしを感じてもらおう	(2)定住を希望する若い世代の支援	若い世代定住促進支援事業	秘書課	若い世代が転出する傾向にある大学等の進学時、就職時に本市に定住するメリットを提示し、市外への転出抑制と若い世代の定住促進を図る。	大学等の進学時から就職まで市内に定住する若い世代に対し、大学等の進学等に併行した教育ローン又は奨学金の返済額の一部を補助する。	制度のPR 対象者の認定申請受付
		2 働く場を生み出すまちづくり	(1)工業団地などへの就業支援	雇用・労働支援事業	産業振興課	求職者の就業及び地元企業への雇用の促進とともに、労働環境を改善する。	無料職業紹介所において就業紹介を行うとともに、関係機関との連携による若い世代等を対象とした短期支援セミナーやイベント等を開催する。	無料職業紹介所の運営 就労活動支援セミナーの開催 就労ノウハウ集の刊行 労働相談の実施
		3	(1)利便性の高い場所での保育機会の確保	待機児童対策事業	保育課	特に待機児童が多い3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、保育施設の維持を促し、保護者が働きながら安心して子どもを預けることができる環境を整える。	保育保育所等における入入枠の拡大、小規模保育所等の誘致、既存幼稚園との相互育児体制の構築を行う。 また、保育士の確保に向けて、保育士の処遇改善を行う。	保育所等への施設型給付費の支給 待機児童対策に係る補助 保育士処遇改善事業に係る補助 預かり保育(幼稚園・認定こども園委託)事業委託 子育て支援施設費負担
		4	(2)子育てに係る経済的負担の軽減	子ども医療費助成事業	子育て支援課	子どもの医療費を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図る。	保育所等、幼稚園及び放課後児童クラブに通う生後6か月から小学校6年生までの病気及び病気回復期の子どもを、病院や保育園等における専用スペースで看護師、保育士のもと、一時的に預かる。	保育児育の実施 病院児保育の実施
		5	(3)地域での親子で子どもの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり	子ども医療費助成事業	子育て支援課	子どもの医療費を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図る。	中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤にかかる医療費の一部を助成する。	子ども医療費の助成
		6	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課・保育課・健康課	妊娠前から子育て期までの切れ目のない包括的な支援により、子育てに関する不安を軽減し、地域における子育ての安心・安否を醸成する。	妊娠前から子育て期の保護者等に対して、保健と福祉の関係部署との連携、相談のもと、相談支援や子育て支援サービス等の利用支援など、切れ目のない包括的な支援を行う。	保健師等の専門性による母子保健や育児に関する相談の提供 各種サービスや子育て支援事業に関する情報提供と利用に向けた支援 関係部署や関係機関との情報共有
		7	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	放課後児童健全育成事業	保育課	子どもが放課後を安心して安全に過ごす場を提供し、子どもが放課後の居場所づくりと健全育成を図る。	9つの小学校に設置している学童保育所において、小学校に就学している子どもでも、保護者が労働等により家庭内において子どもを預かる。	学童保育所の運営
		8	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	放課後子ども教室事業	生涯学習課	子どもが放課後に学習や体験・交流活動ができる場を提供し、子どもの放課後の居場所を確保するとともに、地域社会における人との関わりを通じた豊かな育成を図る。	小中学校の余施設等を活用して、コーディネーターが企画したカリキュラムに沿って、子どもが習得する子どもや地域の大人など様々な人と関わりながら、多様な体験活動や交流活動を実施する放課後子ども教室を運営する。	放課後子ども教室(2校)の運営 【新規】放課後子ども教室(1校)の開設・運営
		9	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	子どもの居場所づくり支援事業	子育て支援課	地域における子どもの居場所づくりに取り組む市民団体の活動の継続や拡充を支援し、地域全体で子育てを支える環境を整える。	困難を抱える家庭の子どもたちが、地域とつながりをもたせ、安心して過ごせる居場所づくりに取り組む市民団体に対し、活動費の一部を補助する。	調査・検討
		10	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	特別教員配置事業	学校政策課	補助教員の配置により、個に応じたきめ細かな指導、児童の充実を図り、児童生徒の学習意欲の向上と主体的・対話的で深い学びを支援する。	個別指導やIT指導(個別教員による授業)及び読書活動推進のため、学校補助教員及び読書活動推進補助教員を配置する。 また、各学校の規模に応じ、日本指導員補助教員(外国人児童生徒等への日本語サポート)、看護師(医療的配慮が必要な児童生徒へのサポート)を配置する。	学校補助教員及び読書活動推進補助教員の配置 日本指導員補助教員及び看護師の配置 各学校への次年年度の配置に関するアライング補助教員等の募集・選考・採用

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

1

重点戦略	戦略の柱	目標実現に向けた取組	事業名	担当課	目的	内容	R3
戦略1 若い世代定住 プロジェクト	3 子育てしたくなるまちづくり	(4)豊かな学力、豊かな心、健やかな体など未来を生き抜く力を育む学校教育の推進	地域人材活用事業	教育支援課	地域の人材を生かした特色ある教育を展開し、児童生徒の地域への愛着や地域の思いやりとしての自覚を育むとともに、様々な活動を通じて豊かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図る。	地域の実情や特性に応じ、地域の人材と教育力を生かして創意工夫を凝らした特色ある教育を展開し、友好都市との交流活動、職業体験、読書活動、運動会、キャリア教育、福祉教育、平和学習など、各校が多様な学習を実施する。 また、部活動等(運動、音楽)において、興味関心や技能の向上に向けて専門的な指導員を派遣する。	各小中学校の体験・交流活動、学習支援活動等への人材派遣及び経費の支援 各小中学校の部活動等への指導員派遣及び経費の支援
		教育の情報化推進事業	学校政策課	「GIGAスクール構想」に基づく高速通信ネットワークや一人一台の学習用端末の有効活用を図り、学校での授業や活動の効果的なICT化を進める。 また、教職員研修の効果的な活用を進め、校務の効率化を図り、教職員の働き方改革の一助とする。	児童生徒一人一台の学習用端末や大型提示装置等、学校のICT環境の維持管理を行うとともに、4人のICT支援員等を配置し、活用支援を行う。加えて、定期的なリモート授業を実施・検証する。 また、教職員の校務用端末等の維持管理を行うとともに、オンラインでの研修や会議を実施・検証する。	学習用端末等の維持管理 授業等でのICT環境の活用促進 校務用端末等の維持管理及び機器更新(130台/420台) オンライン研修会や会議の促進	
戦略2 みどり活用 プロジェクト	2 みどりを育み活かすまちづくり	(1)自井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進	環境学習推進事業	環境課・教育支援課・生涯学習課	市民一人ひとりが環境との関わり合いに理解・関心を持ち、自井の自然環境の豊かさを知り、育む意識を醸成する。	市民一人ひとりが環境に関心を持ってもらう、環境保全活動の奨励となるよう、環境フォーラムや環境学習講座を開催する。	市民団体との協働による環境フォーラムや講座等の開催 各小中学校の教育計画に基づき、学習や体験等を取り入れた授業の実施 市民が小学校等の講座で環境に関するカリキュラム実施の検討
		(3)地域での環境保全や創出の取組としてのグラウンドワークの推進	緑のグラウンドワーク推進事業	環境課	市内の森における環境保全の取組を通じて、自然環境を保全し、良質なみどりの環境を創出する。	市民や市民団体等と協働して、森でのグラウンドワーク活動を行う。	グラウンドワーク活動の実施

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

2

子どもに係る実施計画事業【分野別事業】

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3
A 健康・福祉	3 子育て支援	子育て支援事業等利用助成事業	子育て支援課	子どもの養育者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定及び家庭における子育てを支援する。	生後6か月から10歳未満までの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育やファミリーサポートセンター等の利用に要した費用の一部を助成する。	利用助成の助成
		子ども発達センター事業	子育て支援課	発達に障がいのある子ども等の発達を促し、保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、地域社会への適応力を養う。	発達に障がいのある児童又は発達に支援を要する児童及びその保護者に対して、日常生活の指導、相談等を行う。	個別指導、検査等の実施 グループによる生活指導の実施 令和4年度からの児童発達支援センターへの移行準備（保護者説明会、モニタリング等） 年度末をもって放課後等デイサービス終了
		学習支援事業	子育て支援課	経済的な事情により学びたくても学べない子ども達の学習を支援することにより、自らの進路を断ち、子ども達が将来への夢と希望を持ち、高等学校等への進学や将来の安定就労につなげる。	低所得世帯の子どもに対して、学習意欲と基礎学力の向上を図るよう、学習支援を行う。	事業実施に向けた準備
		地域子育て支援拠点事業	子育て支援課・保育課	地域の子育て支援機能の充実により、保護者の子育ての不安等を的確に把握し、地域での孤立化の防止を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。	乳幼児及びその保護者に対して、相互の交流の場の提供や子育てに関する相談指導・情報提供、育児講座や講座会を開催する。 また、子育てを援助する互助活動を支援する。	交流の場の提供 ①子育て支援センター（清水口・南山保育園） ②ついでひろば（白井ふじこども・はなぶさ・ひまわり保育園） ファミリーサポートセンター事業の実施
		ひとり親家庭支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活を支援し、生まれ育った環境にかかわらず子どもたちの健やかに育つことができる環境を整える。	ひとり親家庭等に対して、子育てに関する相談支援や生活支援、各種給付、安定就労に向けた支援等を行う。	ひとり親家庭自立支援員による相談支援 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の給付 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付 母子生活支援施設への入所支援
		一時保育事業	保育課	保護者の就業形態の多様化や疾病、リフレッシュ等に伴う多様な保育ニーズに対応し、子育てを支援する。	生後6か月から小学校就学前の子どもで、保護者の就業、疾病、私的理由等により一時的に保育を必要とする子どもを対象に、預かり保育を行う。	一時保育の実施（清水口保育園・南山保育園・遊園ステーション） 遊園ステーションにおける一時保育の保育時間の拡充を検討
		私立保育園等補助事業	保育課	私立保育園等の費用負担を軽減し、児童福祉の向上に資する。	市立保育園の運営に要する費用や、保育士の配置改善や延長保育、一時預かり等にかかる費用の一部を補助する。	市立保育園等運営補助金の交付（私立保育所(4)、認定こども園(2)、小規模保育所(3)）
		私立幼稚園等補助事業	保育課	私立幼稚園の費用負担を軽減し、私立幼稚園の振興及び経営の健全化を図る。	私立幼稚園の運営に要する費用の一部を補助する。	私立幼稚園運営補助金の交付
		保育園食育推進事業	保育課	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う。	園舎内において食育コーナーの指導、野菜の作付け及び収穫、季節の野菜を使った献立の実践などを行う。	保育園等での食育の実施
		福祉相談・支援	家庭児童相談事業	子育て支援課	保護者等からの相談に応じ、保護者の育児不安の軽減や、子どもの健全育成を図る。	家庭児童相談室の周知及び虐待防止の発見を行い、電話相談や子育て支援の情報提供など、家庭児童相談を行う。

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

3

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3
A 健康・福祉	5 健康づくり	歯科口腔保健推進事業	健康課・保険年金課	市民の生涯を通じて歯と口の健康の保持増進や、歯科疾患の早期発見・早期治療を図る。	幼児、妊婦、成人、後期高齢者などを対象とした歯科健（検）診や、歯科健康相談・教育、歯科診療を実施する。	・幼児、妊婦、成人、後期高齢者などを対象とした歯科健（検）診の実施 ・保育園、小学校等における歯科健康相談の実施 ・年末年始歯科診療の実施
		食からの健康づくり支援事業	健康課	子どもから高齢者までの市民が、望ましい食生活の知識を学び、健全な食生活を営みながら生活できることにより、市民の健康の保持増進を図る。	各種教室の開催、食育に関する啓発や情報提供、関係機関及び団体と連携した食育推進事業などを行う。	・離乳食教室（かみかみ教室）の実施・保育園や幼稚園での食育支援 ・食生活改善推進員活動及び研修会 ・食セーターや関係団体の食育支援 ・各種教室の開催（食育講座、料理教室など） ・食育啓発しるしファミリーサポート店事業 ・栄養士連絡会の実施
		母子保健推進事業	健康課	妊産婦及び乳幼児の健康を保持増進し、妊娠・出産・育児に関する不安軽減を図ることにより母子ともに健やかな生活が送れるようにする。	乳幼児や妊婦の健康診査、母子や家族への保健指導など、関係団体と連携した母子保健事業を行う。	・妊婦、乳児健診費用の助成 ・妊婦と家族向け講座の実施 ・新生児訪問の実施 ・幼児健康診査の実施 ・母子保健推進員活動の支援
B 学習・教育	1 学校教育	ALT配置事業	教育支援課	ALT(13名)の配置により、国際理解教育・外国語活動、外国語教育を充実するとともに、児童生徒がALTと授業内外で関わることで、言語文化に対する理解を深め、主体性・コミュニケーション能力を高める態度や意欲の育成を図る。	全小中学校及び適応指導教室に、英語を母語とする、または同等の能力を有するALTを配置する。	・小学校1・2年の総合学習(道1)、3・4年の外国語活動(道2)、5・6年の外国語(道2)にALTを配置 ・中学校の外国語(道1)にALTを配置 ・適応指導教室(道1)にALTを配置
		小学校教育環境向上事業	教育総務課	教育環境の向上を図り、児童や教職員がより安全で快適に学校生活を送れるようにする。	普通教室のエアコンの運用を行うとともに、特別教室へのエアコンの整備や老朽化した児童用の机、椅子の更新を行う。	・普通教室のエアコンの運用 ・特別教室のエアコン整備手法の検討 ・児童用の机、椅子の整備手法の検討
		小学校施設改修等事業	教育総務課	安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎等の大規模改修を行う。	・(大規模改修) ・体育館施設設計(七次台小)
		中学校教育環境向上事業	教育総務課	教育環境の向上を図り、生徒や教職員がより安全で快適に学校生活を送れるようにする。	普通教室のエアコンの運用を行うとともに、特別教室へのエアコンの整備や老朽化した児童用の机、椅子の更新を行う。	・普通教室のエアコンの運用 ・特別教室のエアコン整備手法の検討 ・生徒用の机、椅子の整備手法の検討
		中学校施設改修等事業	教育総務課	安全安心を最優先に、社会状況の変化に対応した学校施設に求められる機能を確保する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎等の大規模改修及び長寿命化改修を行う。	・(大規模改修) ・社会施設設計(七次台中) ・体育館工事(南山中)
		学校安全対策事業	教育支援課 学校政策課	児童生徒の通学等における安全を確保するとともに、安全・健康・快適な学習環境を確保することにより、安全な学校生活を送れるようにする。	学校防犯ボランティアによる登下校の見守りや付き添い支援、交通安全教室の開催、通学路の巡回点検、安全警備物資の配布等を行う。 また、水災検査、湿度検査、学校衛生検査等を実施する。	・学校防犯ボランティアによる見守り及び付き添い支援の実施 ・交通安全教室、通学路の巡回点検の実施、安全物資の配布 ・水災検査、湿度検査、学校衛生検査等を実施する
		教育課題調査研究事業	教育支援課	児童生徒の学習や教育課題を把握し、教職員の資質・能力を向上させることにより、授業等の改善、児童生徒の学習意欲や体力等の向上を図る。	児童生徒の学習のつまずき、体力・運動能力、学級の様子などの各種調査を行い、その結果を分析し、必要な指導等を行う。 また、教職員の資質や能力の向上を目指すニーズに沿った研修を行うとともに、研究校において、実証的な研究を行い、その成果を各校に提供する。	・学習振り返り調査(ルナド)の分析及び中心英語の追加 ・スゴサテストの分析及び次年度の課題設定 ・学校生活についてのアンケート調査の実施及び体育・ICT項目の追加 ・教職員研修の実施及び協議会 ・相談員による調査研究・成果の提供
		教育相談事業	教育支援課	児童生徒や保護者及び教員の不安や悩みに対応し、児童生徒が学校や家庭等においてより良い人間関係づくりや充実した生活が送れるように支援する。	児童生徒や保護者及び教員を対象に、相談員による面談・電話・訪問等の教育相談を実施する。	・相談員による面談教育・電話相談・訪問相談等の実施 ・相談ケースの集積及び一貫化

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

4

分野	小分野	事業名	担当課	目的	内容	R3
B	学習・教育	青少年国際交流事業	教育支援課	青少年の国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図る。	中学生をオーストラリアの交流校(友好都市キャンパス市のカヤブラム校及びブリンバンク市のモーロー校)へ派遣し、母校から生徒及び引率者を受け入れる。 (隔年で実施) また、事業の達成に向けて、活動費用の一部を補助する。	・[県入]交流校からの中学生等の受け入れによる国際交流の実施 ・事前事後あるいは中止時におけるオンラインでの交流の検討 ・青少年海外派遣等補助金の交付
		適応指導教室事業	教育支援課	学校に不応答を起している児童生徒一人ひとりの状況と要因を的確に把握し、早急かつ丁寧に、その要因を解消し、学校への復帰及び社会的自立を促す。	適応指導教室を運営し、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の心理面、学習面、生活面の相談・支援を行う。 また、通達する児童生徒の保護者及び在籍校と連携し、指導・支援のあり方を共有する。	・適応指導教室の運営及び指導員の配置 ・通達する児童生徒の保護者・在籍校との連携及び指導・支援のあり方の共有
		特別支援教育事業	教育支援課	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服することを支援し、子ども達の自立と社会参加を促す。	教育支援委員会の開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級・助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を行う。	・教育支援委員会の開催 ・個別支援学級・助員の配置及びニーズの調査・把握 ・巡回指導員等による指導・助言
		小中学生の栄養指導事業	教育支援課	学校給食を通して、児童生徒の発達段階に即した食育指導を行うことで、児童生徒が健康的な食生活を営み、実践し、将来に向けて心身の健康づくりを促す。	栄養士による食育の授業や給食訪問を通して、食事のあり方や食事内容の適正による弊害など食生活についての指導を行う。	・栄養士による教室訪問(給食時) ・栄養士による食育の授業の実施 ・給食日より等による食育の啓発・指導
	生涯学習	立誓式事業	生涯学習課	市内中学校2年生を対象に、「自覚」「立志」「健康」をテーマとした式典をはじめとした各事業を実施し、社会の一員としての自覚や将来の夢を育み、青少年の健全育成を図る。	市内各中学校長及び担当等で構成された立誓式実行委員会と協議を図るとともに、各中学校で実施する体験学習や記念式典などの事業に必要な経費を補助する。	・各中学校での体験活動・記念式典の実施 ・オンラインによる各中学校合同式典の検討 ・立誓式事業のあり方の検討 ・立誓式事業補助金の交付
		家庭教育事業	生涯学習課	教育の原点である家庭教育を支援し、保護者の不安や悩みの軽減と子どもの健全な育成を図る。	家庭での子育てやつけ等について学び考える機会となるよう家庭教育に関する講座の開催や情報提供を行う。	・家庭教育講座(一般講座)の開催及び参加者ニーズの調査 ・各小学校就学前保護者での家庭教育講座の開催 ・オンラインでの家庭教育講座の配信 ・家庭教育通信の発行
		プラネタリウム館運営事業	文化センター	学校教育、生涯学習及び天文を通じた交流活動の場として、市民が生涯を通じ、継続的に星空や宇宙に親しむ環境を提供し、情懷を養う。	市民のライフステージや習性に応じた特色ある番組を制作・放映するとともに、学校や幼稚園・保育園などと連携し、教育課程、保育課程に応じた制作・放映及び観望等を行う。 白井天文員会と協働で観望会を開催する。	・白井市として特色ある番組の制作及び放映 ・学校や幼稚園・保育園と連携した番組の制作及び放映 ・天体観望会・講座、講演会の開催 ・一人一台映写機・パソコンの更新(2台)

網掛けは、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業

財政推計の見直しと 財政健全化の取組

令和2(2020)年度～令和12(2030)年度

**平成30(2018)年8月策定
令和元(2019)年8月改訂
令和2(2020)年4月改訂
令和2(2020)年8月改訂**

白井市

改訂の履歴

年月日	改訂内容
令和元（2019）年8月	第5次総合計画後期基本計画の策定に当たり、今後の中長期的な財政状況を把握し、同計画の策定の基礎資料とするため、最新の制度や事業計画等に基づいて改訂しました。
令和2（2020）年4月	第5次総合計画後期基本計画の実効性を確保するため、計画期間における財政の収支を見込んだ「財政の見通し」を踏まえて改訂しました。
令和2（2020）年8月	令和2年度普通交付税の算定結果及び防災行政無線のデジタル化更新事業の前倒しを踏まえて改訂しました。

1 財政推計の見直しと財政健全化の取組の策定の経緯

平成30（2018）年度の当初予算は、財源不足により財政調整基金の取り崩し額を前年度より1億5千万円以上増やす大変厳しい予算編成となりました。その結果、予定していた小中学校のエアコン設置については、事業実施後も維持管理費等の経費を要することから、第5次総合計画後期実施計画に位置付けたうえで財源等の見通しを立てて実施することとし、平成30（2018）年度の事業着手を見送りました。

今後も公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間には乖離が生じています。

そこで、計画的かつ持続可能な行財政運営を進めるうえで今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、かつ、小中学校のエアコン設置を考慮して財政推計を見直すこととしました。なお、小中学校のエアコン設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策が緊急の課題であることを考慮し、平成31（2019）年度に全小中学校の普通教室にエアコンを設置し、稼働する想定で財政推計をしています。

また、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間の差は主に歳出の義務的経費増大によることから、財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を平成30（2018）年8月に策定しました（以下、これを「前回推計」という。）。

2 財政推計と財政健全化の取組の期間

財政推計と財政健全化の取組の期間は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの11年間とします。

財政推計については、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度を一つの分岐点と捉え、その後の状況を見据えた取組ができるように長期間の推計としますが、後年度になるほど各種制度の変更等不透明な要素が増えることから、第5次総合計画の期間である令和7（2025）年度までを基本とし、令和8（2026）年度からの5年間は参考値とします。

3 財政推計(現行の財政運営を続ける場合)

現行の財政運営を続けた場合、令和7(2025)年度には財政調整基金残高がなくなります。

【百万円】

科目		第5次総合計画期間									小計	参考値					合計
		前期基本計画期間			後期基本計画期間							令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
		平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)							
歳入	地方税	9,151	9,118	9,282	9,257	9,164	9,173	9,181	9,103	9,112	82,541	9,096	9,013	9,014	9,011	8,933	127,608
	地方交付税	937	996	1,126	1,078	1,231	1,321	1,313	1,359	1,350	10,711	1,341	1,386	1,377	1,368	1,410	17,593
	国庫支出金	2,725	2,645	2,862	3,112	2,880	3,143	2,835	3,020	3,042	26,264	2,875	2,781	2,719	2,813	2,741	40,193
	県支出金	1,041	1,080	1,200	1,360	1,250	1,265	1,265	1,268	1,320	11,049	1,260	1,263	1,278	1,247	1,242	17,339
	地方債	3,227	3,029	1,542	1,764	1,656	1,784	1,213	1,361	1,738	17,314	1,316	1,201	1,180	1,282	1,222	23,515
	繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,869	1,688	1,730	1,941	1,841	1,968	2,069	16,916	1,867	2,058	2,261	2,302	2,338	27,742
	そのほか	3,495	2,903	2,861	2,839	2,801	2,783	2,733	2,652	2,643	25,710	2,642	2,640	2,635	2,632	2,627	38,886
	歳入合計	22,543	21,616	20,742	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	190,509	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	292,882
歳出	人件費	3,438	3,377	2,866	3,794	3,767	3,782	3,806	4,016	4,051	32,897	4,044	4,063	4,087	4,103	4,139	53,333
	物件費	3,072	2,965	3,079	3,186	3,537	3,524	3,636	3,623	3,632	30,254	3,586	3,576	3,593	3,601	3,572	48,182
	扶助費	4,405	4,444	4,748	4,568	4,560	4,569	4,583	4,601	4,638	41,116	4,622	4,592	4,559	4,527	4,496	63,912
	補助費等	2,312	2,358	2,482	2,570	2,815	2,995	2,746	2,737	2,702	23,717	2,595	2,624	2,635	2,623	2,638	36,832
	普通建設事業費	3,537	3,012	2,001	2,717	1,822	2,266	1,258	1,415	1,830	19,858	1,201	1,049	1,027	1,177	1,035	25,347
	公債費	1,542	1,629	1,837	1,757	1,793	1,849	1,851	1,838	1,827	15,923	1,829	1,886	1,977	1,994	1,966	25,575
	そのほか	3,238	3,005	2,732	2,508	2,418	2,425	2,501	2,501	2,594	23,922	2,521	2,552	2,587	2,628	2,667	36,877
	歳出合計	21,544	20,789	19,746	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	187,687	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	290,060
歳入歳出差引額	999	827	996	0	0	0	0	0	0	2,822	0	0	0	0	0	2,822	
財政調整基金年度末残高(括弧は不足額)	2,627	2,652	2,415	2,296	2,038	1,545	1,195	537	0	-	0	0	0	0	0	-	
増減	繰入金(-)※1	666	663	736	520	680	907	779	1,065	1,113	7,129	863	1,112	1,275	1,330	1,389	13,098
	積立金(+)※2	608	688	499	401	422	414	428	408	415	4,283	425	408	407	409	413	6,345

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、3ページのとおりです。

◀財政推計の表の見方▶

- ※1 財源不足を補うために財政調整基金から取り崩す額で、表中の歳入項目「繰入金・繰越金」の内数です。
- ※2 前年度の決算で余ったお金を財政調整基金に積み立てる額で、表中の歳出項目「そのほか」の内数です。
- ※3 表中の数値は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

◀財政推計に当たっての主な不確定要素▶

【歳入・歳出全般】

令和元年に発生が確認された新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用や経済、市民生活などへの影響が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないため、その影響は見込んでいません。

ω 【歳出：補助費等】

一部事務組合への負担金については、焼却炉の更新など増額が見込まれますが、事業費や実施時期などが決定していないため、見込んでいません。

4 財政健全化の取組項目(予定)

(1) 歳出削減のための取組

ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組項目	取組内容
①特別職報酬の削減	特別職の報酬を、市長10%、副市長5%、教育長2%削減します。
②管理職・管理職手当の削減	行政組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、管理職手当を10%削減します。
③職員数の抑制	業務の外部委託等を積極的に活用することで行政組織のスリム化を図り、職員数を抑制するとともに、人件費を削減します。
④学校補助教員等の採用数の見直し	児童生徒数の減少に併せ、学校補助教員等の採用数を抑制し、経費を削減します。

イ 公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

取組項目	取組内容
①社会教育施設や各センターのあり方の見直し	人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや利便性の観点から、改修やあり方の見直しを行います。
②桜台小・中学校の自校式給食の見直し	桜台小・中学校の自校式の給食調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食共同調理場へ移行します。
③出張所の窓口の廃止	マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止します。

ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

取組項目	取組内容
①イベントの統廃合	同種同様のイベントなどについては、原則として統廃合します。
②土地の賃借廃止	土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止します。
③家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減	家庭ごみを有料化することにより、ごみ総量を縮減します。
④その他事務事業の廃止や見直しによる経費の削減	継続的に事務事業の目的や効果を検証し、事業の廃止や事務事業を見直します。

(2) 歳入確保のための取組

A 財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

取組項目	取組内容
①普通財産の売却	「白井市公有財産利活用基本方針」に基づき、将来的に利用の見込みがなく、民間へ売却しても特に支障がない普通財産については売却します。
②企業誘致の推進	都市マスタープランの土地利用の方針に定める公益的施設誘導地区に企業誘致を進め、新たな税収を確保します。
③赤道の市道認定の促進	赤道を市道認定することにより、普通交付税などの増加が見込めることから、赤道の市道認定を促進し、普通交付税などの増収を図ります。

イ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

取組項目	取組内容
①無料の公の施設の利用料金の有料化	無料の公の施設について、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討し、適正な使用料・利用料金を徴収します。
②上下水道料金の適正化	一般会計からの基準外繰入を行っている下水道会計及び水道会計については、独立採算制の原則に基づき、下水道料金及び市営水道料金の改定を行います。
③その他市民サービスに対する受益者負担の適正化	市民サービスに対する受益者負担については、公平性の観点から負担額の見直しや所得に応じた負担額の設定等を行い、適正化を図ります。

(3) 財政健全化の取組による効果額

財政健全化の取組を着実に実行することにより、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの効果額は、累計で49億5,400万円以上と見込んでいます。

なお、前回推計時と比較して、財政健全化の取組内容が具体化した次の項目については効果額を見直しています。

取組項目	見直し理由
(1)-ア-③ 職員数の抑制	平成30（2018）年9月の白井市定員管理指針の見直しと、令和4（2022）年度から公務員の定年が2年に1歳ずつ延長することを見込んだため。
(1)-イ-② 桜台小・中学校の自校式給食の見直し	桜台小・中学校の自校式給食について、令和3年度以降も当分の間、現状のままとし、同校の学校給食のあり方について改めて検討することとしたため。
(2)-ア-③ 赤道の市道認定の促進	令和3（2021）年度から5年間かけて赤道の市道認定を行うこととしたため。
(2)-イ-② 上下水道料金の適正化	白井市上下水道審議会の答申どおり、市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとしたため。

今後も、財政健全化の取組については、その必要性をしっかりと市民に対して説明し、理解を得ながら進めていきます。

5 財政推計(財政健全化の取組を行う場合)

財政健全化の取組を行うことにより、令和12(2030)年度末に財政調整基金残高を8億8,600万円確保できる見込みです。

【百万円】

科目		第5次総合計画期間									合計	参考値					合計
		前期基本計画期間			後期基本計画期間							令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
		平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)							
歳入	地方税	9,151	9,118	9,282	9,257	9,164	9,173	9,181	9,103	9,112	82,541	9,096	9,013	9,014	9,011	8,933	127,608
	地方交付税	937	996	1,126	1,078	1,231	1,321	1,313	1,359	1,350	10,711	1,341	1,386	1,377	1,368	1,410	17,593
	国庫支出金	2,725	2,645	2,862	3,112	2,880	3,143	2,835	3,020	3,042	26,264	2,875	2,781	2,719	2,813	2,741	40,193
	県支出金	1,041	1,080	1,200	1,360	1,250	1,265	1,265	1,268	1,320	11,049	1,260	1,263	1,278	1,247	1,242	17,339
	地方債	3,227	3,029	1,542	1,764	1,656	1,784	1,213	1,361	1,738	17,314	1,316	1,201	1,180	1,282	1,222	23,515
	繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,869	1,688	1,730	1,941	1,841	1,968	2,069	16,916	1,867	2,058	2,261	2,302	2,338	27,742
	そのほか	3,495	2,903	2,861	2,839	2,801	2,783	2,733	2,652	2,643	25,710	2,642	2,640	2,635	2,632	2,627	38,886
	歳入合計	22,543	21,616	20,742	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	190,509	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	292,882
歳出	人件費	3,438	3,377	2,866	3,794	3,767	3,782	3,806	4,016	4,051	32,897	4,044	4,063	4,087	4,103	4,139	53,333
	物件費	3,072	2,965	3,079	3,186	3,537	3,524	3,636	3,623	3,632	30,254	3,586	3,576	3,593	3,601	3,572	48,182
	扶助費	4,405	4,444	4,748	4,568	4,560	4,569	4,583	4,601	4,638	41,116	4,622	4,592	4,559	4,527	4,496	63,912
	補助費等	2,312	2,358	2,482	2,570	2,815	2,995	2,746	2,737	2,702	23,717	2,595	2,624	2,635	2,623	2,638	36,832
	普通建設事業費	3,537	3,012	2,001	2,717	1,822	2,266	1,258	1,415	1,830	19,858	1,201	1,049	1,027	1,177	1,035	25,347
	公債費	1,542	1,629	1,837	1,757	1,793	1,849	1,851	1,838	1,827	15,923	1,829	1,886	1,977	1,994	1,966	25,575
	そのほか	3,238	3,005	2,732	2,508	2,418	2,425	2,501	2,501	2,594	23,922	2,521	2,552	2,587	2,628	2,667	36,877
	歳出合計	21,544	20,789	19,746	21,100	20,712	21,410	20,381	20,731	21,274	187,687	20,399	20,342	20,465	20,654	20,513	290,060
歳入歳出差引額	999	827	996	0	0	0	0	0	0	2,822	0	0	0	0	0	2,822	
財政健全化の取組み効果額	-	-	上表に 反映	190	275	378	406	455	474	2,177	527	533	562	574	580	4,954	
財政調整基金年度末残高	2,627	2,652	2,415	2,485	2,502	2,388	2,443	2,241	2,016	-	2,106	1,935	1,628	1,282	886	-	
増減	繰入金(-)	666	663	736	330	405	529	373	610	639	4,951	336	579	713	756	809	8,144
	積立金(+)	608	688	499	401	422	414	428	408	415	4,283	425	408	407	409	413	6,345

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、3ページのとおりです。

◀財政健全化の取組効果額▶

財政健全化の取組ごとの効果額は、以下のとおり見込んでいます。ただし、現時点で効果額を算定できない取組もあるため、その効果額については、今後の財政推計の見直しの際に追加することとします。

【百万円】

	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	合計	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計
行政		154	232	265	292	341	359	1,643	382	387	416	428	433	3,689
特別職報酬の削減		2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	22
管理職・管理職手当の削減		9	9	9	9	9	9	54	9	9	9	9	9	99
職員数の抑制(398人→362人に抑制)		113	191	224	238	274	279	1,319	282	276	305	317	322	2,821
事務事業の廃止や見直しによる経費削減		30	30	30	30	30	30	180	30	30	30	30	30	330
企業誘致の推進								0	8	8	8	8	8	40
赤道の市道認定の促進					13	26	39	78	51	62	62	62	62	377
市民(受益者)		35	43	113	114	114	115	534	145	146	146	146	147	1,264
社会教育施設や各センターのあり方の見直し(※1)								0	30	30	30	30	30	150
桜台小・中学校の自校式給食の見直し(※2)				50	50	50	50	200	50	50	50	50	50	450
家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減(※3)				20	20	20	20	80	20	20	20	20	20	180
市営水道料金の適正化(※4)		35	43	43	44	44	45	254	45	46	46	46	47	484
合計		190	275	378	406	455	474	2,177	527	533	562	574	580	4,954

※1 各センター（出張所を含む）を整理・統廃合した場合に、センターの維持・管理・運営に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。

※2 桜台小・中学校の給食調理業務を学校給食共同調理場に一元化した場合に、桜台小・中学校給食室の維持・管理や給食調理業務に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。

※3 可燃ごみの有料化を導入した場合に、他市ではごみ量が7.5%減量したという事例に基づいて、ごみ処理を行う印西地区環境整備事業組合への負担金の軽減額を効果額として見込んでいます。なお、この場合、ごみ袋の販売価格は、45リットル大袋1枚当たりで現行の6円程度から36円程度となり、30円程度の負担増となります。

※4 白井市上下水道審議会からの答申とおり市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとし、一般会計から水道会計への繰出金の軽減額を効果額として見込んでいます。

6 財政推計 前提条件

【全体項目】

<p>・令和2年4月改訂版では、前回推計をベースに令和2年度当初予算を踏まえて次の要件に該当する項目について見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①後期実施計画に位置付ける予定のもの ②前回推計後に国や県の制度改正があった（制度の詳細が判明したものを含む。）もの ③前回推計後に行政経営戦略会議において事業の実施や拡充等の意思決定をしたもの ④令和2年度当初予算と現行推計との乖離が大きく見直す必要があるもの ⑤会計年度任用職員に係るもの <p>・令和2年8月改訂版では、令和2年4月改訂版をベースに令和2年度普通交付税算定結果及び防災行政無線デジタル化更新事業の前倒しを反映するとともに、これらに伴う地方債の借入額の見直しを公債費に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推計期間は、令和2年度から令和12年度とする。ただし、長期間の推計となり、後年度になるほど各種制度の方向性が不透明なことから、第5次総合計画期間終了後の令和8年度以後は参考数値とする。 ・推計に当たっては、事業ごとに経費及び財源を積算し、それを積み上げて推計する。 ・推計値の算定に必要な人口は、第5次総合計画の策定に当たって平成26年12月に作成した人口推計を採用する。ただし、人口推計と平成30年4月現在における人口の年齢構成の差異については、現状に合わせて補正している。
--

【歳入】

項目	内容・推計方法
地方税 (市税)	<p>市民税、固定資産税など、サービスを賄うための財源として、市民や企業などからおさめていただく税金のこと。</p> <p>令和2年度当初予算額をベースとして、個別の税目ごとに条件を設定して、徴収率を乗じて推計する。 ～主な税目の推計方法～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 人口推計による人口変動を考慮し推計する。 ・法人市民税 令和2年度以後の法人税割の税率改正（9.7%→6.0%）による影響、企業誘致の状況を考慮して推計する。 ・固定資産税・都市計画税 土地、家屋に対する課税は、3年に1回、課税の基礎となる評価額の見直し（評価替え）を行っている。 土地は、下落傾向にあるため、各年度において、前年度見込み額から0.5%下落するものとして推計する。 家屋は、平成30年度の評価替えの実績から、評価替え年度に平均4%の下落を見込むとともに、新築家屋や企業誘致の状況を考慮して推計する。
地方交付税	<p>国が地方公共団体間の財政力を調整するために、法人税やたばこ税などの国税5税の一部を市町村へ交付するお金のこと。</p> <p>令和2年度の普通交付税額を基礎数値として、令和2年度と推計年度の市民税の状況を考慮して推計する。</p>
国庫支出金	<p>特定の事業に対して国から収入される負担金や補助金などのこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
県支出金	<p>特定の事業に対して県から収入される負担金や補助金などのこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
地方債 (借入金)	<p>主に公共施設の建設などの際に、世代間の負担の公平性を確保するため、建設事業費の一部として、国や金融機関などから長期間借り入れるお金のこと。 建設事業費のほか、国の地方交付税の財源が不足しているため、当該不足分に対して市が借り入れる臨時財政対策債がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業債 歳出で見込んだ事業費に借入率を乗じて推計する。 ・臨時財政対策債 令和2年度の発行可能額で推計する。

繰入金・繰越金	<ul style="list-style-type: none"> 繰入金 特定の事業に充てたり、当該年度の財源不足を補うため、基金（市の預金）を取り崩すお金のこと。 繰越金 前年度の決算で余ったお金のこと。
そのほか	<p>～そのほかの主な項目～</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方譲与税 国が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。 税交付金 県が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金などがある。 分担金及び負担金 特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける人から徴収するお金のこと。 使用料及び手数料 市の施設などを利用する人や、市のサービスを受ける人から、その対価として徴収するお金のこと。

【歳出】

項目	内容・推計方法
共通事項	<p>歳出全体に共通する事項</p> <p>人口変動の影響を受けるものは、人口推計を考慮して推計する。 後期実施計画に位置付ける予定の事業や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、現行の制度（詳細が判明している制度変更を含む。）や事業内容が継続するものとして推計する。</p>
人件費	<p>職員に対する給料や、議員・各委員会の委員への報酬などのこと。</p> <p>職員数は、令和4年度から定年延長が導入され、2年ごとに1歳ずつ定年年齢が上がり、令和12年度に65歳定年になると仮定し、原則として定年退職分を新規採用で補充するものとして推計する。 一般職員人件費は、令和2年度当初予算額に、退職者、新規採用職員や再任用する職員の人数、職員一人当たりの平均昇給率を加味して推計する。退職手当負担金は、千葉県市町村総合事務組合が平成31年度から令和5年度までの5年間について、退職手当負担金の積算根拠を変更したことを反映し、令和6年度以後は平成30年度ベースで推計した。 また、地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入されたため、令和2年度予算で計上した報酬（給料）や手当等をベースに推計した。</p>

物件費	<p>主に消費的な性質をもつ経費で、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料などのこと。</p> <p>共通事項のとおりである。 なお、賃金については、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行したため、見込まない。</p>
扶助費	<p>主に生活保護法・児童福祉法・障害者総合支援法などにに基づき支給する経費や各種サービスなどの経費で、生活保護費、保育園の運営費、障がい者サービス費などのこと。</p> <p>共通事項のほか、地方消費税交付金の税率改正による増収見込み分のうち、社会保障財源化相当分を計上する。</p>
補助費等	<p>公益上の必要性により、一部事務組合や各種団体・個人などに支出する経費で、助成金、負担金、補助金などのこと。</p> <p>一部事務組合への負担金は、原則として、財政推計を作成している組合の負担金は当該推計値を採用し、財政推計を作成していない組合の負担金は令和2年度予算額で推計する。 それ以外は、共通事項のとおりである。</p>
普通建設事業費	<p>投資的経費の代表的なもので、道路、橋梁、公共施設などを建設・改修する経費などのこと。</p> <p>前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。</p>
公債費	<p>地方債（借入金）の元金・利子を返済するための経費のこと。</p> <p>既に借り入れている地方債に加えて、歳入の地方債で新たに見込んだ額を借り入れるものとして推計する。</p>
そのほか	<p>～そのほかの主な項目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持補修費 公共施設などを保全し、維持するための経費のこと。 ・繰出金 国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行えるよう、一般会計から特別会計に繰り出す経費のこと。 <p>・維持補修費 前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。</p> <p>・繰出金 各特別会計が、各種計画や現行の制度、人口推移などを考慮して推計した上で、安定した運営に必要な経費を推計する。なお下水道事業への繰出金については、法適化に伴い、平成31年度まではそのほか（繰出金）、令和2年度以降は補助費等及びそのほか（出資金）として計上している。</p>

【行政経営改革の効果】

行政経営改革効果額	<p>財源不足を補うため、市長・副市長・教育長の報酬の減額、管理職手当の削減、職員数の抑制、内部管理経費の削減などの行政の自助努力を徹底し、歳出の削減に努める。 また、市民の理解を得ながら、受益者からの負担額や公共施設のあり方の見直しを進め、歳入の増加・歳出の削減に努める。</p>
-----------	---

7 付属資料(財政健全化の取組後)

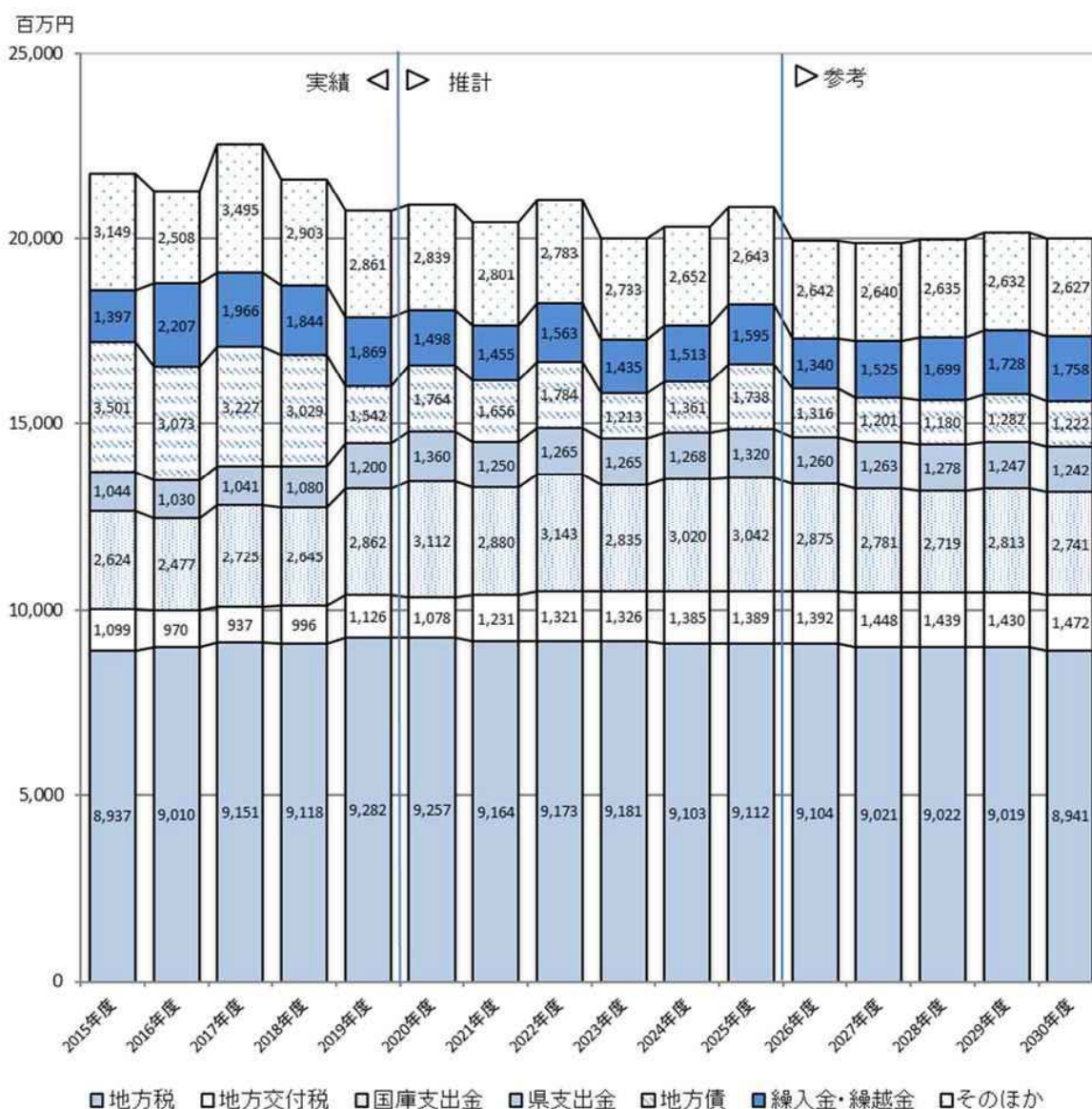
(1) 歳入

ア 歳入規模

歳入については、2022年度は橋梁の耐震補強、2025年度は文化センター大ホールの天井改修や防災行政無線のデジタル化更新事業などを見込んでいることから、国庫補助金や地方債が増加している。

そのほかの年度については、歳入規模は200億円前後で推移する見込みである。

図1-1 歳入の推移

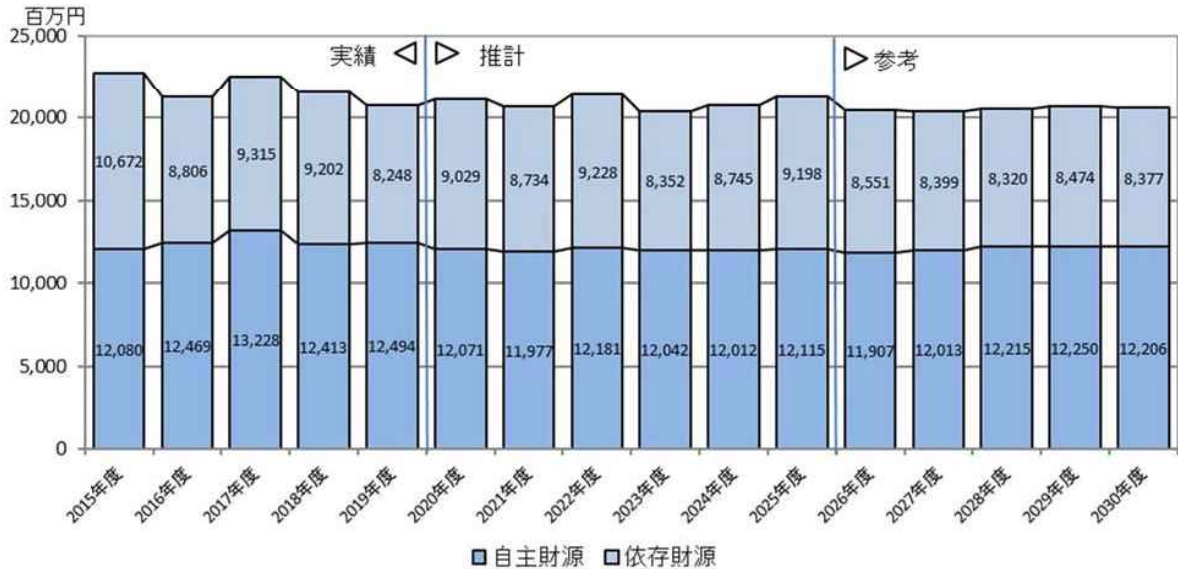


イ 自主財源と依存財源

自主財源は、市が自ら徴収する収入で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金、基金からの繰入金などがある。依存財源は、国など他の団体等から受け入れる収入で、地方交付税、国庫支出金、地方債などがある。

自主財源は、120億円前後を維持できる見込みである。

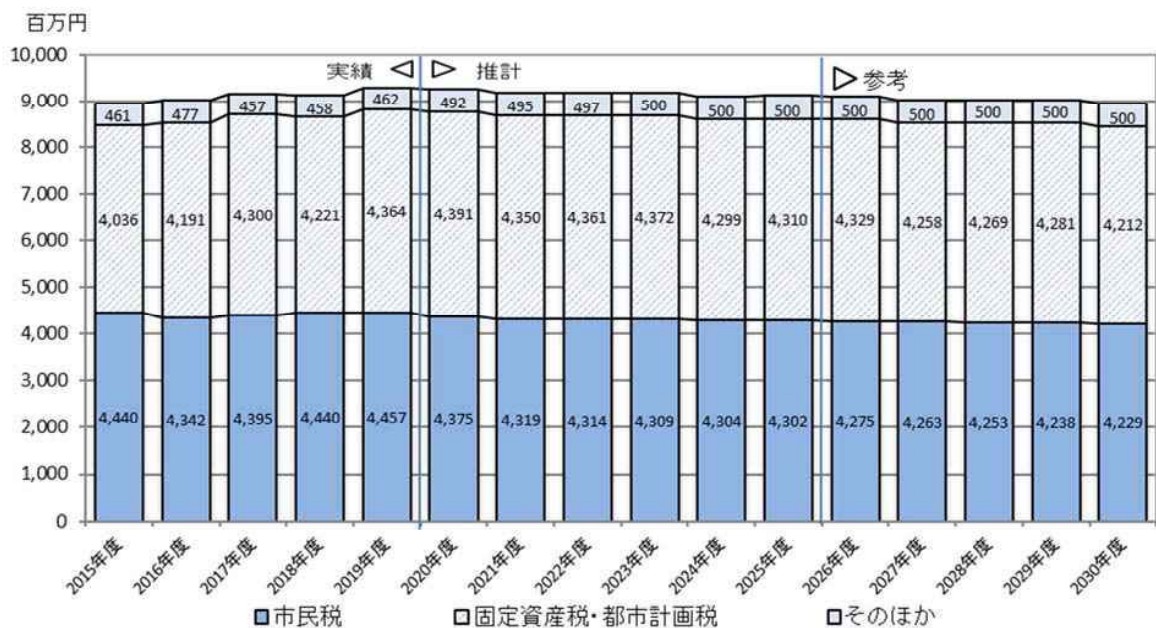
図1-2 自主財源と依存財源の推移



ウ 地方税

地方税のうち市民税は、2019年10月以後の法人市民税率の引き下げ、2020年度以後に見込まれる人口減少に伴い、減少し続けることが見込まれる。また、固定資産税・都市計画税は、企業立地の促進による増加、土地・家屋の評価替えが相まって、年度ごとの増減はあるものの、長期的には地価の下落の影響により2023年度以後はおおむね減少傾向にある。

図1-3 地方税の推移



(2) 歳出

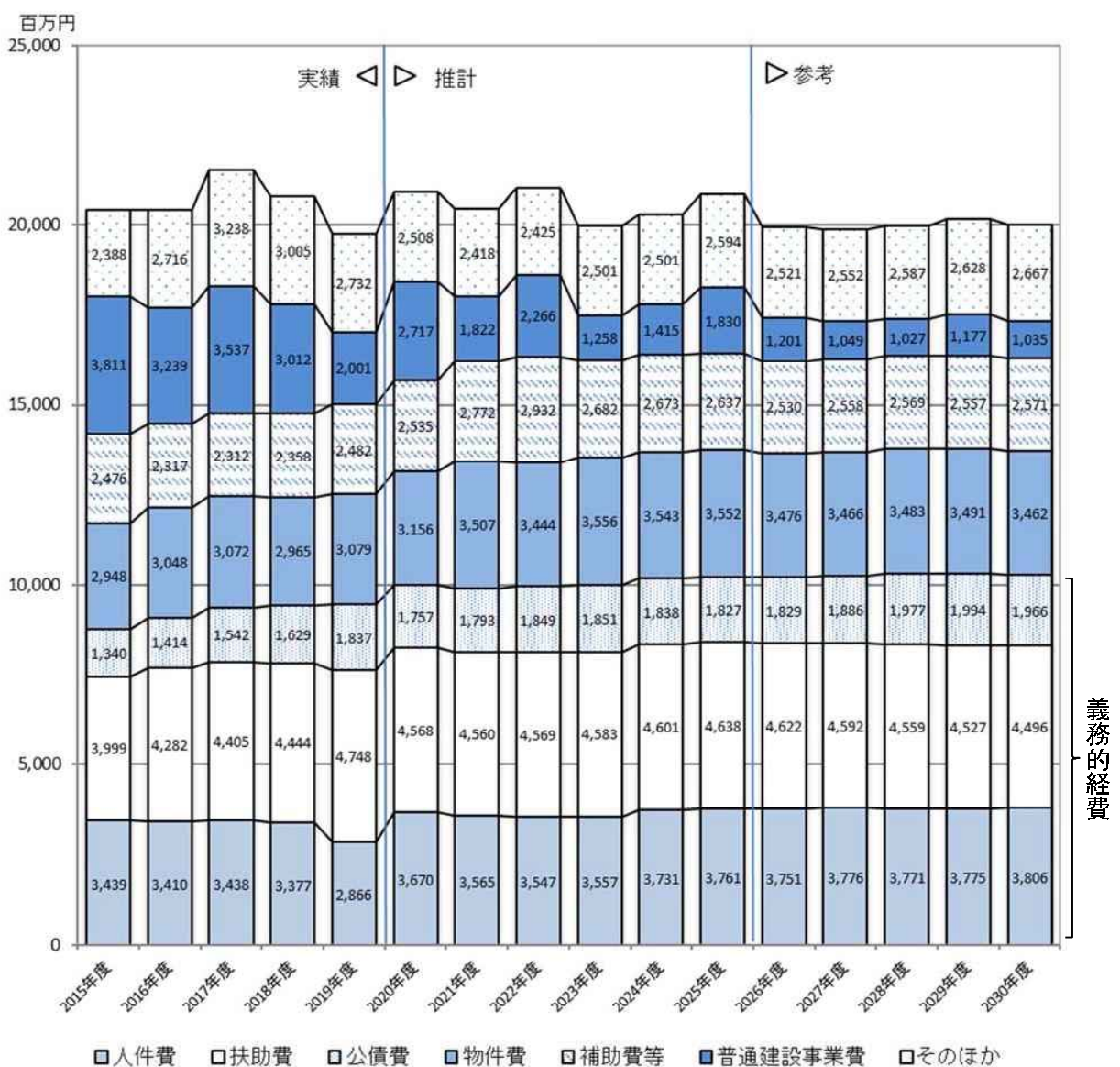
A 歳出規模

歳出については、2020年度から会計年度任用職員制度が開始することに伴い、賃金（物件費）が減少し、人件費が増加している。また、2021年3月から教育のICT化の推進に向けてタブレット端末などをリース方式により整備するため、2021年度に物件費が増加し、その後は同規模で推移している。

また、2022年度は橋梁の耐震補強、2025年度は文化センター大ホールの天井改修や防災行政無線のデジタル化更新事業などを見込んでいることから、普通建設事業費が増加している。

そのほかの年度については、歳出規模は200億円前後で推移する見込みである。

図2-1 歳出規模の推移

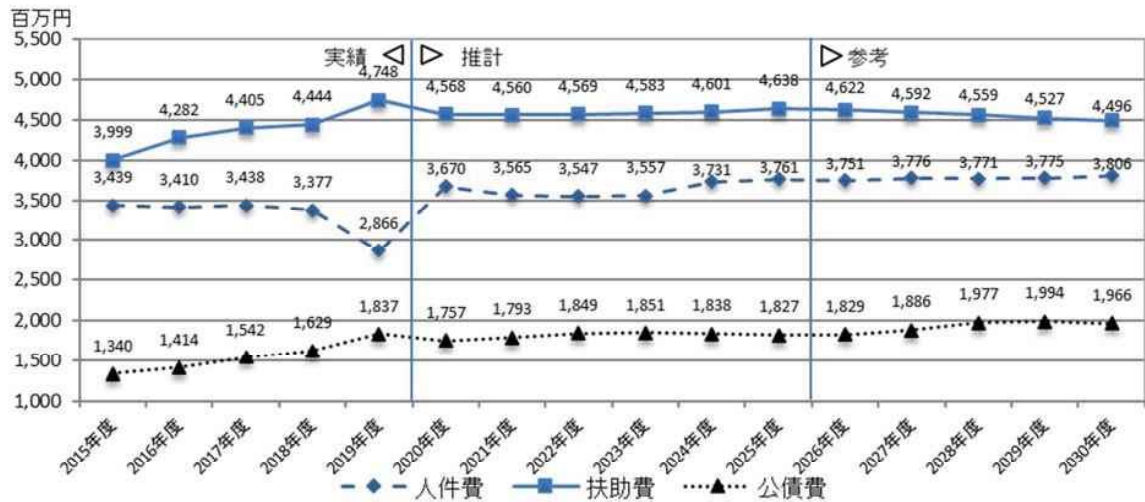


イ 義務的経費

義務的経費は、支出することが制度的に義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

人件費は、職員数の抑制などの取組と、2019年度から2023年度までの退職手当負担金の積算根拠の変更により減少するものの、2020年度からの会計年度任用職員制度の導入により増加し、2024年度以後は37億円規模で推移することが見込まれる。扶助費は障害福祉サービスなどが増加するものの、保育に係る経費などの減少により、おおむね横ばいで推移することが見込まれる。公債費は、学校給食共同調理場建替事業に伴う借入金の元金償還が始まる2022年度以後、18億円以上で推移することが見込まれる。

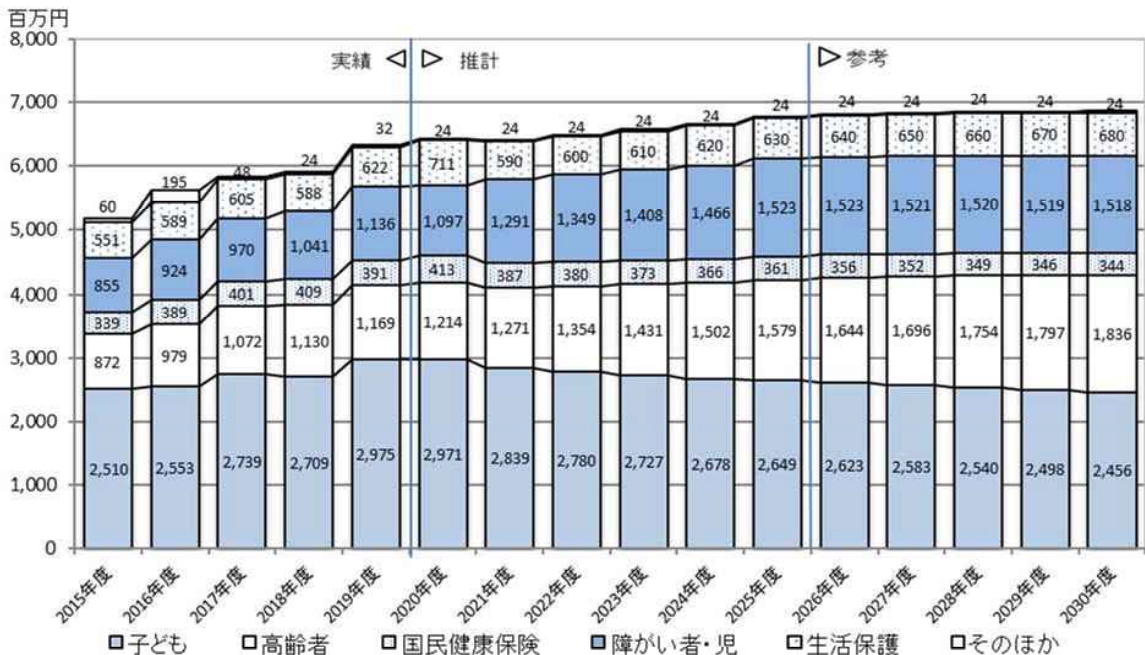
図2-2 義務的経費の推移



ウ 社会保障費

社会保障費は、2019年度以後、子どもの数の減少に伴い子どもに係る経費は減少するものの、高齢者や障がい者・児に係る経費は増加傾向にあり、社会保障費全体では増加が見込まれる。

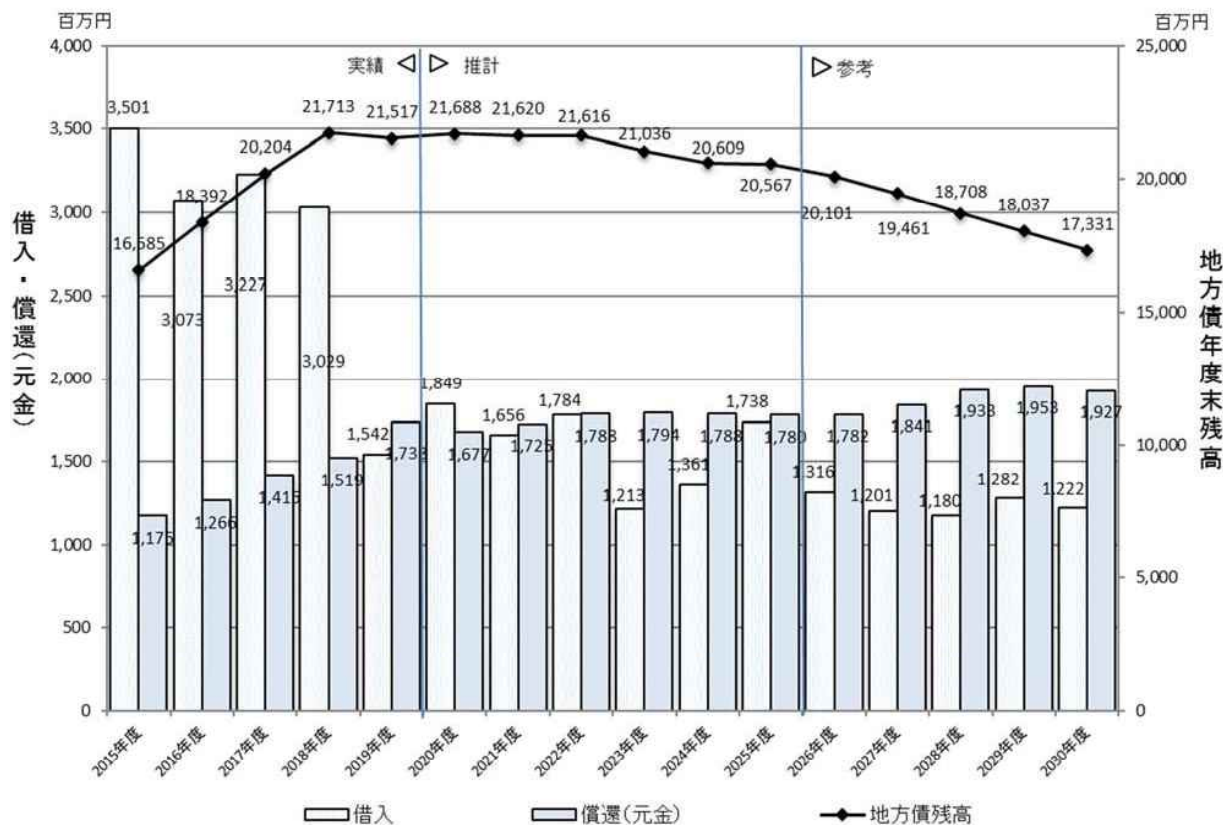
図2-3 社会保障費の推移



(3) 地方債

地方債の年度末残高は、2022年度までは富士公園の整備や工業団地アクセス道路の整備に伴う借入などにより216億円台で推移するが、その後は減少傾向となる見込みである。

図3-1 地方債年度末残高等の推移



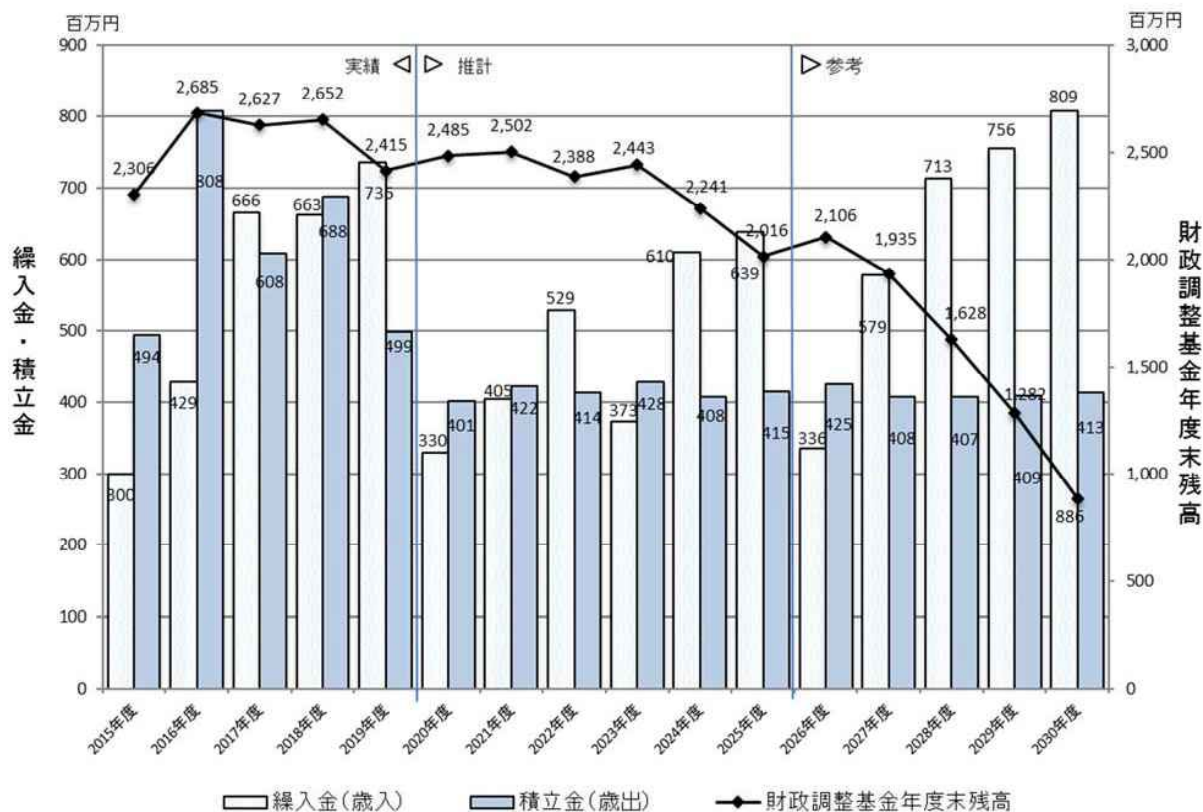
(4) 基金

ア 財政調整基金

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための市の貯金で、大規模事業の実施により財源が不足する場合や、災害などの特別な財政需要がある場合に取り崩しを行うものである。

2026年度までは20億円以上確保できるが、その後は財源不足を補うための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図4-1 財政調整基金年度末残高の推移



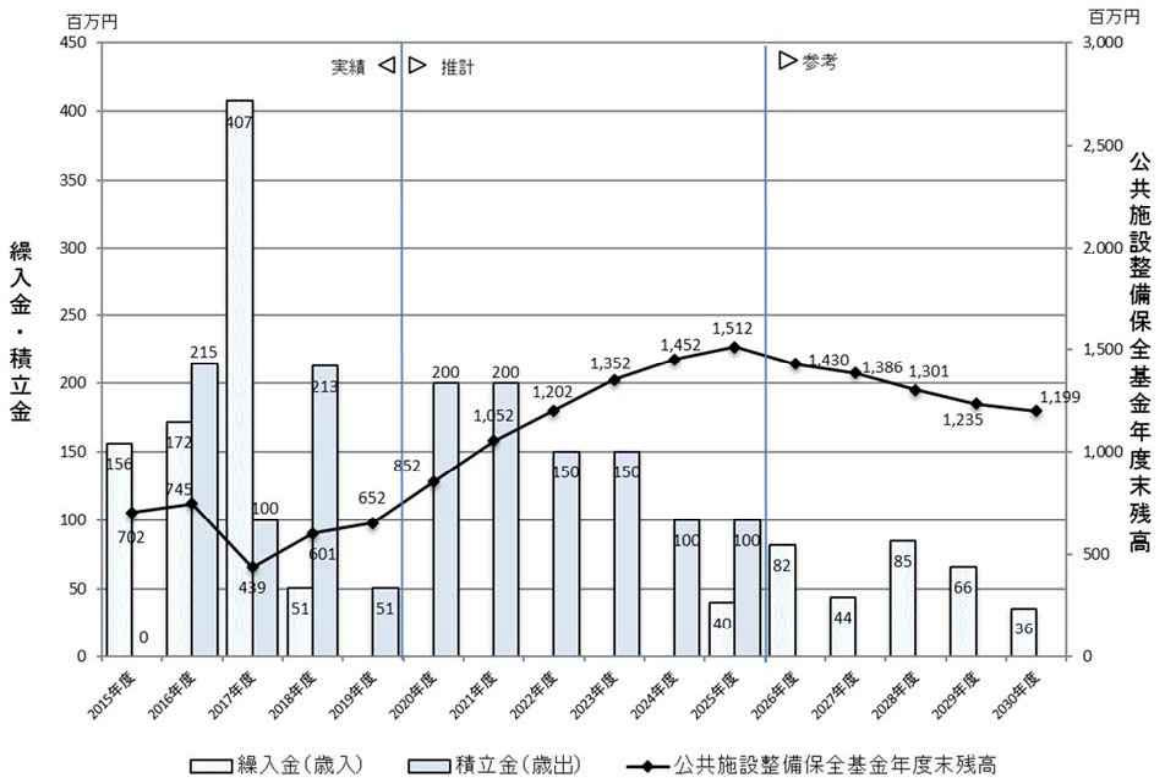
※積立金は、地方財政法に基づき前年度の決算剰余金の1/2を積み立てるものです。

イ 公共施設整備保全基金

公共施設整備保全基金は、公共施設（建物）の老朽化対策等を計画的に行うための貯金である。

2025年度までは、将来の公共施設の改修等を見据えて積立を行うことから、2025年度末には15億円台を確保できるが、その後は公共施設の改修等に係る経費に充てるための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図4-2 公共施設整備保全基金年度末残高の推移



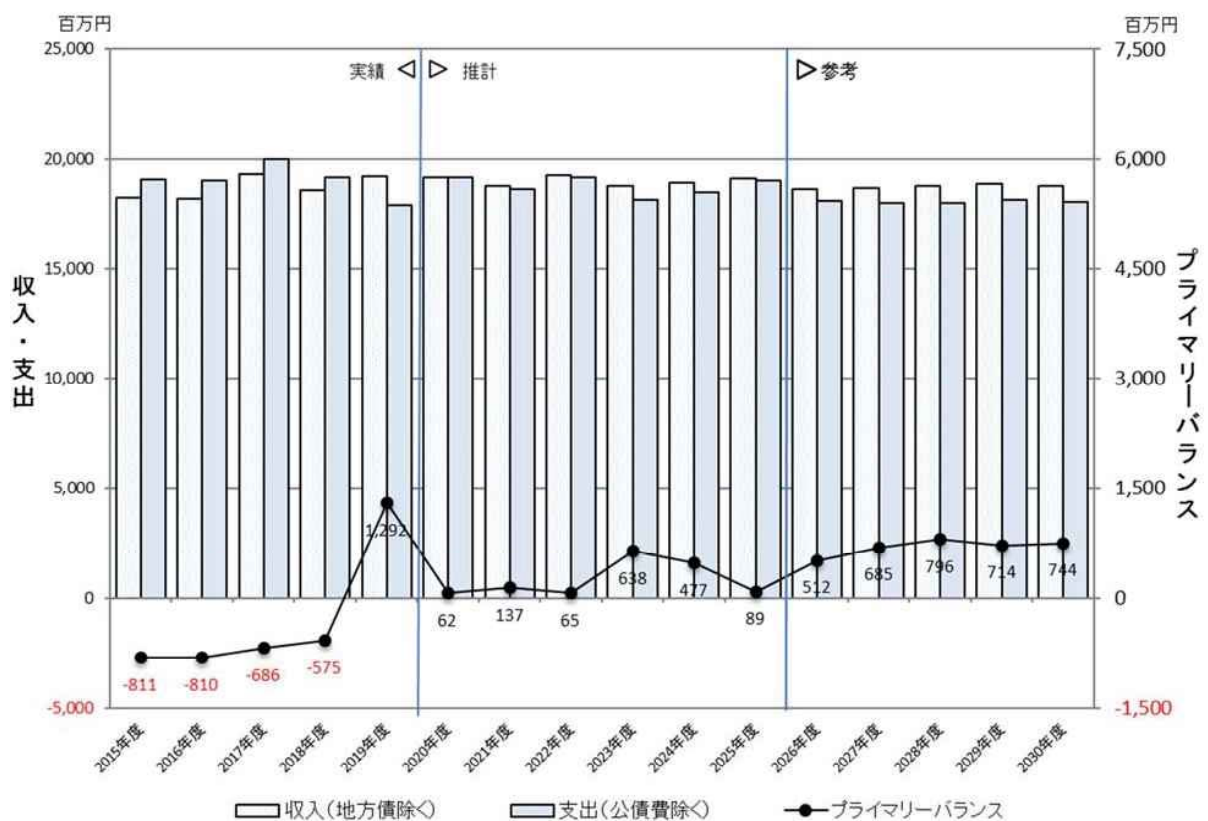
(5) プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政収支のことで、地方債（借入金）を除いた収入と、公債費（借入金の元利償還金）を除いた支出のバランスを見るものである。

プライマリーバランスがプラスの場合は、地方債に頼らずに、税金などで市民生活に必要な支出が賄えている状態を意味する。逆に、マイナスの場合は、地方債に頼らないと必要な支出が賄えない状態を意味する。

2019年度以後は、プライマリーバランスがプラスで推移し、地方債に依存した財政運営から脱却するが、引き続き財政調整基金に頼った財政運営が続くことに留意する必要がある。

図5-1 プライマリーバランスの推移

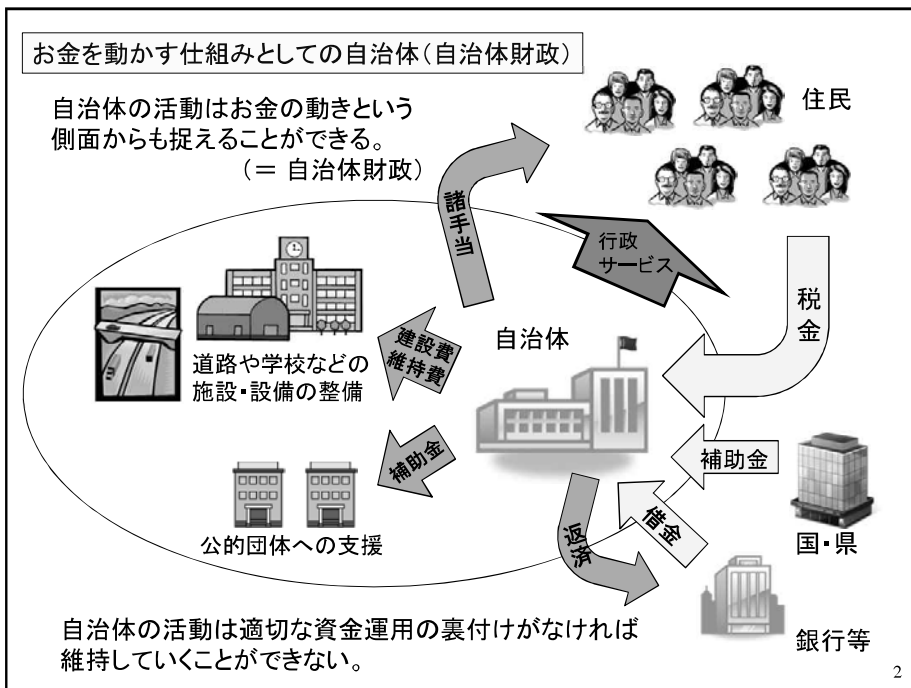


白井市の財政状況

大塚 成男(熊本学園大学大学院)
sh-ootsuka@kumagaku.ac.jp

R3.6.22

1



財政危機の多発 < >はH30年度の財政力指数 (白井市: 0.90)

2018年 2月 周南市(山口県) <0.79>、緊急財政対策
 2018年11月 銚子市(千葉県) <0.60>、緊急財政対策
 2019年 1月 涌谷町(宮城県) <0.38>、財政非常事態宣言
 2019年 8月 小郡市(福岡県) <0.67>、緊急財政対策
 2019年11月 相模原市(神奈川県) <0.90>、行財政構造改革プランの策定
 2020年 2月 杵築市(大分県) <0.34>、緊急財政対策
 2020年 2月 村田町(宮城県) <0.44>、財政非常事態宣言
 2020年 2月 日野市(東京都) <0.97>、財政非常事態宣言
 2020年10月 新座市(埼玉県) <0.91>、財政非常事態宣言
 2021年 2月 裾野市(静岡県) <1.06>、財政非常事態宣言

↓

地方財政をめぐる状況は厳しい。
特に財政力指数が大きい団体の財政が悪化している。

3

【財政危機に陥った自治体の共通点】

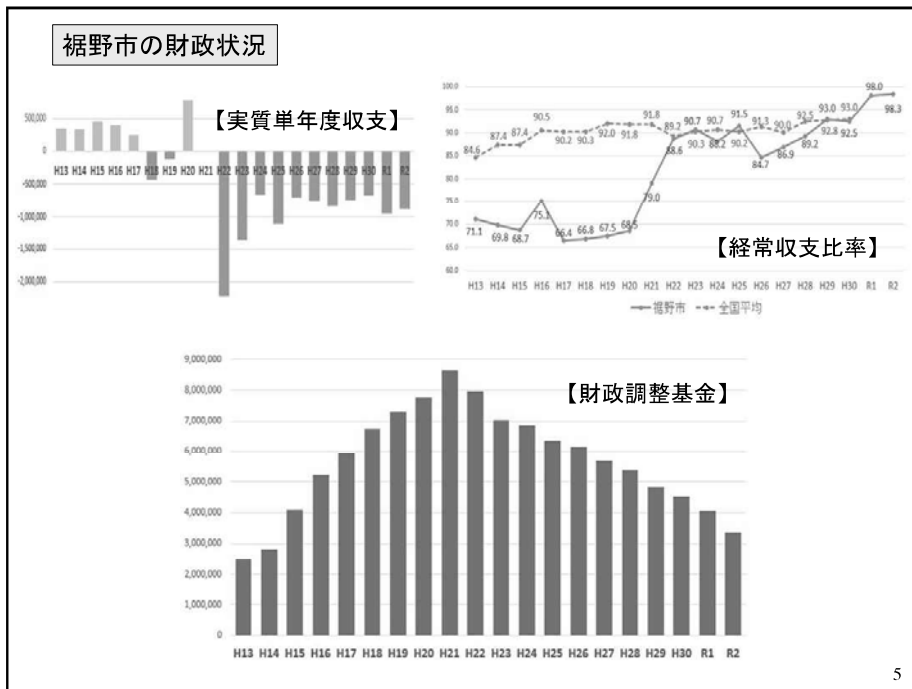
- 負債の負担は大きいわけではない。債務の返済ができなくなったことによる財政危機ではない。(夕張市とは異なる)
- 実質単年度収支(基金の取崩しを除いた収支)の赤字が続いている。すなわち、毎年度の歳出をその年度の歳入で賄うことができていない。
- 経常収支比率(通常収入のうち、毎年繰り返される活動で使われる支出の割合)が非常に高い。財政上の余裕がまったくない。
- 財政調整基金が大きく減少している。過去からの貯えが失われてしまう危険性が高くなっている。

↓

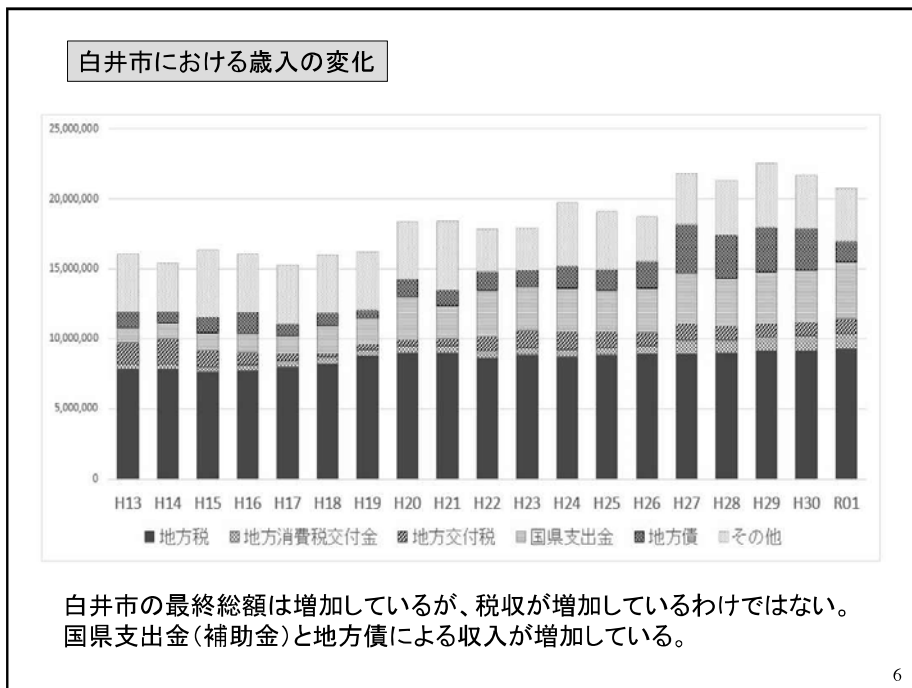
歳出(経費)を減らすことができないための財政危機

現状の自治体の財政において問題になるのは負債の大きさではない。減らすことができない経費(固定的な経費)の増大である。

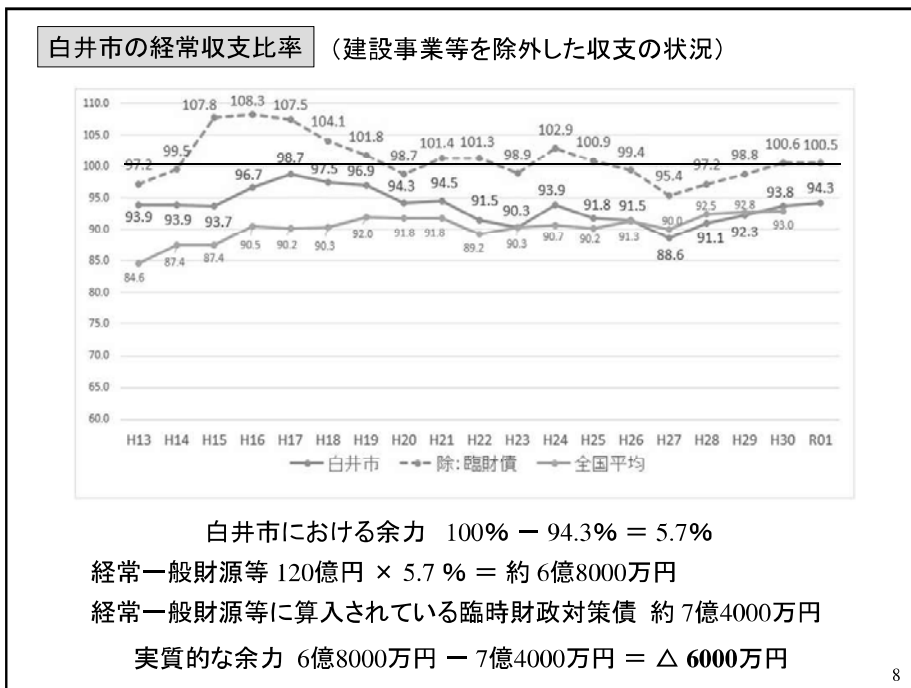
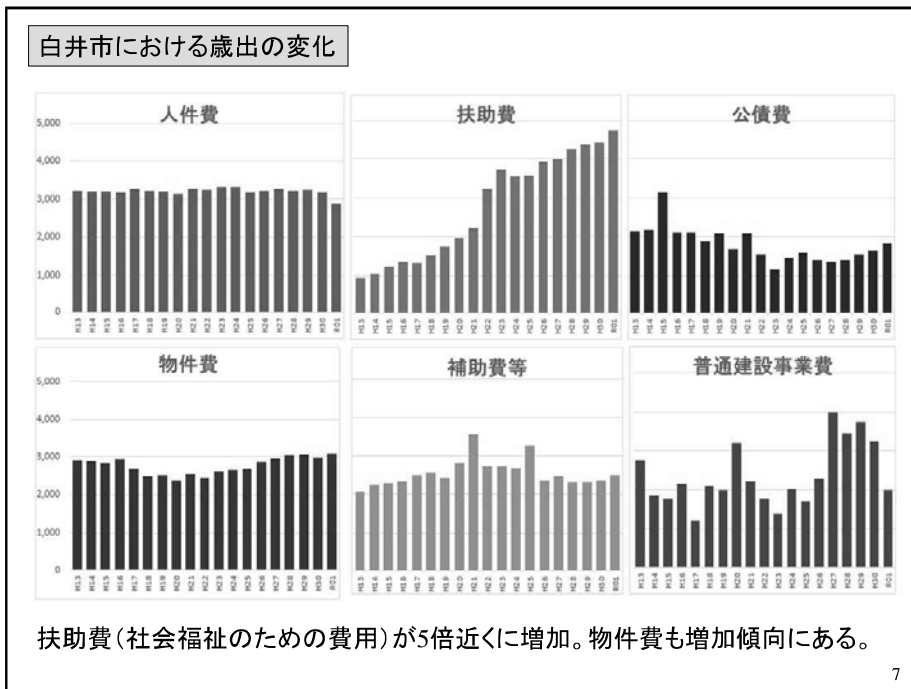
4

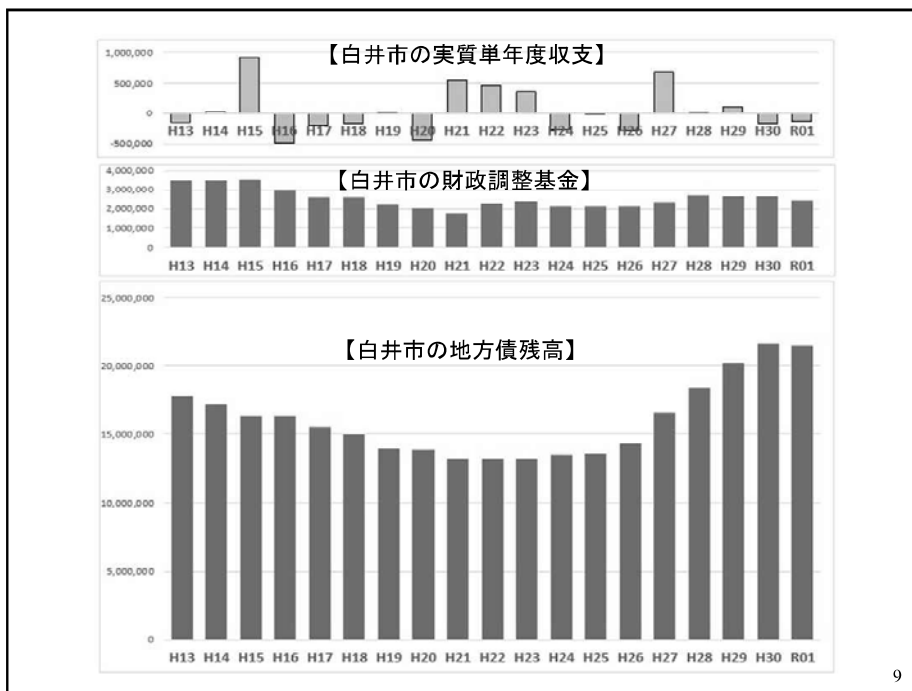


5



6





9

白井市の財政状況

- ・歳入総額は増加しているが、財政的な負担となる収入が多く、財政運営が難しくなっている。
- ・日常的な経費の負担が増加傾向にあり、将来的には、現在の財政では賄うことができなくなる危険性がある。
- ・収支が大きく悪化しているわけではないが、その背後で、地方債が増加しており、将来負担が大きくなっている。



将来世代の負担を増加させないための対策が早急に必要。

白井市に求められているのは「身の丈に合った」財政運営である。ある政策の採択が他の政策の不採択につながることを意識して、「あれかこれか」という視点から望ましい財政運営を考えるべき。

10

義務教育における学校給食の食育のあり方に関する考察 ～千葉県的事例から～

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食の
あり方検討委員会委員 當瀬 徳隆

1

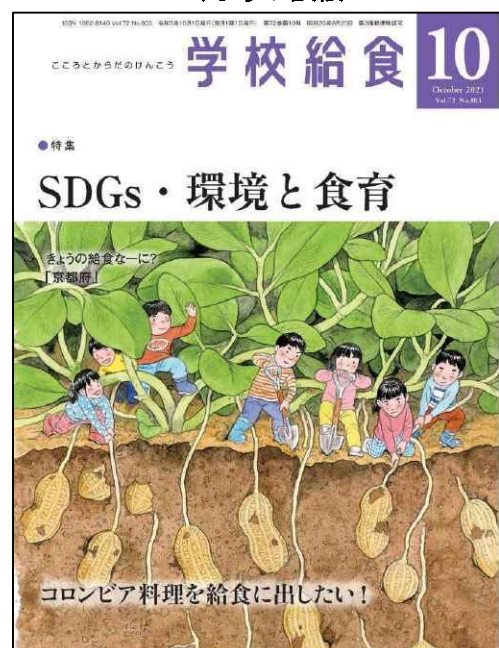
全国学校給食協会発行の月刊「学校給食」に掲載

本論文の一部は、全国学校給食協会発行の月刊「学校給食」2021年10月号に掲載。

本論文の全部は、同協会のホームページ「今月の指導資料集」に掲載。

https://school-lunch.co.jp/user_data/download

10月号の表紙



2

学校給食について

年間約190日で、小中学校9年間で
約1,700食！

食に関する指導を効果的に進める
ための**重要な教材！**



3

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

第7章 政策提言

4

第1章 研究の背景と目的

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせない。

また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものである。

第1章 研究の背景と目的

しかし、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上し、食を取り巻く社会環境が大きく変化した中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んできている。

このような中、国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきている。

第1章 研究の背景と目的

特に、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。

子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは容易ではない。このため、成長期にある子どもへの食育は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことに貢献している。

第1章 研究の背景と目的

食に関する知識、伝統や文化等については、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきたが、食を取り巻く社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践が十分でない。

このことから、義務教育における学校給食の食育に対する国民のニーズは高い。ほぼ全ての国民が共通体系として体験するものであるからこそ、食育の可能性にもっと積極的な価値を見出すべきではないか。

第1章 研究の背景と目的

本研究では、学校給食の食育、学校給食の合理化、家庭の食卓事情など、子どもの食を取り巻く状況がどのように変化しているか、公的統計等を用いて分析した。

そして、栄養教諭又は学校栄養職員が子どもに対して行う食に関する指導などについて、千葉県でアンケート調査及びヒアリング調査を実施して、「**学校給食を生きた教材**」として活用した食育効果の向上に資する考察を行い、政策提言を行う。

9

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

第7章 政策提言

10

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

学校給食の教育行政

文部科学省

学校給食法

- ・ 学校給食実施基準
- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 栄養教諭等の定数
- ・ 小中学校の学習指導要領
- ・ 食に関する指導の手引 等

努力
義務

都道府県

市区町村

11

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

学校給食法の目的

第1条

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

12

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして 教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。

(1)食に関する指導

- ①給食の時間の指導
給食の時間における食に関する指導
- ②教科等の指導
教科等における食に関する指導
- ③個別的な相談指導
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

(2)学校給食の管理

- ①栄養管理(献立作成)
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理
- ②衛生管理
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、検食、保存食、調理指導 調理・配食 等

教職員、家庭や地域との連携・調整

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

「つながる食育推進事業」に関する調査研究（食育の有効性）

- 文部科学省は2017年度からモデル校で「つながる食育推進事業」を実施。
- その研究報告書で食育の有効性を明らかにしている（図は一例）。

一日や一週間の栄養バランスを考えて食事やおやつをとるか

		はい	どちらかといえばはい	どちらかといえばいいえ	いいえ	無回答	(%)
TOTAL (n=14563)		30.0	39.6	20.1	10.0	0.3	
すべての学年の児童生徒を対象に取組を行った学校	事前 (n=3810)	32.8	37.8	20.3	8.9	0.2	
	事後 (n=3797)	31.3	40.5	19.3	8.5	0.4	
特定の学年の児童生徒を対象に取組を行った学校	事前 (n=2843)	28.7	40.3	19.9	10.8	0.2	
	事後 (n=2819)	30.1	40.8	19.6	9.4	0.1	
取組を行っていない学校	事前 (n=656)	20.9	38.4	23.9	16.3	0.5	
	事後 (n=638)	20.8	36.7	23.0	18.8	0.6	

出典：「つながる食育推進事業」に関する調査研究報告書（令和2年3月）

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

第7章 政策提言

15

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

地方行革の推進

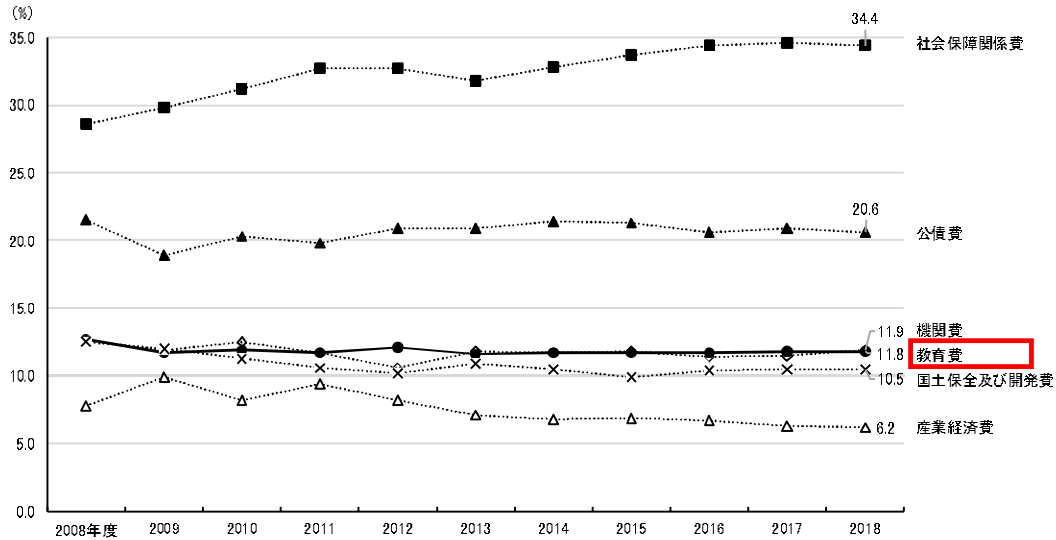
- 1964年、給食センターの施設設備の補助制度が設けられた。
- 1970年代の石油危機の影響で、1980年代に地方行革が始まった。
- 1985年、文部省通達を受けて、学校給食業務の運営の合理化が始まった。
 - ・パートタイム職員の活用
 - ・共同調理場方式
 - ・民間委託の方法 等

16

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

国・地方を通じた財政支出の状況

国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移



出典：総務省「令和2年版地方財政白書（平成30年度決算）」をもとに筆者が作成

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

都道府県・市町村の目的別歳出に占める学校給食費の割合

2018年度都道府県・市町村の目的別歳出に占める学校給食費の割合

学校給食費は約1%

	歳出合計			教育費/ 歳出合計	学校給食費/ 歳出合計	学校給食費/ 教育費
	億円	教育費 億円	学校給食費 億円			
都道府県別全国計	489,573	99,976	159	20.4	0.0	0.2
都市別全国計	506,777	63,629	6,940	12.6	1.4	10.9
町村別全国計	67,616	6,960	909	10.3	1.3	13.1

出典：総務省「地方財政状況調査」をもとに筆者が作成

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

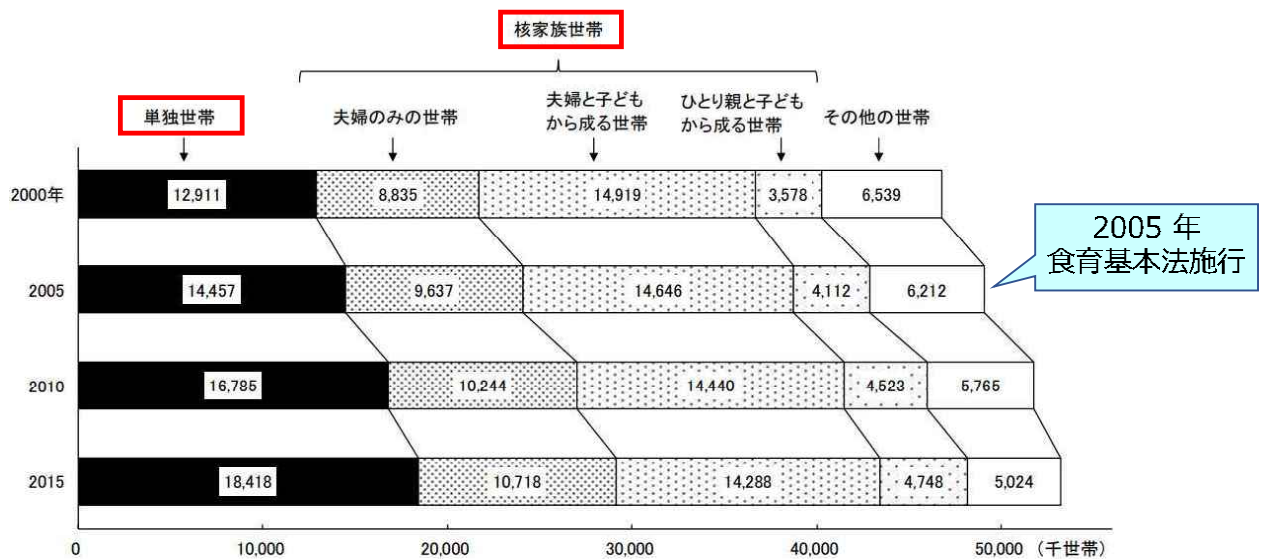
第7章 政策提言

19

第4章 家庭の食卓事情

核家族化の推移

一般世帯の家族類型別割合の推移（全国）

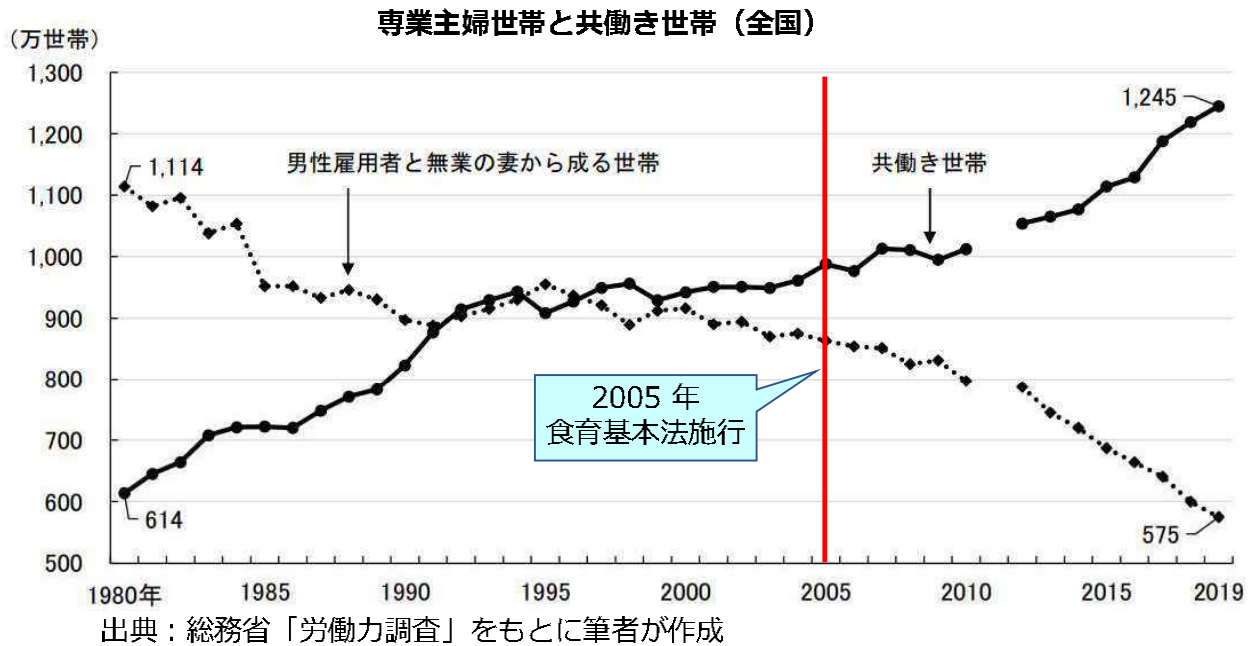


出典：総務省「国勢調査」をもとに筆者が作成

20

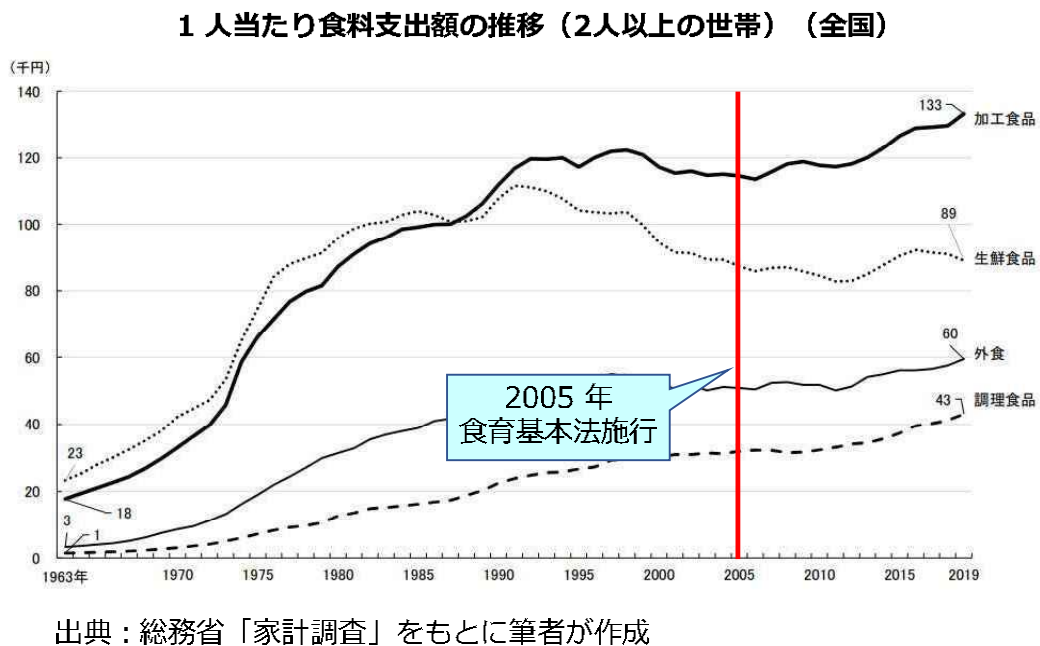
第4章 家庭の食卓事情

両親の共働きの推移



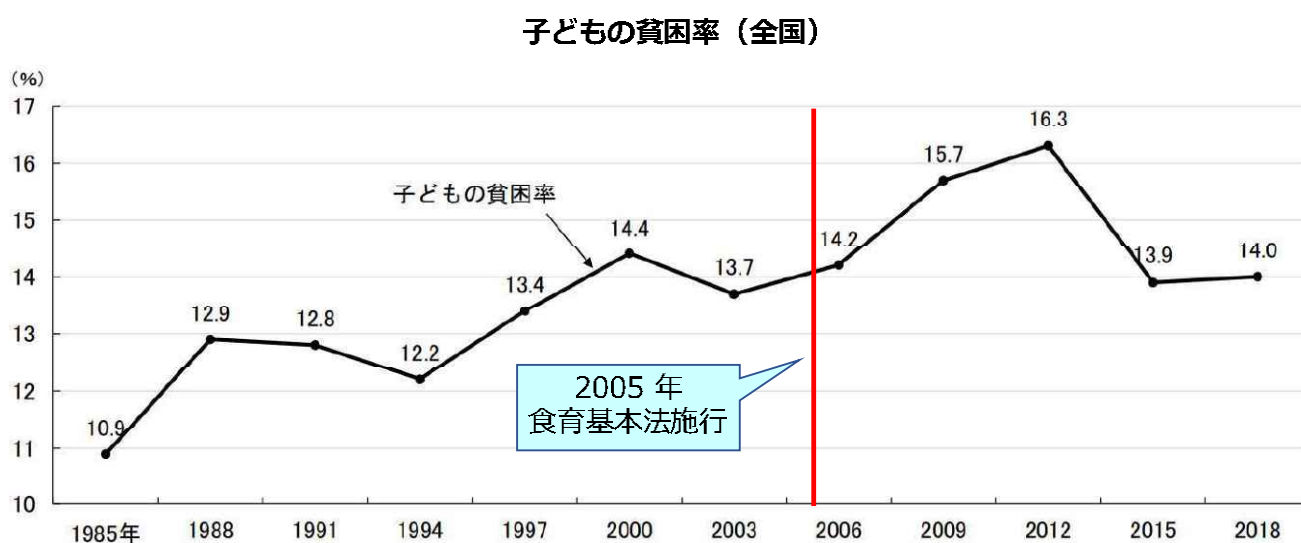
第4章 家庭の食卓事情

食料支出額の推移



第4章 家庭の食卓事情

子どもの貧困率の推移



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに筆者が作成

※2018年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円である。

23

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

第7章 政策提言

24

第5章 アンケート調査（千葉県）

調査の概要

調査実施期間 : 2020年10月14日～11月13日

調査協力依頼先 : 千葉県内各市町村の教育委員会

調査票の回答者 : 公立小中学校の給食を作る調理場に配属されている
栄養教諭又は学校栄養職員

調査の方法 : 調査票の配布・回収による自計調査（2019年度1年間）

調査票の回収率 : **50.8%**

54市町村644枚のうち回収した枚数は**47市町村327枚**。

25

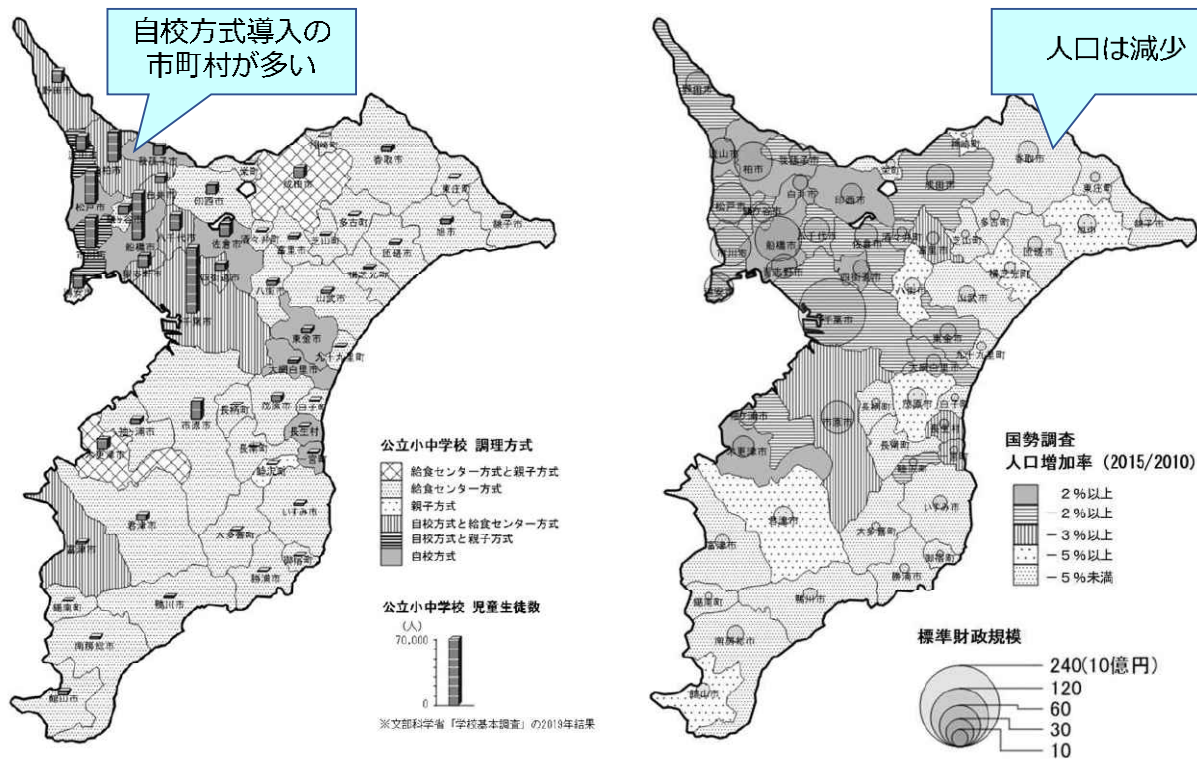
第5章 アンケート調査（千葉県）

47市町村327調理場の給食実施校及び児童生徒数

区 分	給食実施校数	児童生徒数 (教職員を含む。)	千葉県内における 児童生徒数の割合
小学校	532	216,489	約66%
中学校	265	105,104	約63%
合 計	797	321,593	約65%

26

千葉県地図で見る調理方式等



第5章 アンケート調査結果 (千葉県)

<食育の充実度を測る指標>	公立小学校			公立中学校		
	自校方式	親子方式	給食センター方式	自校方式	親子方式	給食センター方式
① 栄養教諭又は学校栄養職員が取組んだ給食の形態の回数	41.1	18.6	31.7	149.4	5.4	16.5
② 栄養教諭又は学校栄養職員が指導 (ITを含む。) で関わった教科等のコマ数	7.2	4.3	4.1	3.8	1.7	2.4
③ 栄養教諭又は学校栄養職員が給食時間に指導した回数	88.8	39.8	46.7	139.3	1.7	9.0
④ 栄養教諭又は学校栄養職員が給食時に巡回した回数	468.5	235.3	69.8	296.6	54.5	10.4
⑤ 児童生徒と調理員のふれあいの機会があった学校数の割合 (%)						
交流給食・ふれあい給食で交流した	2.3	4.0	13.9	-	-	2.3
掲示板や配布物等で、調理員を児童生徒へ紹介した	51.1	32.0	23.3	31.5	35.0	19.8
始業式等において、調理員を児童生徒へ紹介した	19.3	8.0	-	9.6	10.0	-
配膳・下膳時に、調理員が児童生徒へ声をかけた	73.9	64.0	13.3	60.3	40.0	12.8
その他 (給食時の巡回など)	1.7	-	6.0	4.1	-	4.1
⑥ 給食の喫食率 (給食の量に占める食べた量の割合) (%)	95.5	89.4	89.5	95.6	90.9	89.2
⑦ 学校で取組んだ給食の下処理体験の回数	2.6	1.0	0.3	0.10	0.13	0.05
⑧ 学校で取組んだ農林漁業体験の回数	6.4	5.2	6.4	1.4	2.5	0.7

第5章 アンケート調査（千葉県）

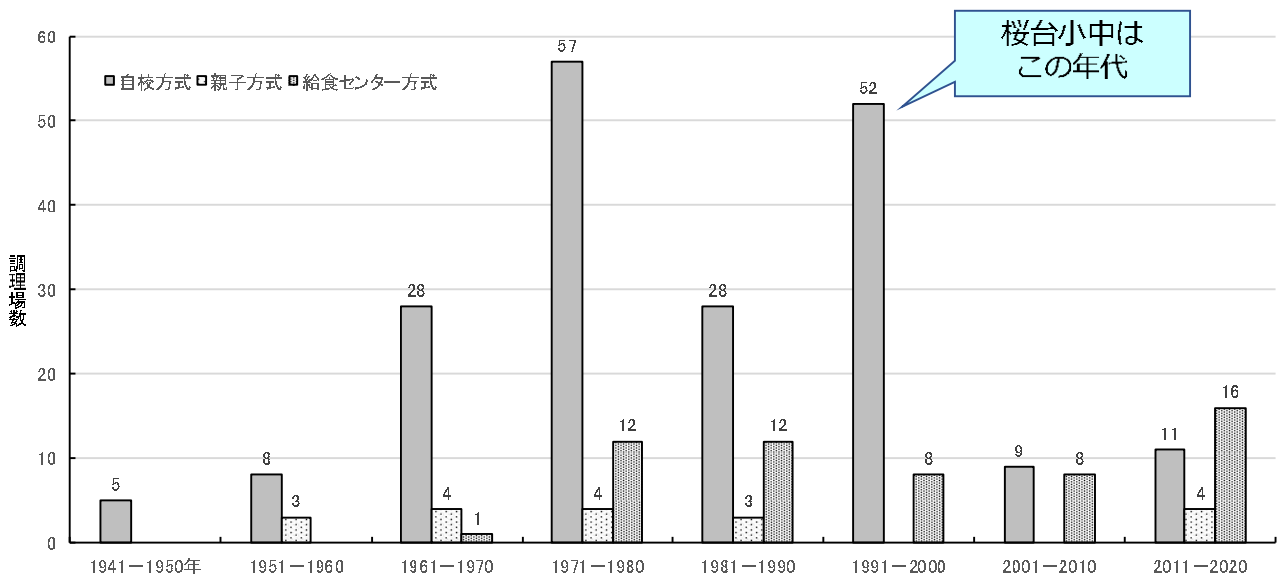
調査の結果

調査事項：2019 年度（1 年間）に調理場単位で行われた給食の形態などについて着目。

【1】運営主体の概要	【2】学校給食の取組み	【3】食に関する体験活動
1 調理場名	1 給食の形態	1 給食の下処理体験
2 調理場の設置年度（西暦）	2 食に関する指導	2 農林漁業体験
3 調理場の冷暖房設備及び調理時温度	3 児童生徒と調理員のふれあい	3 生産者等との連携
4 調理方式	4 有機農産物の活用	
5 運営方式、委託業務等	5 給食の喫食率	
6 栄養教諭及び学校栄養職員の人数等	6 食品廃棄物の取扱い	
7 調理員の数等		
8 給食実施校及び児童生徒数（教職員を含む。）		

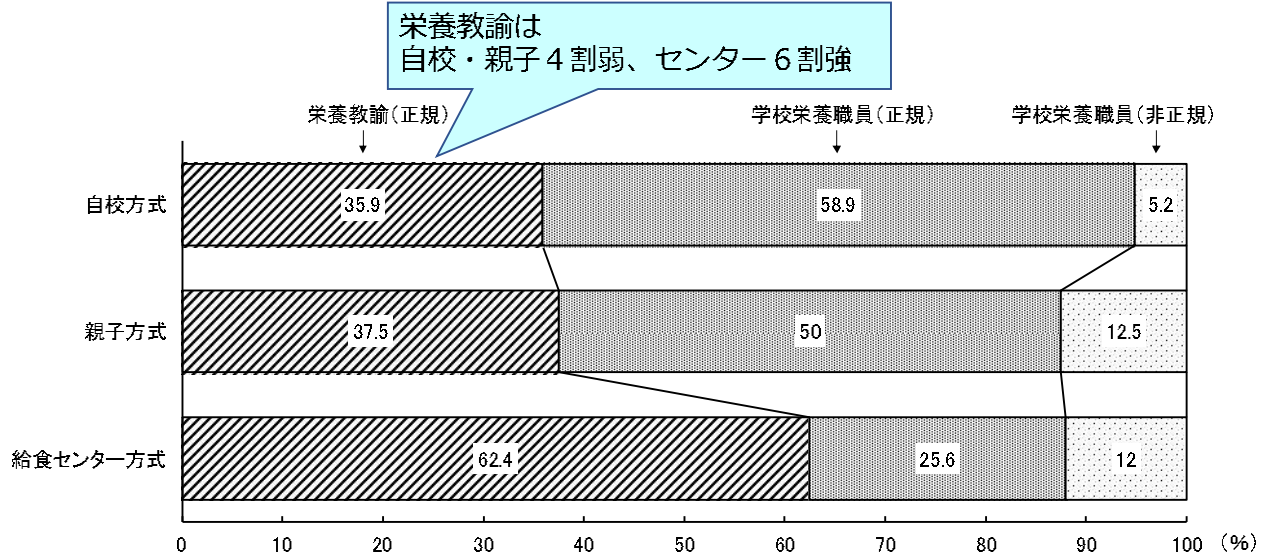
第5章 アンケート調査（千葉県）

調理場の設置年度



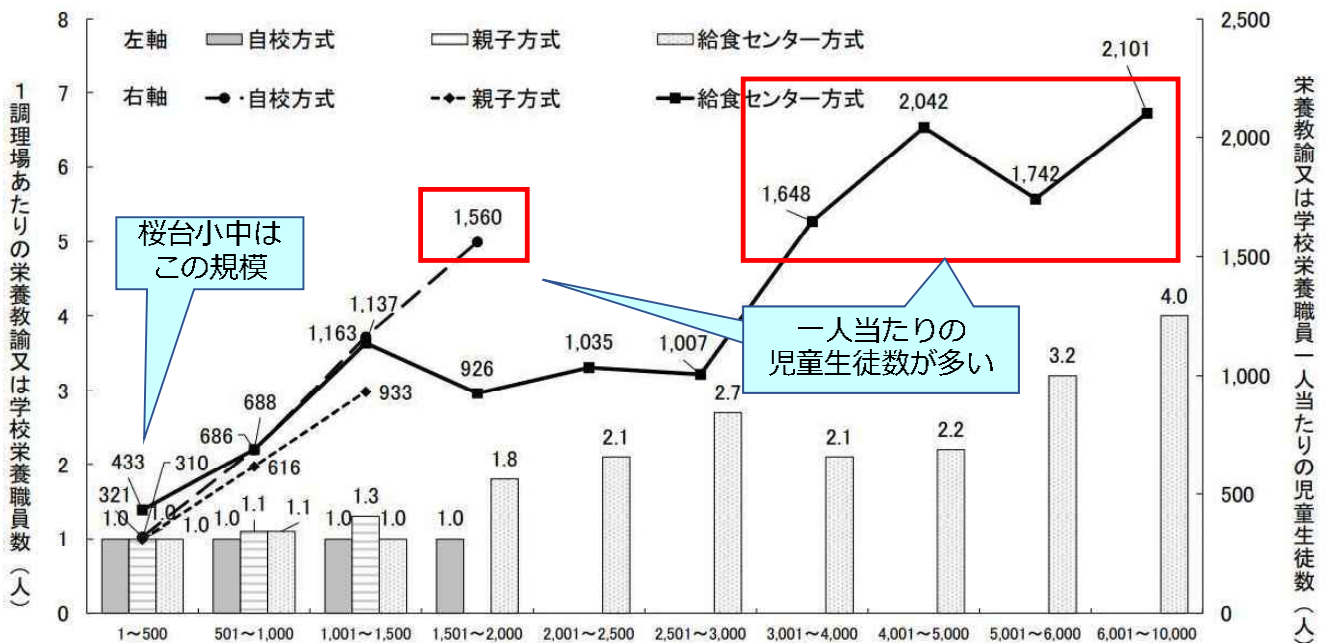
第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭及び学校栄養職員の割合



第5章 アンケート調査（千葉県）

児童生徒数の規模別における調理場の栄養教諭等



第5章 アンケート調査（千葉県）

調査の結果

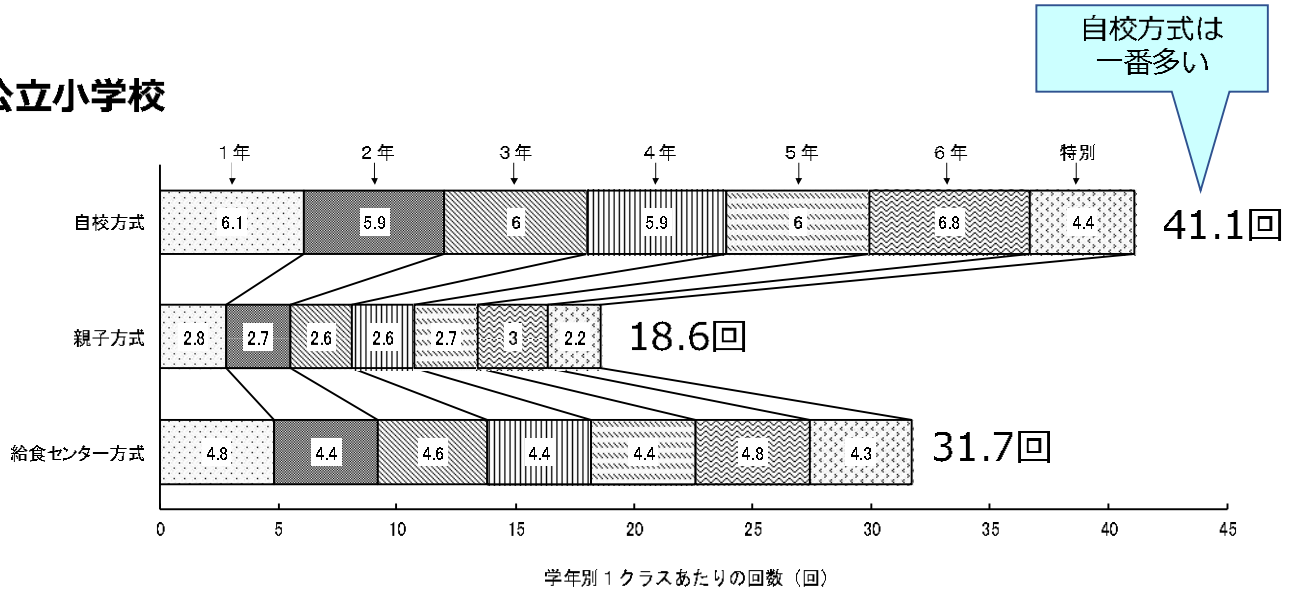
調査事項：2019年度（1年間）に調理場単位で行われた給食の形態などについて着目。

【1】運営主体の概要	【2】学校給食の取組み	【3】食に関する体験活動
1 調理場名	1 給食の形態	1 給食の下処理体験
2 調理場の設置年度（西暦）	2 食に関する指導	2 農林漁業体験
3 調理場の冷暖房設備及び調理時温度	3 児童生徒と調理員のふれあい	3 生産者等との連携
4 調理方式	4 有機農産物の活用	
5 運営方式、委託業務等	5 給食の喫食率	
6 栄養教諭及び学校栄養職員の人数等	6 食品廃棄物の取扱い	
7 調理員の人数等		
8 給食実施校及び児童生徒数（教職員を含む。）		

第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が取組んだ給食の形態の回数

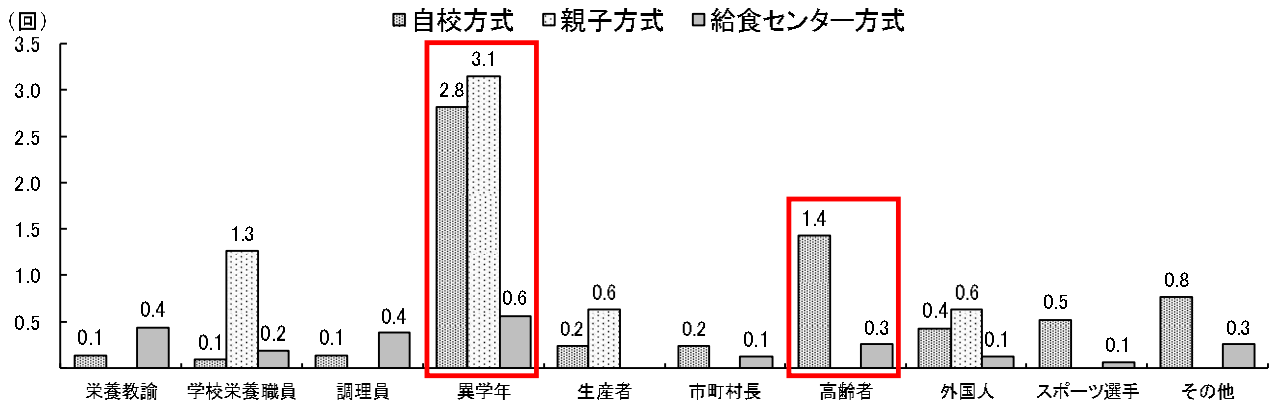
公立小学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

「交流給食・ふれあい給食」の交流相手別回数

公立小学校

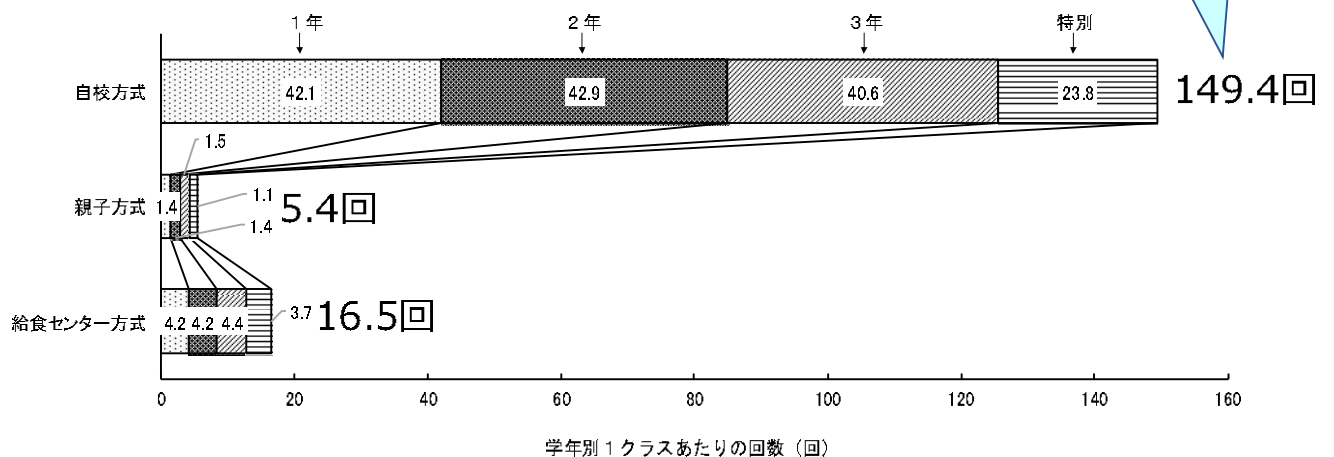


35

第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が取組んだ給食の形態の回数

公立中学校

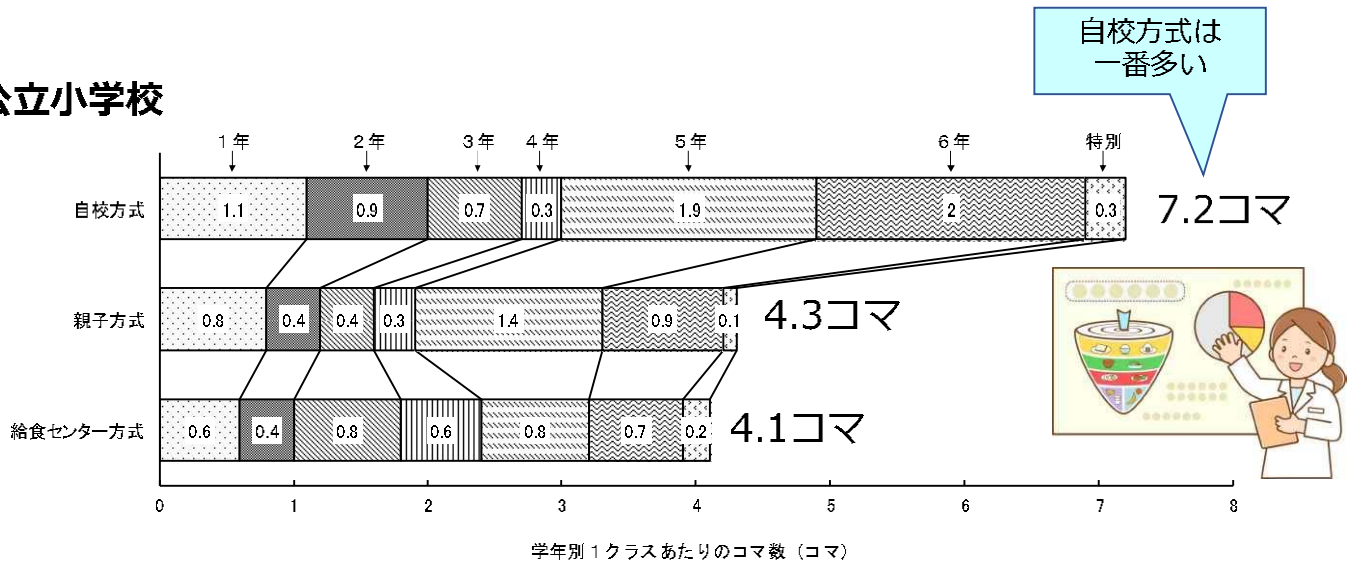


36

第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が指導（TTを含む。）で関わった教科等のコマ数

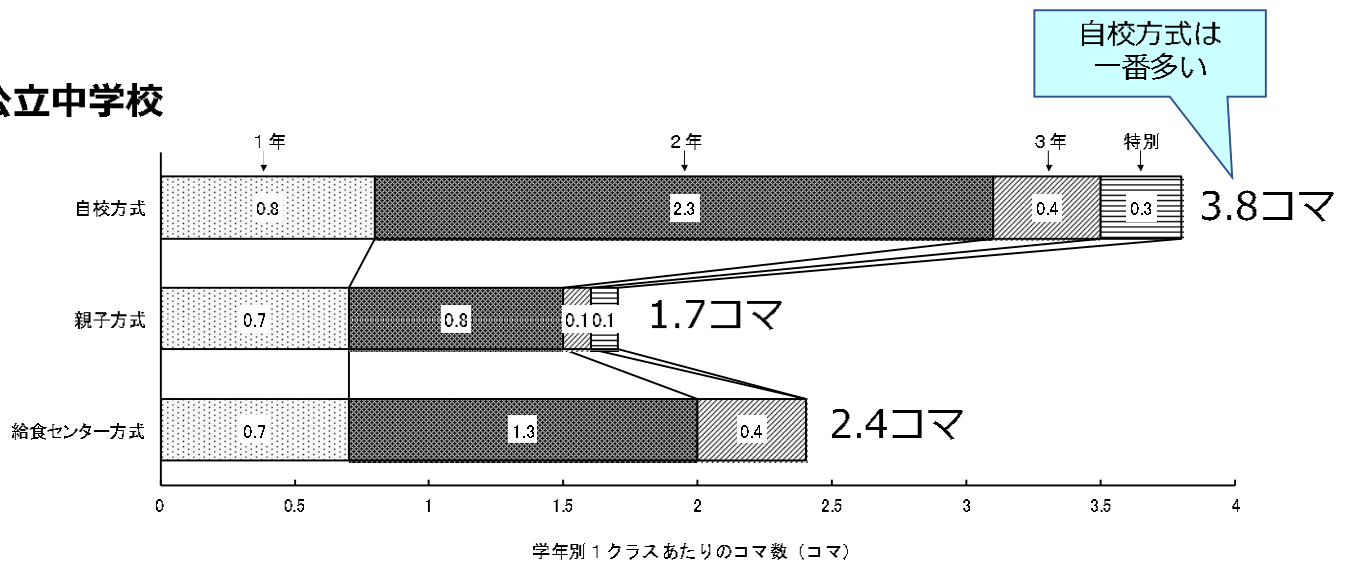
公立小学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が指導（TTを含む。）で関わった教科等のコマ数

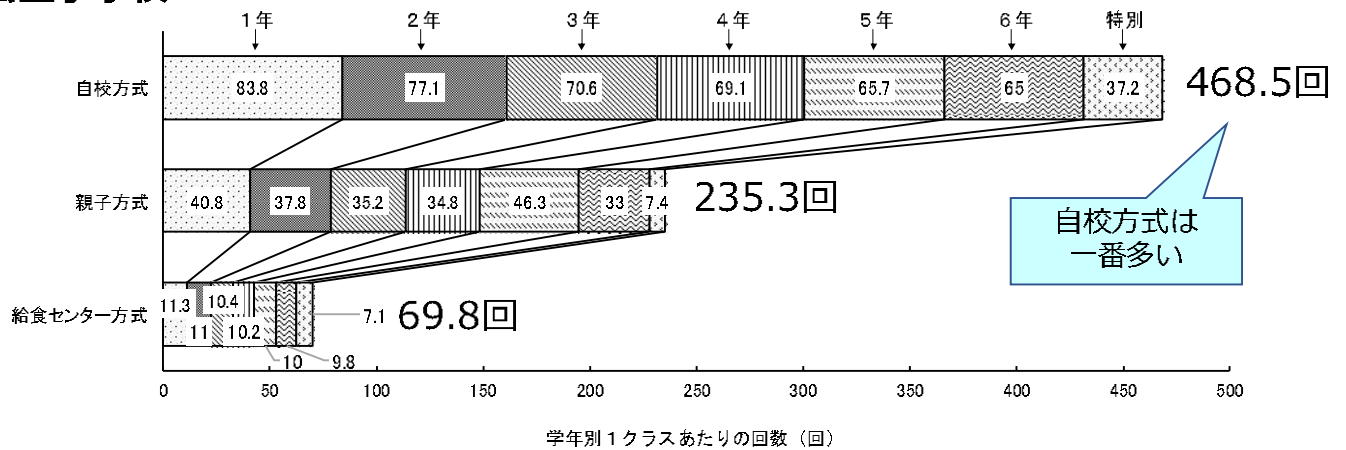
公立中学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が給食時に巡回した回数

公立小学校

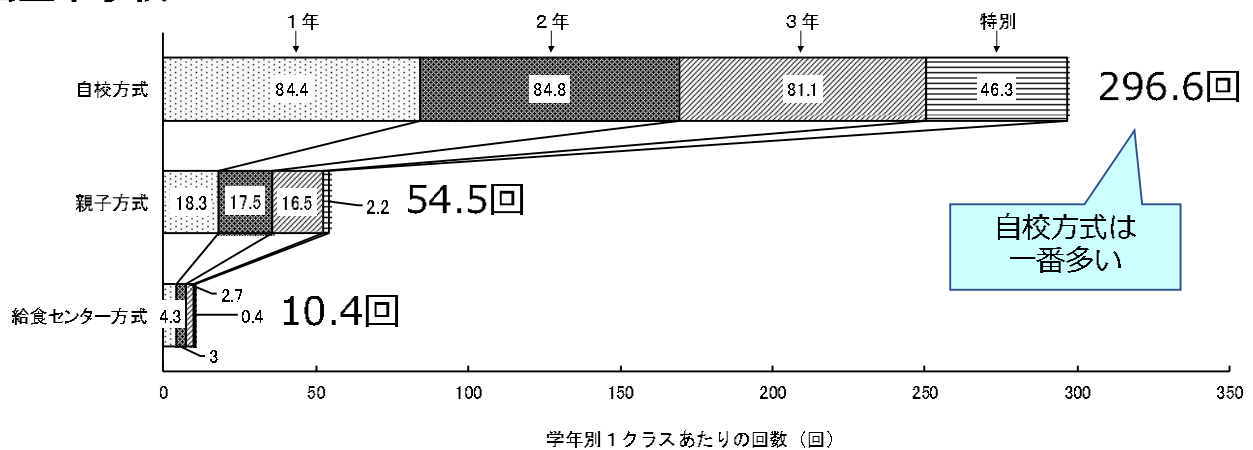


39

第5章 アンケート調査（千葉県）

栄養教諭等が給食時に巡回した回数

公立中学校

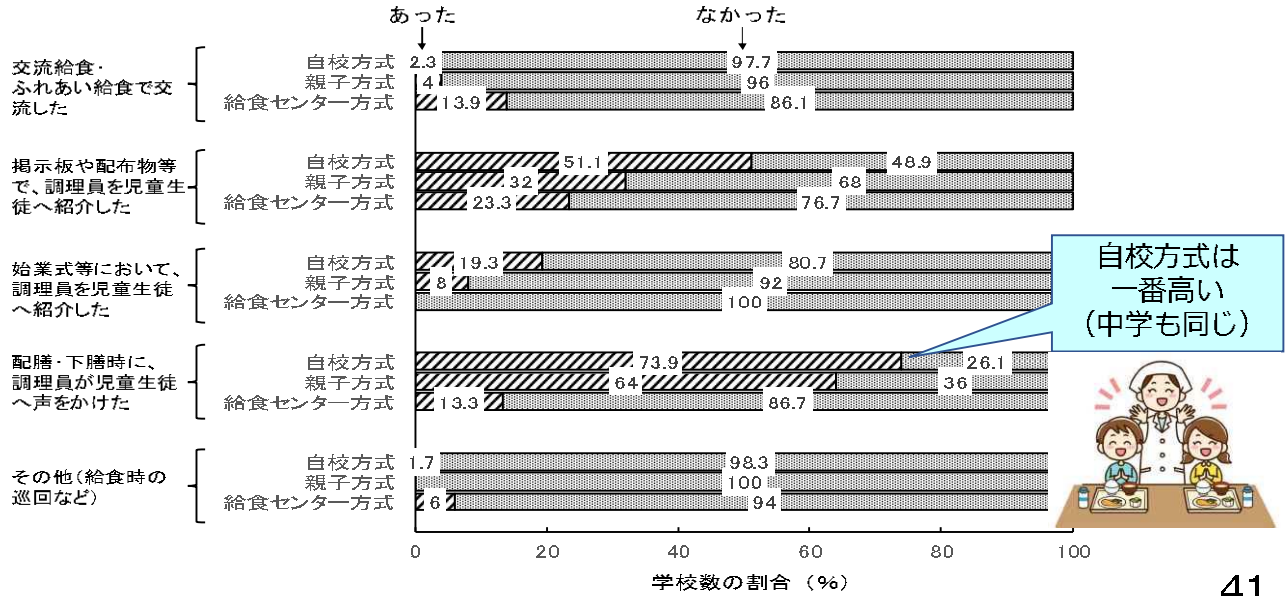


40

第5章 アンケート調査（千葉県）

児童と調理員のふれあいの機会があった学校数の割合

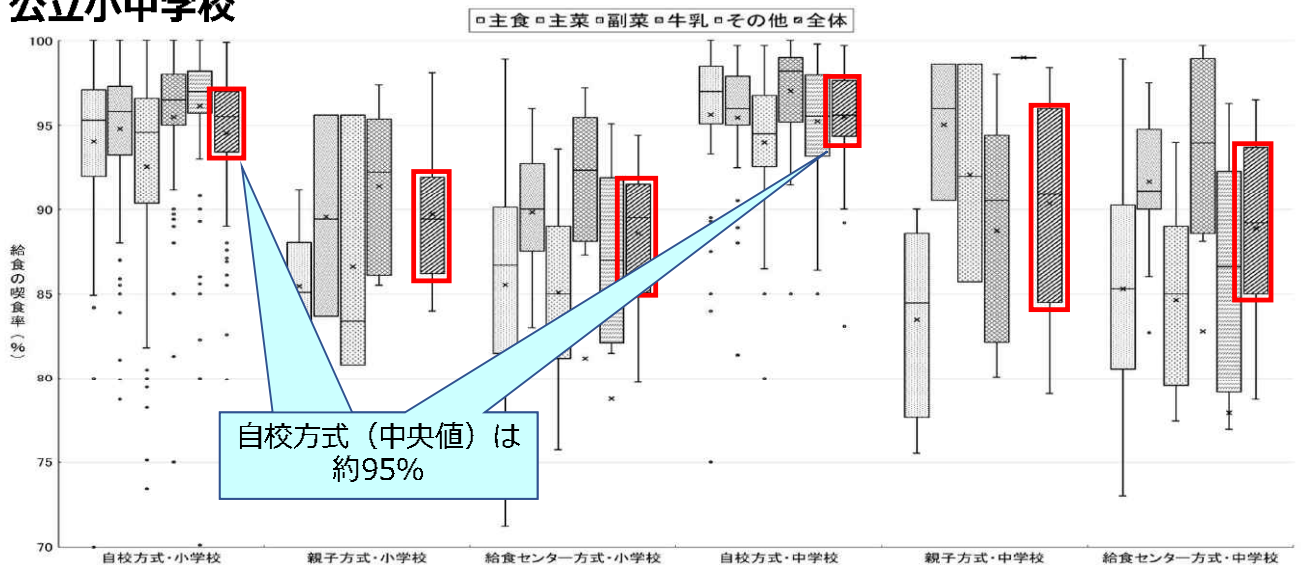
公立小学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

給食の喫食率（給食の量に占める食べた量の割合）

公立小中学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

調査の結果

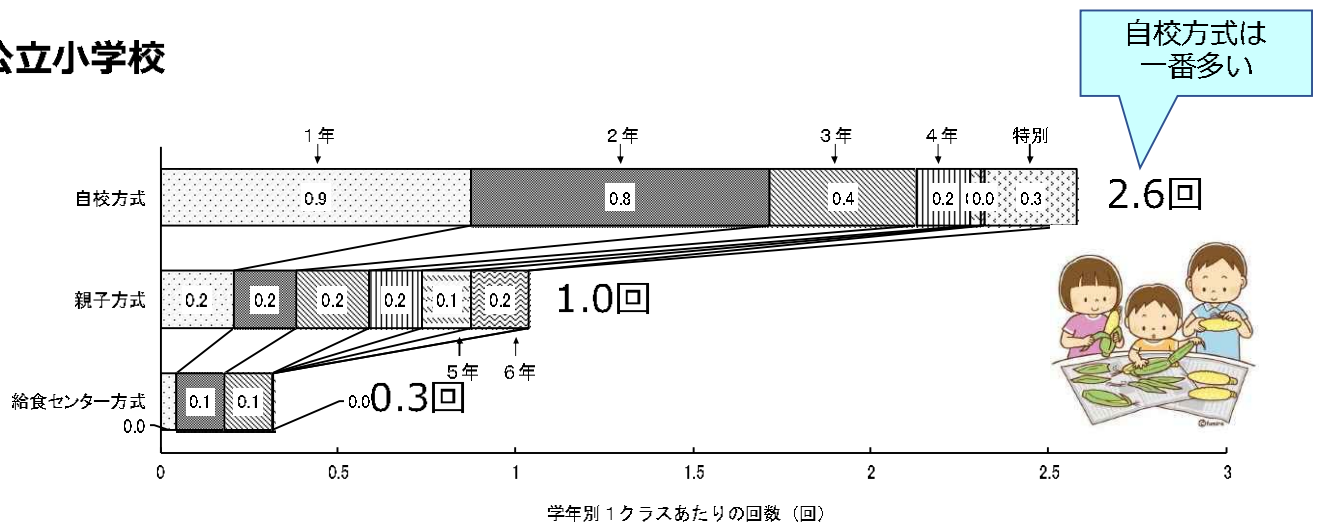
調査事項：2019年度（1年間）に調理場単位で行われた給食の形態などについて着目。

【1】運営主体の概要	【2】学校給食の取組み	【3】食に関する体験活動
1 調理場名	1 給食の形態	1 給食の下処理体験
2 調理場の設置年度（西暦）	2 食に関する指導	2 農林漁業体験
3 調理場の冷暖房設備及び調理時温度	3 児童生徒と調理員のふれあい	3 生産者等との連携
4 調理方式	4 有機農産物の活用	
5 運営方式、委託業務等	5 給食の喫食率	
6 栄養教諭及び学校栄養職員の数等	6 食品廃棄物の取扱い	
7 調理員の数等		
8 給食実施校及び児童生徒数（教職員を含む。）		

第5章 アンケート調査（千葉県）

取組んだ給食の下処理体験の回数

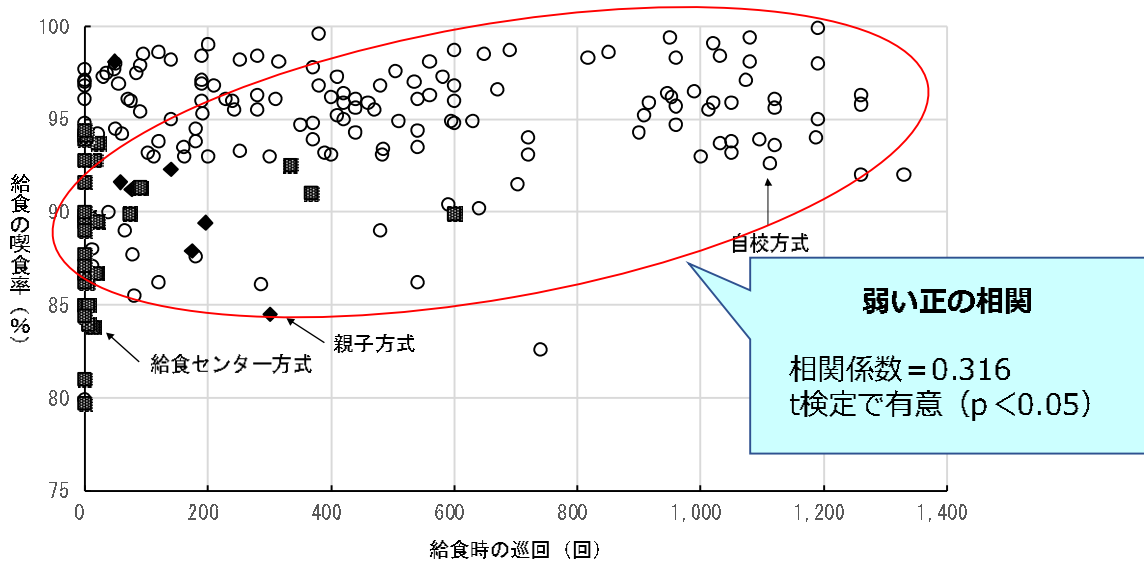
公立小学校



第5章 アンケート調査（千葉県）

「給食の喫食率（全体）」と「給食時の巡回（合計）」の相関

公立小学校

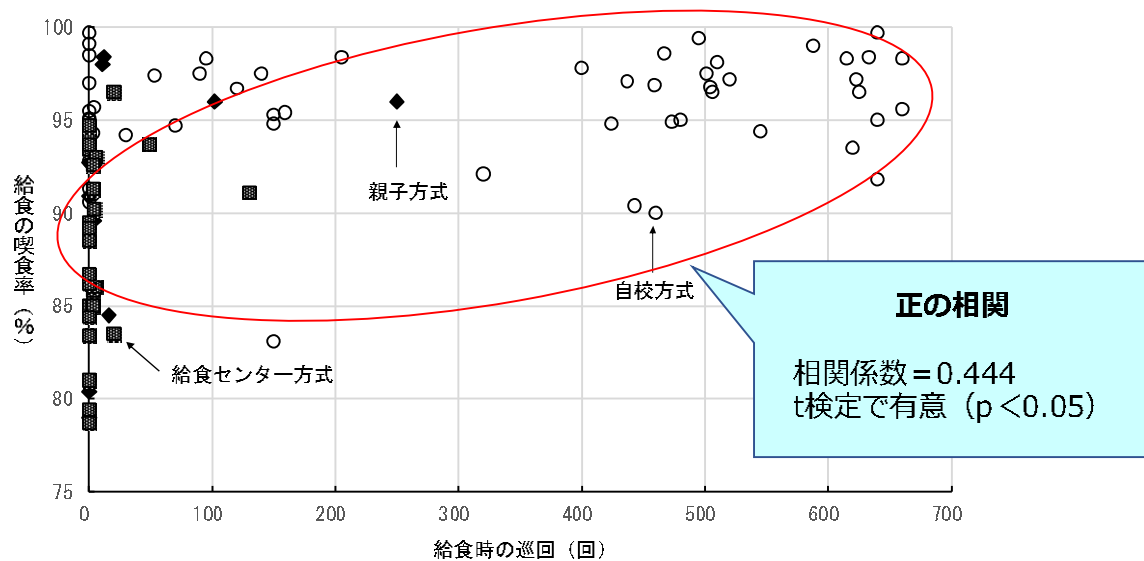


45

第5章 アンケート調査（千葉県）

「給食の喫食率（全体）」と「給食時の巡回（合計）」の相関

公立中学校



46

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

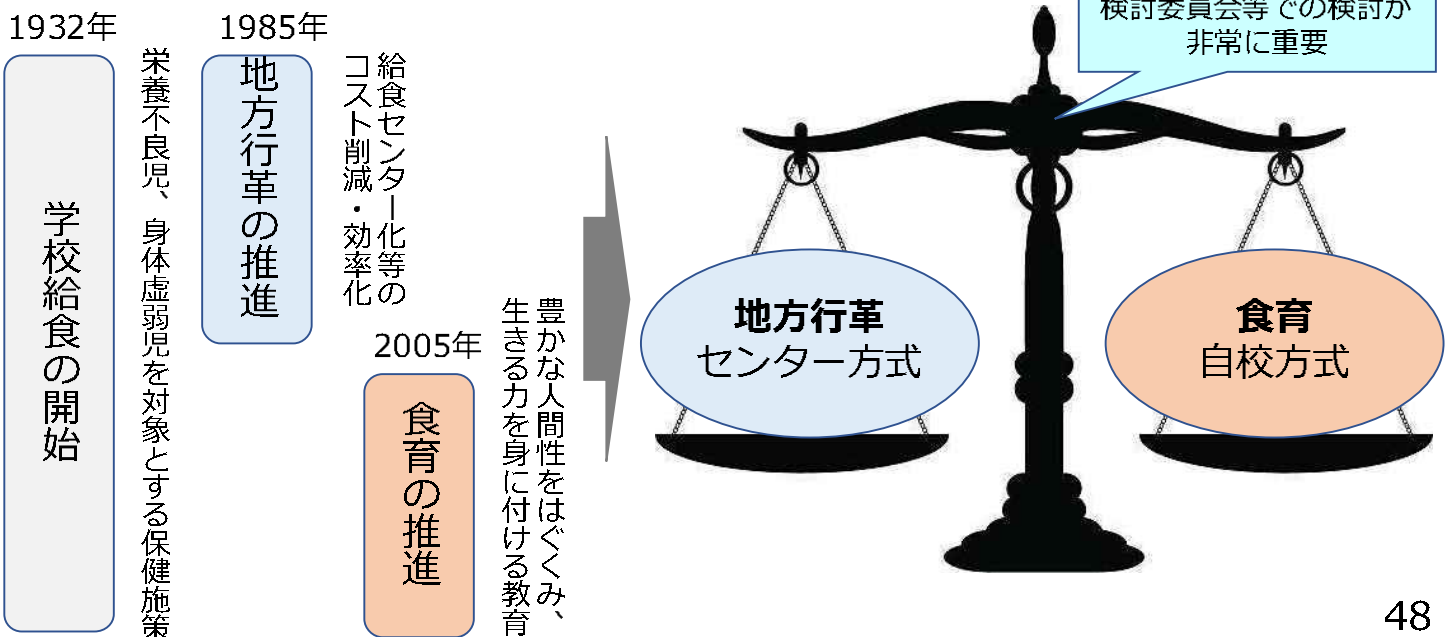
- 第1章 研究の背景と目的
- 第2章 学校給食の食育をめぐる状況
- 第3章 学校給食の合理化をめぐる状況
- 第4章 家庭の食卓事情
- 第5章 アンケート調査（千葉県）
- 第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察**
- 第7章 政策提言

47

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

学校給食の遷移について

都道府県、市区町村ごとに判断



48

発表内容（時間の制約上、一部抜粋）

第1章 研究の背景と目的

第2章 学校給食の食育をめぐる状況

第3章 学校給食の合理化をめぐる状況

第4章 家庭の食卓事情

第5章 アンケート調査（千葉県）

第6章 学校給食の食育のあり方に関する考察

第7章 政策提言

49

第7章 政策提言

都道府県及び市町村への政策提言

- 1 検討委員会等では、栄養教諭又は学校栄養職員が子どもに対して行う食に関する指導などを定量化したデータを基にして検討する。
- 2 財政に比較的余裕がある地方公共団体は、できる限り自校方式の維持に努める。
- 3 栄養教諭及び学校栄養職員は給食時になるべく多く巡回する。
- 4 栄養教諭等が教育事務所管内を異動する際、異動元で食育の教育的効果が高い取組みを異動先で実践しやすい仕組みを構築する。

50

エビデンスに基づく私の主張

51

エビデンスに基づく私の主張

財政面

- 2021年6月発行の都市データパック2021によると、白井市の財政健全度は**総合180位**／1718市町村。

(収支 248位、弾力性 219位、財政力 166位、財政基盤 383位、将来負担 229位)

52

エビデンスに基づく私の主張

財政面

- 2021年3月公表の白井市役所ホームページによると、平成31年度の健全化判断比率・資金不足比率は、すべての指標について早期健全化基準を下回っている。

53

エビデンスに基づく私の主張

学校給食

- 自校方式は、他の調理方式より食育の充実度が総合的に高い。
- 自校方式は、子どもと高齢者等が交流する機会を作っている。

54

エビデンスに基づく私の主張

学校給食

- 自校方式は、学校単位で、栄養教諭又は学校栄養職員を中核とし、学校・家庭・地域が連携した食育推進体制が確立している。
- 自校方式は、地域の特色であり、人々を惹きつけるもの。

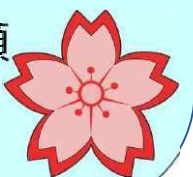
55

エビデンスに基づく私の主張

「**学校給食を生きた教材**」として活用して子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることが次の世代の親への教育であるという長期的な視点に立てば、

桜台小中学校の自校方式は、給食センターにとってお互いを高め合う存在として役立ち、白井市全体の利益向上に繋がることから、自校方式の長所をより一層活用する方が得策であるといえよう！

その利益は、給食センター方式に移行した場合の経費削減額約4,900万円（歳出額の約0.2%）を超えるものと考えられる。



56

桜台小・中の学校給食 に関する桜台の意見



2021年10月20日

次第



- ★桜台小中の学校給食に関するこれまでの経緯
- ★桜台に住んでみて感じた地域特性
(地域特性にマッチした自校式給食)
- ★自校式給食への思い
- ★調理員に携わった者としての意見と思い
- ★何故桜台は自校式が必要か？
- ★親子式（増築）の可能性について



桜台小中の学校給食に関するこれまでの経緯



1994年4月：桜台小中学校は開校以来自校式給食を開始
25年以上に渡り桜台地区住民に支持され貴重な財産となっている。

2012年：事業仕分けでは現行通りとの結果

2015年：旧給食センターを移転建替える際、桜台小中を統合することは検討していないと明言（平成25年予算審議議事録より）。

2018年9月11日：教育委員より財政健全化に自校式の見直し案が出ていると説明を受ける

2018年12月・2019年9月：学校給食に関する説明会 ⇒このころ守る会発足

2019年の下旬：何度もPTAをはじめ、保護者と教育委員会が意見交換（代表者会議等）を行う その間教育委員会議も数回開催される



2019年12月11日

桜台小中の自校式給食は令和3年度以降も当分の間、現状のままとし、同校の学校給食のあり方について改めて検討する⇒あり方検討会

2020年：教育委員会ともコミュニケーションを図りながら、桜台の保護者（住民）間でも数回話し合いを行う。

桜台に住んでみて感じた地域特性

（地域特性にマッチした自校式給食）



①私の桜台移住の経緯

相模原市⇒白井市大山口（2年）⇒印西市原山（4年）⇒名古屋市名東区（4年）
⇒印西市原山（6カ月）⇒白井市桜台（15年）

行政サービスが充実 桜台中 木刈中に負けない学力 自校式給食 挨拶ができる

②最近の桜台地区（印西市の千葉NT中央地区と比較）

1. 高齢者世帯の増加による活気が低下
2. 行政の住民サービスが低下

③地域特性

1. サラリーマン世帯（新）と農家世帯（在）が隣接
2. 小中学校が同じ学区（9年間同じ環境）
3. 食育に適した立地
4. 調理師さんの顔が見える温かい自校式給食



④自校式給食は

1. 桜台地区創設開始から続く自校式給食は地域特性にマッチし桜台の地域文化として定着した地元の財産
2. 桜台小中卒業生の再定住の可能性
3. 「ときめきとみどりあふれる快活都市」桜台学区のシンボル
4. 印西市木刈・小倉台・戸神台に対抗できる魅力発信

自校式給食への想い



①印西市から桜台に転居した理由が自校式給食

桜台に決めた理由は、小中学校が同じ敷地にあり、なおかつ、給食が自校方式だったため、子どもたちに手作りの給食を食べさせてあげられると思ったからです。もし、桜台が自校式給食でなければ、転居しなかった。



②桜台小中学校の特色

桜台小・中学校は、一部通路でつながっており自然と小学生・中学生の交流を図ることができ、それが桜台小中学校の特色となっています。それぞれに栄養士がいて独自の献立を提供してくれています。子どもたちは、作り手が目の前にいて、調理中の香りを感じたり、調理員の皆さんと触れ合うことで、調理員の方の思いや苦勞を肌で感じることができます。

③白井市の中での位置

桜台はこれまでずっと自校式を継続してきたが、白井市がこれからも継続してセンター方式と自校方式の両方を有することは、今後の食育推進の実践校のモデルとするなど、白井市全体としても、活用して行けると思われます。

自校式給食への想い



④教育の一環としての給食

学校給食は、ただのお昼ご飯ではありません。学校給食法という法律の下、教育の一環として、栄養教諭または学校栄養職員が文部科学省から示されている食事摂取基準を満たすよう、栄養価計算もされています。

財政健全化という名のもとに、不要な無駄なものにとらえず、教育的に必要な経費として、今後も桜台小中学校の自校給食を存続していただきたいです。



⑤自校式の思い出

私の自校式給食への想いはセンターとの比較ではなく、とにかく自校給食は子ども達の食に対する教育ができているのです。

私は小学校5年まで自校式の学校に通っていました。美味しい匂いと、割烹着と三角巾をつけたおばちゃんたちが作ってくれてる姿…そんな当たり前だった日常が今でもホッコリと記憶に残ってるんです。

食べることで机上で学ぶ勉強と同じくらい大切で、自校給食で見ることのできる風景や感覚ってまさに情操教育だと思います。

食育を見直そうと世の中動いてる中、このようなホッコリと記憶に残る貴重な自校式を経費削減という事だけでなくして欲しくはないです。

調理員に携わった者としての意見と想い



【経験からの想い】

・白井市は調理員は保護者でも可能としており、実際調理員として働いていた時に、給食に関する子供たちの家庭での声を栄養士の先生をはじめ先生方に届けることができ、保護者の方から給食のメニューのレシピを聞かれることもよくあった。**（地域・家庭とのコミュニケーション）**



・栄養士の先生が児童・生徒一人一人をよく把握している
（栄養士と児童・生徒とのコミュニケーション）

・難病の子が桜台小中に在籍していたことがあるが、都内在住だったご両親はお子さんが小学校にあがる時に学校探しにご苦労されたと聞いている。**その時に対応できたのが桜台だった。**
（車椅子対応などの施設設備は整っていなかったが、給食の対応ができるというのが大きかった）

調理員に携わった者としての意見と想い



【市への意見】

・白井市は特色ある学校づくりを推進しているが、**桜台は自校式が最大の特色である**

・市の第5次総合計画の中で、小学校区単位でのまちづくり協議会を推進している。**桜台の自校式給食は桜台のまちづくりからは外せないファクターとなる**

・若い世代の流入・定住を掲げていることから、市内の児童・生徒数が増えた場合、今のセンターの食数で、桜台がセンター移行してもキャパオーバーしないか。

・予算削減で、桜台の自校式給食が上がったと思うが、もっと他でも削減は出来るはず。**お金をかけるべきところはかける。削るところは削る。**
それをもっと広域かつ将来を見据えて議論すべき。

何故桜台は自校式が必要か？



1. 地域の魅力として外部からも評価されている。

トヨタホーム星時のホームページ

<http://www.hoshi-toki.com/magazine/sp/kyuushoku/>

2. 大規模調理のリスク低減として必要です。

大規模調理によるリスクが増大してきた背景は軽視できないと思います。

<https://www.sankei.com/west/news/170208/wst1702080105-n1.html>

3. 加工食品比率の少ない給食

日本人の2人に1人が癌になり、発達障害大国で国別統計で常にトップレベル

<https://www.sankeibiz.jp/econome/amp/180217/ecb1802171610001-a.htm>

4. 子どもたちのために残すべきもの

立命館大学の森先生のコメントにある議論が一番大切です。

「**将来像をきちんと描いて**、何を残し、何を削り、何を我慢するのかを考えていかないといけない」

https://youtu.be/u_nn2-5-UbA



親子式（増築）の可能性について



【増築の検討について考慮した内容】

「学校給食衛生管理基準」に基づき以下の内容を考慮

- 汚染作業区域と非汚作業染区域を部屋単位で区分
- ドライシステムの導入（床を濡らさない）
- 食品の納入検査のために独立した検収室を設置
- 調理員が各区分に移動する場合は、更衣や手洗い等のため、前室を設置
- アレルギー対応
- ワゴンの回収口と発送口を一つの導線（食材搬入口給食供給口を分ける）とする
- 釜の使用2回転を回避
- **上記の衛生管理基準に基づいた機器配置ができるよう、また計画した食数に適した広さを確保**

親子式（増築）の可能性について



【給食室の増築の考え方】

【増築する給食室】

増築する給食室については、中学校よりも小学校の方が広いことから
「小学校」とした（※小学校の給食室は旧基準では800食対応）

【食数】

食数については
 令和2年度（小学校405食 中学校216食）であることから
計画食数600食を想定

【増築面積】

学校給食衛生管理基準による延床面積
 ⇒統計により必要面積を算出

（使用した実績 寒川町・茨木市・茅ヶ崎市 etc）どのプランにおいても
必要延床面積×1.5＝想定食数（想定食数÷1.5＝必要延べ床面積）
 とほぼ近い値となっている

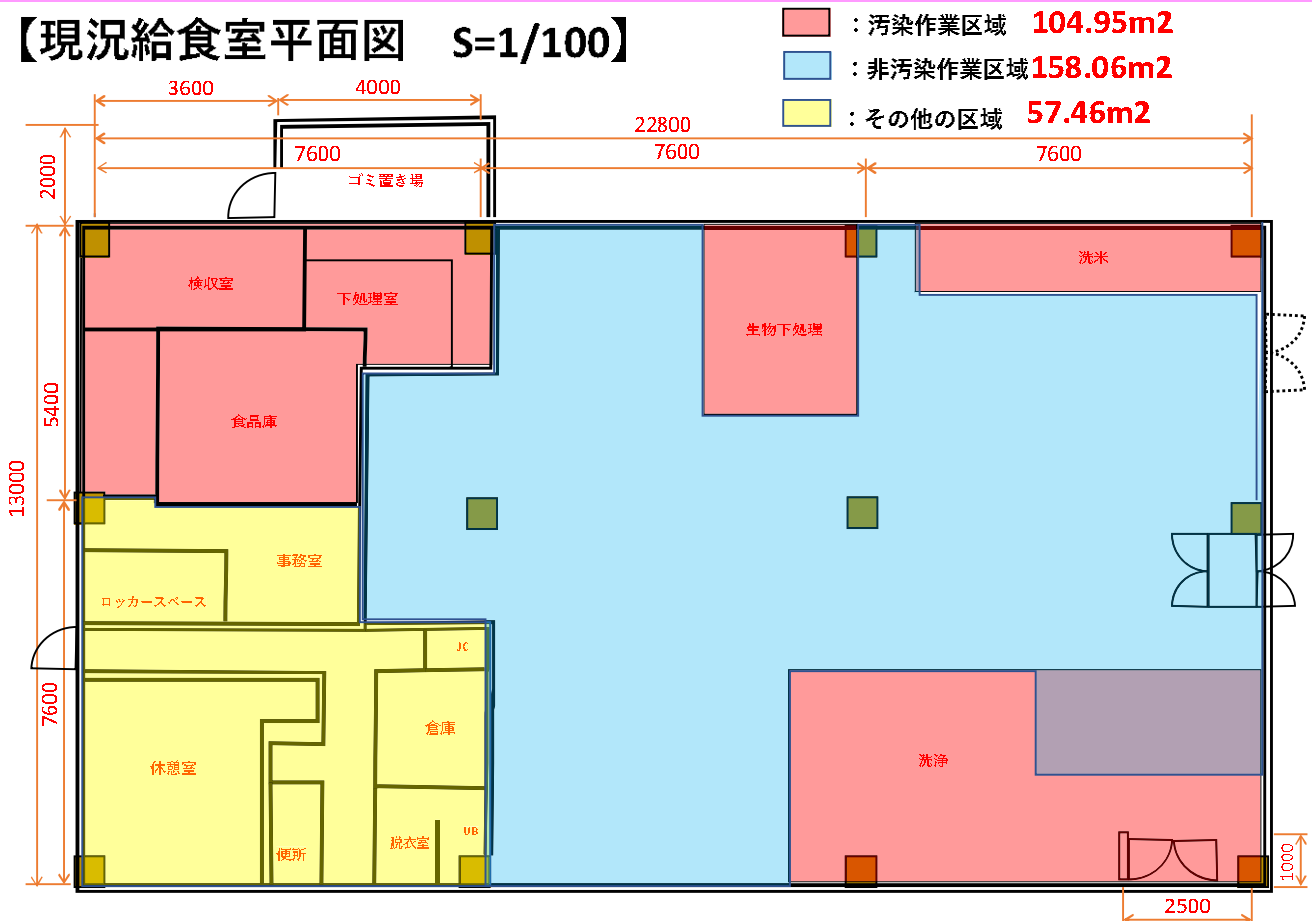
【増築面積】

現状の小学校の延床面積は $13m \times 23m = \text{約}300m^2$
 また計画食数は600食なので、必要延床面積は $600\text{食} \div 1.5 = 400m^2$
 よって今回の給食室の増築面積は
 $400m^2 - 300m^2 = 100m^2$

親子式（増築）の可能性について



【現況給食室平面図 S=1/100】



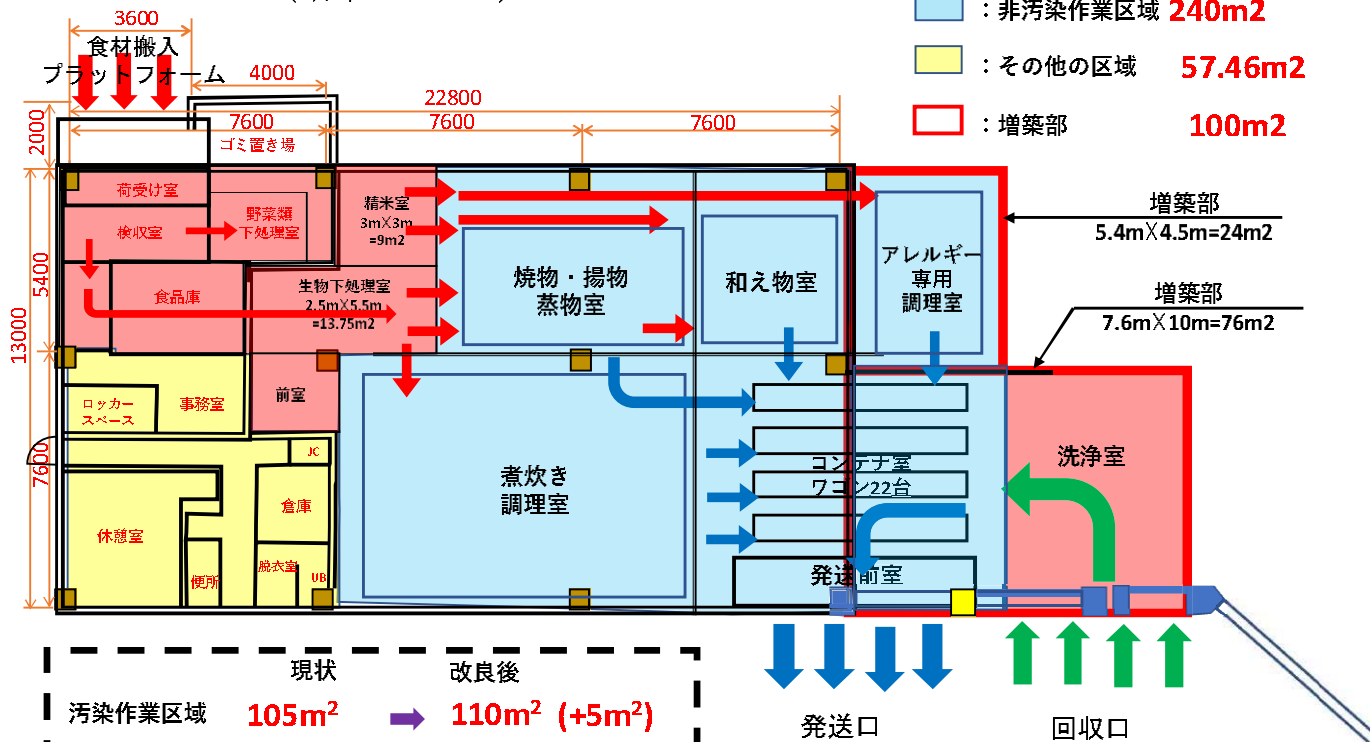
親子式（増築）の可能性について



【改良後給食室平面図 S=1/150】

(増築：100m²)

- : 汚染作業区域 **110m²**
- : 非汚染作業区域 **240m²**
- : その他の区域 **57.46m²**
- : 増築部 **100m²**



	現状	改良後
汚染作業区域	105m ²	110m ² (+5m ²)
非汚染作業区域	158m ²	240m ² (+82m ²)

親子式（増築）の可能性について



【増築検討の結果】

- ・現状の敷地内での増築は十分可能！
(支障物について多少の移設は必要)
- ・現状の給食室を改良して、汚染区域・非汚染区域を区分けして人・食材の流れの確保可能！
- ・設計費・工事費トータルで9500万円程度となった

【今後の検討】

- ・面積については十分確保できるが、詳細な設備の配置や部屋割り等は考慮出来ていないため、今後詳細な設計をする必要あり
- ・壁こわしによる建物の構造等は問題なしと考えるが、計算書・配筋図等で壁の構造（荷重の受け方）等を確認する必要あり
- ・壁こわしによる配管、ダクトの移設等を検討する必要あり
- ・工事費については推定であるため、詳細に検討する必要あり
- ・工事期間中の給食の対応について考える必要あり



桜台の想い



桜台の最大の特色として
自校式を継続してもらいたい
そして…それは

桜台の給食だけではなく
センター給食の更なる発展にも
繋がると考えている

学校給食と食育



学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校

渡邊智子

学校給食 (ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)

学児童，生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善をはかるため，学校で集団的に行なわれる給食。

1954年には学校給食法が制定された。同法は義務教育諸学校での給食を奨励するもので，学校給食の目標，設置者，国および地方公共団体の任務，経費の負担関係，国の補助などを定めている。

教育課程において，**特別活動**のなかに教育活動の一部として正規に位置づけられ，保健指導，安全指導，学校図書館の利用指導などととも**「学級活動」の重要な一環**として指導されるようになっている。

2005年には，学校給食を教材として活用し食に関する指導の充実をはかるため，栄養教諭制度が創設された。

学校給食の目標（学校給食法の第2条「学校給食の目標」）

- 1.適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2.日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3.学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4.食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5.食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6.我が国や各地域の優れた伝統的な食生活についての理解を深めること。
- 7.食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

栄養教諭の職務（学校教育法第37条第13項）

児童の栄養の指導及び管理をつかさどる

栄養教諭の職務内容

食に関する指導

- ・児童生徒への教科・特別活動等における教育指導
（学校給食を生きた教材とする）
- ・食に関する指導の連携・調整
（学校全体計画の作成，教職員との連携，家庭への働きかけ，生産者等との連携）
- ・児童生徒への個別的な相談指導

給食の管理・運営

- ・献立作成や衛生管理など

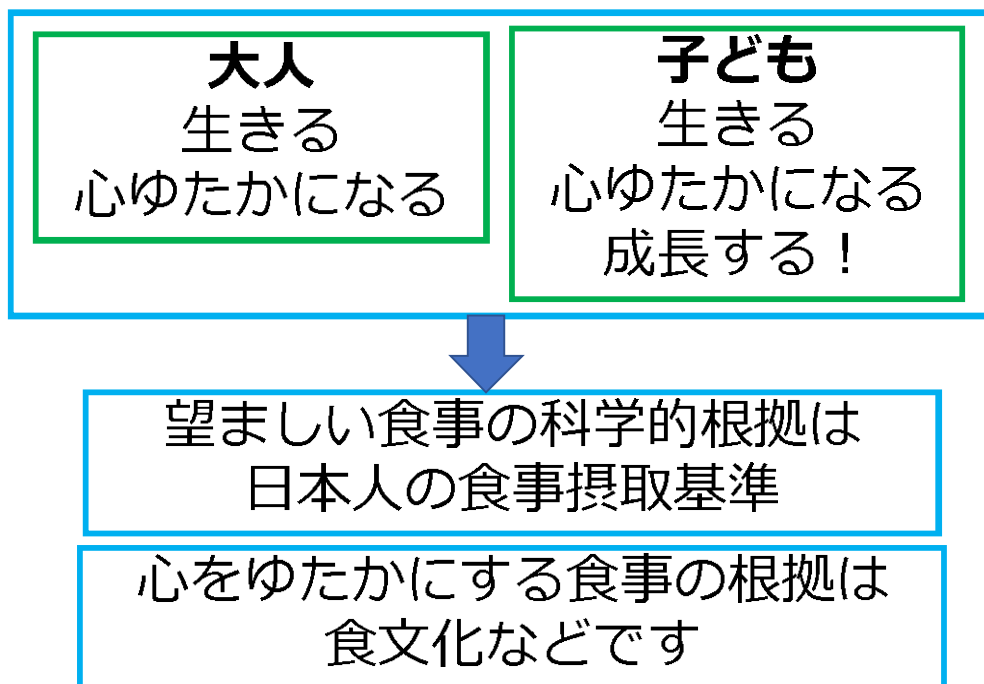
食育, 大切と考えていること

元気に生きるための望ましい食べ方（食事など）を楽しく分かり易く伝えたい
食事は科学的側面と文化的側面があることを伝えたい

栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導は、子ども達にとってなぜ必要か

上述したことを理解することは、生きる力につながります

食事を食べる目的



関西風

関東風

しょうゆ



おにぎり



さくらもち



たまごやき



「生きた教材」とは

子どもが毎日食べている学校給食です

子ども達、地域等にとってどのような効果があるのか。

子ども：給食は全員が同じ食事を食べるので、全員が共通理解できます

地域：献立を地域のスーパーなどに提示する、地域の食材を使うなどにより、地域にも望ましい食事を伝えること、地域と学校とのつながりができ、地域連携ができます

食に関する指導で学校栄養教諭・学校栄養職員ができること

食の専門家として

- ・ 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導
- ・ 食に関する指導の連携・調整
- ・ 児童生徒への個別的な相談指導

食に関する指導で給食主任・学級担任・教科ができること

栄養教諭・学校栄養職員と連携して

- ・ 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導
- △・ 食に関する指導の連携・調整
- ×・ 児童生徒への個別的な相談指導

千葉県（小学校全校）などが自校式の理由

この方式のメリットがあるため

各学校に栄養教諭がいることは、センター方式に比べ食育の時間が多くなり、子どもの食への理解が深まると予測されます

調理方式による喫食率の違い

喫食率は、担任の食育指導（給食への考え方）、学校全体の食育への取り組み、献立など様々な要因で左右されます
喫食率の向上は、栄養教諭の熱意、学校全体の食育への理解と熱意が大きいと感じています

食育の向上のためには

リーダーの力

- ・ 市長が食育を重視している
- ・ 教育委員会委員長が食育を重視している
- ・ 校長が食育を重視している

栄養教諭の力

- ・ 熱意
- ・ コミュニケーション

学校全体の食育への理解と連携

- ・ 担任の理解と協力
- ・ 保護者や地域への働きかけ

桜台小中学校と白井市

自校式を続ける場合

- ・ 桜台以外の小中学校の子どもから見ると、桜台小中学校のみが優遇されているように感じるのではないのでしょうか
- ・ 桜台の自校式を継続する場合には、市民への説明が必要と考えます
- ・ 例えば、桜台を食育特別校とし他の小中学校の食育を手厚くする工夫も必要

センター方式に変更する場合

- ・ 各学校の食育を現在の桜台と同様のレベルにするよう、白井市として目指してほしい（具体的な計画を市民に提示してほしい）

(2) 推計結果

白井第一小学校区、白井第二小学校区と南山小学校区の人口は、平成27年以後、一貫して減少していくものと見込まれます。

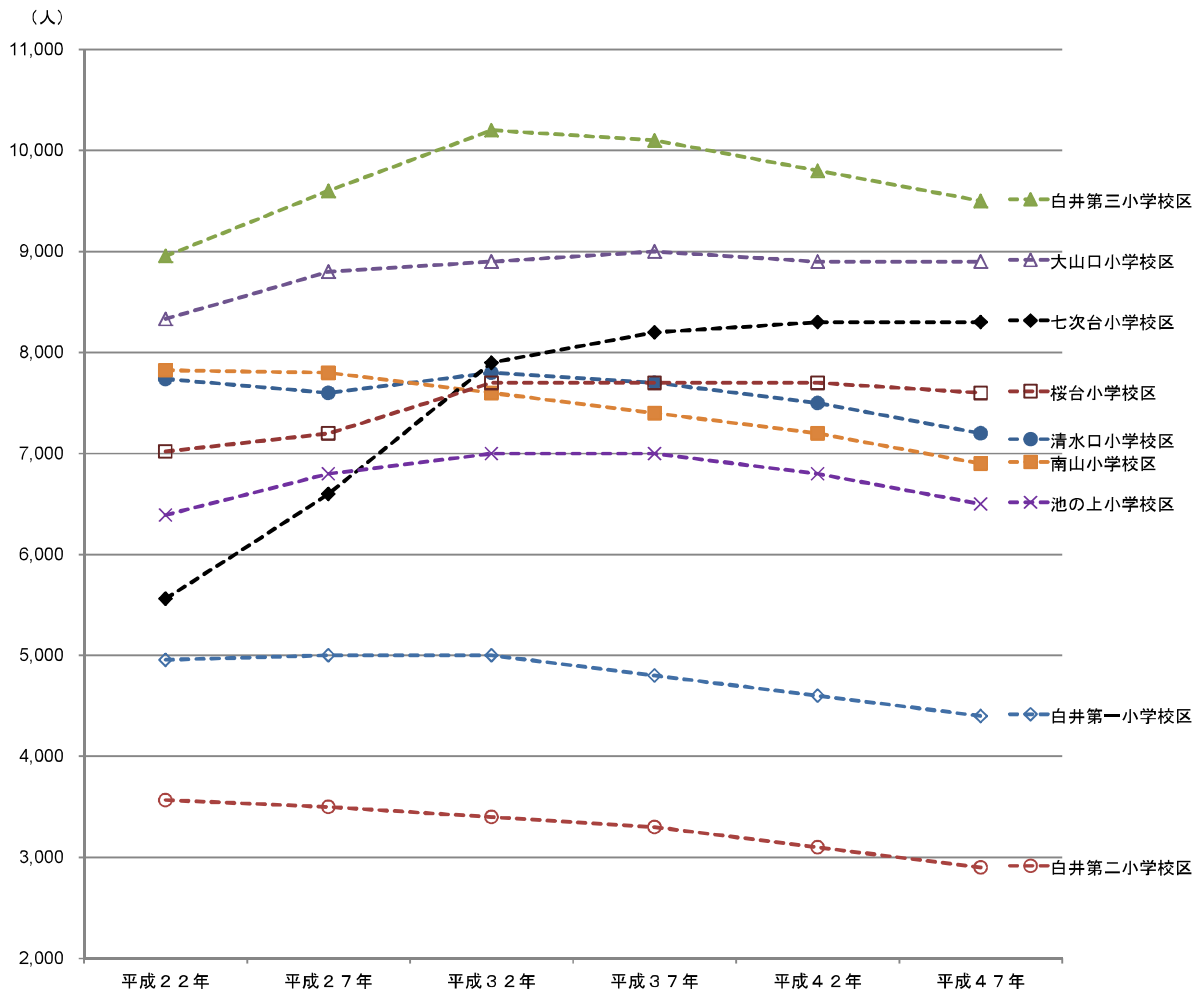
その他の小学校区の人口は、開発に伴う人口流入に伴って増加するものの、長期的には減少傾向に転じるものと見込まれます。

図表6-1 小学校区別推計人口

(単位：人)

	実績	推計				
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
白井第一小学校区	4,955	5,000	5,000	4,800	4,600	4,400
白井第二小学校区	3,567	3,500	3,400	3,300	3,100	2,900
白井第三小学校区	8,956	9,600	10,200	10,100	9,800	9,500
大山口小学校区	8,332	8,800	8,900	9,000	8,900	8,900
清水口小学校区	7,738	7,600	7,800	7,700	7,500	7,200
七次台小学校区	5,560	6,600	7,900	8,200	8,300	8,300
南山小学校区	7,824	7,800	7,600	7,400	7,200	6,900
池の上小学校区	6,392	6,800	7,000	7,000	6,800	6,500
桜台小学校区	7,021	7,200	7,700	7,700	7,700	7,600
合計	60,345	62,900	65,500	65,200	63,900	62,200

図表6-2 小学校区別推計人口



平成22年と平成37年の小学校区別の年齢3区分別人口比率を比較すると、年少人口比率は、池の上小学校区では増加しますが、その他の小学校区では減少する見込みです。

また、全ての小学校区において、生産年齢人口比率は減少し、高齢者人口比率は増加する見込みです。

図表6-3 平成22年と平成37年の小学校区別・年齢3区分別人口比率の比較

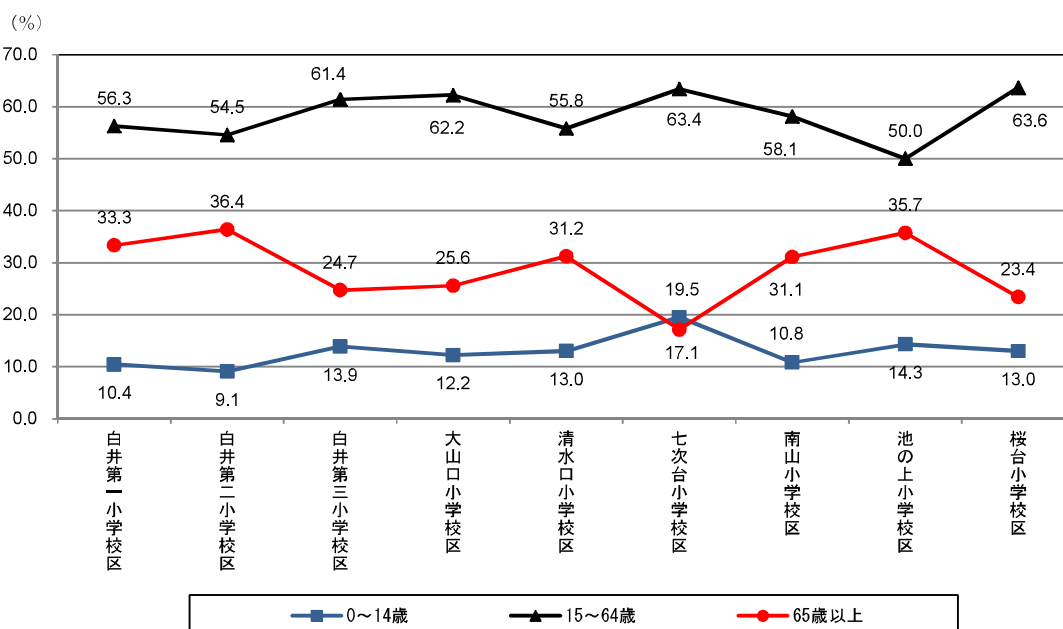
(単位：%)

	0～14歳			15～64歳			65歳以上		
	平成22年	平成37年	増減	平成22年	平成37年	増減	平成22年	平成37年	増減
白井第一小学校区	13.1	10.4	-2.7	63.0	56.3	-6.8	23.9	33.3	9.5
白井第二小学校区	11.6	9.1	-2.5	62.2	54.5	-7.7	26.2	36.4	10.2
白井第三小学校区	17.5	13.9	-3.6	64.7	61.4	-3.4	17.8	24.7	6.9
大山口小学校区	18.4	12.2	-6.2	65.8	62.2	-3.5	15.8	25.6	9.7
清水口小学校区	14.6	13.0	-1.6	65.6	55.8	-9.8	19.8	31.2	11.4
七次台小学校区	21.2	19.5	-1.7	66.5	63.4	-3.1	12.3	17.1	4.8
南山小学校区	16.0	10.8	-5.2	66.3	58.1	-8.2	17.7	31.1	13.4
池の上小学校区	11.6	14.3	2.7	67.1	50.0	-17.1	21.3	35.7	14.4
桜台小学校区	16.1	13.0	-3.1	71.8	63.6	-8.2	12.1	23.4	11.3

平成37年における小学校区別の年齢3区分別人口比率をみると、七次台小学校区は年少人口比率が最も高く、高齢者人口比率を上回っています。

白井第二小学校区では、年少人口比率が最も低く、高齢者人口比率が最も高くなっています。

図表6-4 平成37年の小学校区別・年齢3区分別推計人口比率の比較



平成28年度～令和2年度 給食材料購入費

⑤

	H28	H29	H30	H31	R2
学校給食センター ・小中学校別に発注していないため 分けることはできません。	322,868,786円	326,905,108円	325,664,224円	286,409,801円	276,166,111円
桜台小学校	22,530,896円	22,650,532円	22,489,768円	20,402,018円	19,860,800円
桜台中学校	18,665,571円	17,923,811円	16,648,826円	13,203,108円	12,130,013円
桜台小学校・中学校 合計	41,196,467円	40,574,343円	39,138,594円	33,605,126円	31,990,813円

			H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
			旧 学校給食共同調理場			現 学校給食センター	
学校給食センター	小学校	残菜率	※1 12.2	※1 13.8	※1 11.4	※1 20.8	※1 16.8
		5/1児童数	3,553	3,659	3,746	3,881	3,952
	中学校	残菜率	※1 11.4	※1 12.2	※1 8.8	※1 15.7	※1 16.3
		5/1生徒数	1,771	1,843	1,862	1,793	1,719
	小中平均	残菜率	※1 11.8	※1 13.0	※1 10.1	※1 18.3	※1 16.6
		児童生徒数計	5,324	5,502	5,608	6,574	5,671

		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
桜台小学校	残菜率	4.5	4.8	5.5	※2 4.3	※2 5.6
	5/1児童数	381	379	377	378	358
桜台中学校	残菜率	6	7.7	5.7	※2 5.5	※2 4.1
	5/1生徒数	261	251	227	200	184
桜台小中平均	残菜率	5.3	6.3	5.6	※2 4.8	※2 4.9
	児童生徒数計	642	630	604	578	542

※1 現学校給食センターでは汁物等をそのまま計測していますが、

旧学校給食共同調理場では、残菜をザルにあけ、汁等（ルーも含む）を除いて計測していました。

※2 残菜の計測内容は、旧学校給食共同調理場 主食（揚げパンのみ）・主菜・副菜・汁物

現学校給食センター 主食（ご飯・揚げパン）・主菜・副菜・汁物

桜台小学校・中学校 主食（全て）・主菜・副菜・汁物・デザート・牛乳・ふりかけ・チーズ等

ですが、※2は現学校給食センターと比較するため、デザート・牛乳・ふりかけ・チーズ等の残菜率は除いて計算しています。

※ 残菜の計測方法 現学校給食センターは全て重量を計測していますが、桜台小中学校は個数物・牛乳については目視により判断しています。

区 分		H28	H29	H30	H31	R2
		旧 学校給食共同調理場			現 学校給食センター	
旧 学校給食共同調理場 (市負担) ・給食残滓及び給食調理に係る可燃・不燃ごみ	処分量 (kg)	119,772	123,578	119,998	82,504	77,890
	処分費用 (円)	3,652,343	3,790,725	4,477,832	5,436,287	3,894,381
現 学校給食センター (PFI事業者負担) ・施設内からでる全てのごみ (草刈りごみ・事務系ごみ・給食残滓・調理中にでる可燃・不燃ごみ等) ※PFI事業者は、市からの「学校給食センター維持管理運営業務委託料」で運営しており、この委託料は物価変動により変動しますが、廃棄物量によっては変動はしません。	5/1現在 児童・生徒数 (人)	5,324	5,502	5,608	6,574	5,671
	児童生徒 1人当たり費用 (円)	686.0	689.0	798.5	826.9	686.7

区 分		H28	H29	H30	H31	R2
桜台小学校 (市負担) ・調理中にでる生ごみ・残菜	処分量 (kg)	3,425.9	3,436.2	3,600.8	3,488.3	3,320.9
桜台中学校 (市負担) ・調理中にでる生ごみ・残菜	処分量 (kg)	3,881.5	3,723.6	3,445.9	2,583.0	2,145.3
桜台小中学校 処分量合計・処分費用	処分量計 (kg)	7,307.4	7,159.8	7,046.7	6,071.3	5,466.2
	処分費用 (円)	221,399	270,592	289,193	397,021	360,768
	5/1現在 児童・生徒数 (人)	642	630	604	578	542
	児童生徒 1人当たり費用 (円)	344.9	429.5	478.8	686.9	665.6